



三重県公報

平成30年5月10日（木）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

監 査 委 員 公 表

4	監査結果に対する措置の公表	(監 査 委 員)	1
---	---------------	-------------	---

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成29年1月23日から同年9月19日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成30年3月までに講じた措置が知事、各種委員会等から通知されましたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年5月10日

三重県監査委員	山	口	和	夫
三重県監査委員	村	林		聡
三重県監査委員	小	島	智	子
三重県監査委員	内	田	典	夫

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (防災情報の提供による自助・共助の促進) (1) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の活動指標である「防災みえ. j p」から防災情報等を入手している県民の割合は、平成 28 年度の目標値 19.5%に対し、16.4%と、目標を達成できなかった。また、平成 28 年度に実施した「防災に関する県民意識調査」では、「防災みえ. j p」を知らないと回答した人の割合は 45.7%、メール配信サービスを知らないと回答した人の割合は 61.7%であり、防災情報プラットフォームを利用して発信している防災情報が、効果的に県民に伝達されているとはいえない状況にある。 このため、「防災みえ. j p」に掲載する情報内容の充実を図るとともに、周知・啓発を行うことでメール配信サービス等の利用者の増加に努め、県民自らが生命や財産を守るために必要な情報を提供することで自助・共助の促進につなげられたい。 (防災対策総務課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 29 年 12 月に、「防災みえ. j p」のホームページ及びメール等配信サービスの P R 用チラシを 2 万枚作成し、N T T ドコモ、a u、ソフトバンク及びワイモバイルの県内の販売店約 150 箇所配布していただきました。 また、防災関連のイベントや会議等においてもチラシの配布を行うとともに、地域防災総合事務所、地域活性化局及び市町の防災担当にもチラシの配布と P R を依頼しました。 2 取組の成果 例年、冬季はメール等配信サービスの登録者数が減少傾向にありますが、今年度は登録者数が微増となっており、P R 用チラシの配布の効果があったものと思われます。
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、「防災みえ. j p」のホームページ及びメール等配信サービスの P R を行い、利用者の増加を図っていきます。 また、「防災みえ. j p」のホームページについて、スマートフォン用ホームページや国管理河川の情報を提供するなどの機能向上を図るとともに、T w i t t e r に加えて L I N E により台風に備えた呼びかけを行う等、県民によりわかりやすい情報提供を行っていきます。

部局名 防災対策部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(1) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 工事、物件等における入札中止状況	
① 事務処理誤りにより入札を中止した案件が2件あった。	(災害対策課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 入札事務の執行に際し、複数の職員により仕様書等の内容確認を行うなど、チェック体制の強化を図りました。	
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き、入札事務の適正な執行に努めます。	

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

（「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進）

- (1) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年10月策定、28年3月改訂）の平成28年度の取組結果については、自然減対策で進展度をB（ある程度進展した）とした一方で、社会減対策は進展度C（あまり進まなかった）とした。これは、社会減対策の数値目標である県外への転出超過数の改善に係る平成28年度目標値（2,440人）を実績値（3,597人）が大きく超過し、26年度現状値（3,000人）をも上回ったことによる。

こうした人口の社会減には、「住民基本台帳人口移動報告」等の分析から、若者の進学・就職時の転出超過が大きく影響していることや、県内地域別に異なる実態があることが明らかになっている。

引き続き、目標の達成に向けて、各部局と連携を図りながら、自然減対策を推進するとともに、県内高等教育機関の魅力向上、U・Iターン就職にもつなげる地域の特性を生かした仕事の創出等に取り組み、社会減対策を一層進められたい。（企画課）

講じた措置

平成29年度

1 実施した取組内容

- (1) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたっては、PDCAサイクルを導入し、基本目標に係る数値目標や基本的な取組方向に係る重要業績評価指標（KPI）の達成度により、取組の進捗状況を把握するとともに、効果の検証を行い、中長期的な視野で改善を図っていくこととしています。
- (2) 平成29年6月に人口移動要因分析を実施したところ、転出者数はほぼ一定の水準で推移しているものの転入者数が減少傾向にあること、また働き盛りの世代であり子育て世代でもある親とその子どもたちの世代の転入減少が大きく影響していること、さらに近年、南部地域では一定の幅で転出超過数が推移している一方で北中部地域は増加傾向にあることなどが明らかとなりました。この分析結果から、本県の社会増減に特に大きな影響を与えている要因は「若者の都市部への進学・就職」と「企業における転勤等」に伴う転出入だと考えており、転出超過を減少させるためには、学ぶ場・働く場の確保や魅力の向上が大変重要です。
- (3) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組を確実に推進するため、平成29年6月に三重県地方創生会議及び同検証部会を開催し、外部有識者の委員から専門的な見地からご意見をいただいたほか、県議会で調査いただきました。これらのご意見・調査結果や人口移動要因分析結果等を踏まえ、平成28年度の取組の評価と検証を行い、7月に「平成29年度 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略検証レポート」を作成し、公表しました。
- (4) 社会減対策を加速するためには部局間の連携を強化し、取組の相乗効果を上げる必要があることから、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部幹事会」の場を通じて、各部局に対し総合戦略の基本目標の達成に向けた働きかけを行ったほか、検証結果や取組の進捗状況を踏まえ、平成30年度の重点取組や三重県経営方針の策定、総合戦略の改訂を通じて、各部局と連携し、より効果的な取組の検討を進めました。

2 取組の成果

- (1) 三重県地方創生会議や同検証部会における検証、また議会での調査等でいただいたご意見をもとに「平成29年度三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略検証レポート」を作成、公表したことを通じ、本県の人口減少対策にかかる取組の進展状況を把握し、一層の人口減少対策を推進するため平成30年度の重点取組や当初予算編成に反映しました。また、平成30年1月に公表された平成29年の人口移動報告の結果を受け、引き続き、施策を総動員して取組を進めるため、平成30年度の取組を総合戦略に盛り込み、改訂を行いました。
- (2) 自然減対策の目標である合計特殊出生率については、平成28年は1.51となっており、2年連続で1.5台を維持し、平成16年の1.34を底に回復傾向にあります。目標とする1.8台とは乖離があります。また、社会減対策の目標である転出超過数については、平成29年は4,063人となっており、最も多かった平成27年より155人減少しているものの、前年より増加し多くの転出超過が続いています。

平成30年度以降（取組予定等）

改訂版にもとづいて、引き続き施策を総動員して取り組む中で、これまでの取組の成果と課題の検証等を踏まえ、より効果的な対策となるよう一層の創意工夫に努めるとともに、各部局と連携し、県民の皆さんをはじめ、国・市町等関係機関や企業・団体等民間の主体とも課題を共有しながら、取組を加速させます。

とりわけ、近年の人口移動の状況から、若者の就職・進学や子育て世代を中心とした働く世代の転勤等に伴う転出超過に歯止めをかけることが重要であり、若者の県内定着やしごとの創出、働く場の魅力向上などの取組について、これまで以上に注力し、県庁内においては「若者の県内定着に関する検討会議（仮称）」を立ち上げて検討を進めます。

また、生産年齢人口の減少が続く中で、景気の回復等とあいまって深刻な人手不足が続いており、喫緊の課題として、働き方改革や産業人材の育成、多様な人々の活躍推進、高等教育機関の魅力向上など、地域社会や県内産業を支える人材の育成・確保にしっかりと取り組みます。

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向けて、中長期的視野で総合戦略の推進を図り、自然減対策及び社会減対策の的確な進行管理に努めます。

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (県民との接点の拡大と充実に向けた広聴広報活動の推進) (2) 本県では、「協創」の三重づくりが着実に進められるよう、平成 27 年 3 月に「三重県広聴広報アクションプラン」を策定し、県民との接点の拡大と充実に向けた広聴広報活動を推進してきたところである。 しかしながら、「得たいと思う県政情報が得られている県民の割合」は、e-モニターの調査、県民意識調査のいずれにおいても平成 28 年度目標値を達成できなかった。 このような状況の中、アクションプランにおける主な成果と課題や、第 6 回県民意識調査の結果から明らかとなった課題を踏まえ、平成 29 年 6 月に新たに「三重県広聴広報アクションプラン（改訂版）」を策定している。改訂アクションプランでは、それぞれのターゲットに応じたメディアを活用し、効果的な情報提供に取り組むこととしている。 今後は、改訂アクションプランに基づき、各部局との連携を強化して、より一層、県民との接点の拡大と充実に向けた広聴広報活動に努められたい。（広聴広報課）
講じた措置 <u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 広聴広報課では、県政情報を県民の皆さんに確実に届けるとともに、県政に対する意見や要望に真摯に対応できるよう、平成 29 年度から 31 年度を計画期間とする「三重県広聴広報アクションプラン（改訂版）」を策定し、「戦略的なプロモーションの推進」「メディアの強化・活用」「『質』の高い情報発信に向けた体制づくり」の 3 つの戦略を基に広聴広報活動を進めています。 戦略的なプロモーションについては、三重県の取組や魅力をウェブサイトや SNS などで総合的にプロモーションするため、プロモーションサイト「つづきは三重で」で 45 本の記事を掲載するとともに、首都圏での広報活動を展開するため、「首都圏広報支援事業」で取材誘致や 15 本のニュースリリース配信を行うことで、さらなる三重県ファンの獲得をめざしました。 (2) 第 6 回みえ県民意識調査「三重県が提供している情報の入手手段」の質問で、18 歳から 30 歳代では「特に情報は得ていない」と回答した割合が高かったことから、原因を調査するため県内の大学生等から聞き取り調査を実施するとともに、高等教育機関と連携した取組の検討をはじめました。さらに、同調査及び e-モニターの結果において、データ放送を県政情報の入手先と回答する方の割合が低かったことから、データ放送による県政情報発信のあり方について検討を始めました。 (3) 各部局との連携については、広聴広報担当者による「広聴広報会議」を 5 回、各部局主管課長等による「広聴広報戦略会議」を 3 回開催し、部局間の情報の共有を図るとともに、全庁が一体となった戦略的・計画的な広報活動に努めました。 これらの取組を進めることで、「みえ県民力ビジョン 第二次行動計画」のめざす姿である、県民の県に対する理解や共感、信頼が深まり、県政への積極的な参画や提案がなされるよう、広聴広報活動の充実を図りました。 2 取組の成果 三重県の認知度向上・イメージアップに向けた取組であるプロモーションサイト「つづきは三重で」や SNS での情報発信により、三重県ファンとなる各種 SNS のフォロワー数は順調に推移するとともに、「首都圏広報支援事業」での取材誘致により、「王様のブランチ」「サタデープラス」「食彩の王国」などテレビ番組 5 件の放映、「ディスカバージャパン」「クロワッサン」など雑誌 5 件の掲載につながりました。 高等教育機関との連携では、県政だよりを、一部の大学で学生に配布いただくとともに、その他多くの高等教育機関で設置されるなどの成果につながりました。 各部局との連携については、各部局の事業毎に作成された広報計画書を基に、それぞれのターゲットに応じた最適なメディアを活用し、計画的な情報発信を行うことができました。
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> 各種メディアを活用した県の広報について、それぞれのメディアの特性を生かした効果的な情報発信に取り組むとともに、県政情報が県民に的確に伝わるよう、改善に向けた検討を進めます。特に、現在三重県データ放送で配信している「県からのお知らせ」、「イベント」、「県の相談窓口」情報については、平成 30 年度の上半期を目途に今後の方針を定め、効果的な発信に取り組めます。 また、引き続き、庁内会議及び広報計画書を活用し、各部局と連携した広聴広報活動を行っていきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (県が発行する印刷物の状況) (3) 県が発行する印刷物について監査した結果は、次のとおりであった。 ①【「平成 28 年刊三重県勢要覧」、「三重県のあらまし」】 ・「三重県勢要覧」の概要版が「三重県のあらまし」であるが、県ホームページにおいてもこれらの電子データの提供を行っていることから、これら 2 冊それぞれの必要性及び活用方法等について検討されたい。 (統計課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 刊行についての検討 刊行の目的、配布先等について、あらためて検討し、以下のとおり整理しました。 ① 「三重県勢要覧」は、人口・経済・社会・文化などの統計資料から、県勢の現況と推移を収録しています。幅広い分野の基礎的な統計データを収録した「統計書」から項目を絞り込み、視覚に訴えるグラフや簡単な解説も掲載するとともに、主要な指標については、全国順位等も掲載し、わかりやすく手軽に利用できる行政、学術・研究資料として、県内市町等行政機関、図書館、大学・シンクタンク等研究機関に送付します。 ② 「三重県のあらまし」は、「県勢要覧」の概要版として、その内容を再編集し、普及・啓発用として、県内小、中、高等学校、高専、短大、大学等に送付するとともに、県庁総合案内及び各県庁舎に配架しています。より手軽に入手、利用できるものとし、利用者に統計を身近に感じてもらうことで、統計調査への理解や協力を図っていきます。 (2) 刊行物および電子データによる統計情報の提供についての検討 刊行物および電子データによる統計情報の提供について、あらためて検討し、以下のとおり整理しました。 ① 統計情報の提供にあたっては、刊行物は一覧性に優れているのに対して、電子データは利便性が高い等の違いがあることから、それぞれの特性を活かして利用者の立場に立った提供を行ってきたところです。刊行物については、一覧性によって必要とする統計情報であるかどうかを容易に確認していただくことや、協力いただいた統計の成果を知っていただき、統計の必要性を認識してもらうものとして、電子データについては、目的を持って個別の統計情報を入手し、分析等に活用するというような能動的な利用に対応するものと考えています。 ② これらのことから、引き続き、「三重県勢要覧」、「三重県のあらまし」については、各種の統計情報をとりまとめ、三重県の実態を明らかにし、統計調査の大切さや協力の必要性を理解いただくために、刊行物を主体としつつ、電子データでも提供することが適切であると考えます。 (3) 刊行物の活用状況調査 従前から、刊行にあたっては送付先、送付部数、印刷部数の見直しをその都度行ってきたところですが、今年度から「三重県のあらまし」について県庁総合案内及び県各庁舎等における配架後の活用状況等実態を把握するなど、活用状況を確認しました。 6 月末から順次、県庁総合案内、県各庁舎、県総合教育センター、東京及び関西事務所に、配架を依頼したところ、1,500 部に対して 844 部を利用いただいている状況です。(3 月末現在) 2 取組の成果 「三重県のあらまし」については、「三重県勢要覧」との重複した送付を見直すとともに、県庁総合案内、県各庁舎における配架後の活用状況等実態の把握により、次回の発行(平成 30 年 6 月予定)において、発行部数を見直しました。
<u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u> 今後も、統計情報の提供にあたっては、利用状況に配慮し、適切に提供(刊行物、電子データ)するよう見直しを行っていきます。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ①【地域経済分析システム普及促進業務委託】 ・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。 (企画課) ②【戦略広報支援業務委託】 ・契約保証金の免除に係る根拠資料が決裁に添付されていなかった。 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 ・契約に定めがないにも関わらず、月毎に部分払を行っていた。 (広聴広報課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 根拠資料の添付漏れ・契約書類の記載漏れの防止のため、執行伺から契約締結・支払いまでの一連の流れを示したチェックリストを作成しました。事務手続きの間は、このチェックリストを起案に添付することで都度確認を行い、添付漏れや記載漏れの防止に努めました。また起案には支払方法を記載することにしました。 (2) 部分払いについては会計規則等についての認識不足が原因であり、契約担当者及び審査担当者はあらためて出納局部担当者に会計規則等に関する再確認を行いました。 (企画課、広聴広報課) 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、職員が、規則等に対する理解を深め、チェックリストを活用して適切な手続きを行っていくよう努めます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底) (1) 平成 28 年度の懲戒処分については、前年度の 6 人から 4 人減少し 2 人の知事部局職員が、盗撮行為及び自動車運転過失致死傷により処分されている。 これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。(人事課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 コンプライアンスを意識して業務を遂行する組織文化、風土としていくことをめざして、引き続き下記のとおり「日々の職場におけるコンプライアンス意識の向上」＝「コンプライアンスの日常化」に取り組みました。 また、依然として県民の信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事が発生していることから、コンプライアンスの日常化やチェック機能の更なる充実に取り組みました。 (1) 各所属におけるコンプライアンスの推進 組織マネジメントシートにおける「コンプライアンスの確立に向けた意識向上」の取組 (2) 全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施（年 3 回） (3) 研修の実施 階層別研修や定期法務研修を実施しました。 (4) リーガル・サポート 法律相談、法務研修（再掲）、メールマガジンの発行などの取組を継続し、職員の法令習熟度の向上に取り組みました。 (5) コンプライアンスの日常化やチェック機能の更なる充実 ・9 月～12 月に各所属で実施したコンプライアンス・ミーティングでは、全庁的に「不適切な事務処理」及び「公務外の不祥事」をテーマとして、各所属の業務に即した話し合いを行い、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の徹底を図りました。 ・管理職員勤務評定での面接の場等を活用し、所属長に「チェック機能向上」の取組状況の確認を行い、管理職の意識の徹底を図りました。 ・懲戒処分の指針に「故意又は重大な過失による不適切な事務処理」を標準例に追記することにより、処分基準の明確化を図りました。 ・各所属で不適切な事務処理防止の協議・検討等を行う際の参考とするため、「不適切な事務処理防止ハンドブック」を作成しました。 (6) その他実施した施策 ①職員の自己検証のためのコンプライアンスハンドブックを更新しました。 ②三重県職員クレドカードの携帯及び幹部職員による庁内放送を行いました。 ③不祥事の発生防止を徹底するため、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、下記のとおり総務部長通知を発出しました。 ・職員の綱紀粛正について（依命通知） 平成 29 年 5 月 30 日 ・職員の綱紀粛正について（依命通知） 平成 29 年 10 月 10 日 ・職員の綱紀粛正について（依命通知） 平成 29 年 11 月 24 日 2 取組の成果 継続的にコンプライアンスの日常化に取り組むことにより、コンプライアンス意識の向上に役立っていると考えます。 また、法律相談や法務研修等の取組は、利用者からのアンケート結果において、職員の能力向上や業務の質の向上に資するとの評価をいただくなど、職員のコンプライアンス意識、法令習熟度の向上につながっていると考えます。
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> 職員に服務規律の確保やコンプライアンス意識を徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、引き続き、意識向上、注意喚起に取り組んでいきます。 また、職員への意識付けの徹底のため、所属単位でのミーティング、所属長への対応状況の確認、再発防止に向けての全庁的な情報共有など、継続的な仕組みを設け、全職員が「コンプライアンスの日常化」に取り組んでいきます。 同様に、リーガル・サポートの取組を通じて、職員の法令習熟度の向上に努めます。

部局名 総務部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理) (2) 金品亡失(損傷)については、平成28年度の報告件数は179件で、前年度の192件から13件減少しているが、依然として職員の不注意による金品亡失(損傷)が発生している。 このため、引き続き、各所属に対し、金品亡失(損傷)の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう指導されたい。 (人事課)
講じた措置
<u>平成29年度</u> 1 実施した取組内容 新任班長等研修等におけるコンプライアンス研修の中で、物品の適正な保管・管理に関して、注意喚起を行いました。 また、平成29年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成29年5月31日) 2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務課長会議、班長会議、担当者会議等)で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識徹底を図りました。
<u>平成30年度以降(取組予定等)</u> 物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、物品の適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成30年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立) (3) 平成 28 年度の決算においては、建設地方債等の県債残高が減少し、実質公債費比率が 14.3%と前年度に比べて 0.1 ポイント低下したが、経常収支比率は 99.8%と前年度に比べて 1.9 ポイント上昇し、財政の硬直化が進行している。 本県の財政状況は、歳入面では、これまで歳出の財源として活用してきた各種の特定目的基金の残高が減少し、平成 28 年度は公営企業会計から 55 億円の借入を行っている。また、歳出面では社会保障関係経費や公債費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。 こうしたことから、平成 29 年 6 月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(平成 29 年度～31 年度)の着実な実行により、県税の徴収率向上や未利用財産の売却・活用、多様な財源確保などにより歳入の確保を図るとともに、県民サービスの低下を招くことがないよう配慮しつつ、厳しい優先度判断による事業の選択と集中、義務的経費及び投資的経費の見直しなどにより歳出の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政の基盤を確立されたい。(財政課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 30 年度当初予算編成では、財政状況が極めて厳しい中、「第二次三重県行財政改革取組」を引き続き推進するとともに、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に沿って、より一層の歳入確保に取り組むとともに、事務事業を徹底的に見直すなど歳出構造を見直しました。なお、県民生活への影響を最小限に抑えつつ、歳出を抑制するため、将来の県債償還に備えるための基金である県債管理基金への積立を見送ることとしました。 また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き可能な限り県債発行の抑制に努めました。 2 取組の成果 平成 30 年度当初予算は、クラウドファンディングの活用などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中を行い、防災・減災などの喫緊の対策、子どもたちの未来のための取組やスポーツの推進などには予算を重点化する一方で、義務的経費及び投資的経費については前年度より減額となりました。なお、台風第 21 号・第 22 号による被害からの復旧・復興や道路施設などの維持管理などを着実に推進するため、投資的経費は抑制しつつも、公共事業については前年度を上回る規模を確保しています。 また、県債発行を抑制し、臨時財政対策債等を除く県債残高については、平成 29 年度末(最終補正後)は、中期財政見通しで示した平成 29 年度末残高 7,943 億円を 58 億円下回る 7,885 億円、平成 30 年度末は、中期財政見通しで示した平成 30 年度末残高 7,814 億円を 106 億円下回る 7,708 億円となる見込みです。
<u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u> 平成 30 年度以降も、引き続き「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、臨時収入に依存しない財政運営への転換をめざし、より一層の歳入確保に取り組むとともに、経常的支出を段階的に引き下げていくことで、財政の健全化に向けた道筋をつけられるよう取り組んでいきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (県税未収金対策の推進) (4) 平成 28 年度における県税の収入未済額は、約 36 億 6,315 万円であり、前年度に比べて約 3 億 3,296 万円減少しているが、依然として多額となっている。 特に、県税の収入未済のうち、個人県民税が 80.3% (前年度 82.5%) と、大きな割合を占めているので、引き続き、市町及び三重地方税管理回収機構との連携を更に強化し、税収確保に努められたい。 (税収確保課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 個人県民税対策 ① 昨年度に実施した特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、県と市町で構成する「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。 ② 三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を大量に引き受け滞納整理を行う、新たな取組を平成 27 年度から実施したことに伴い、本県は本取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど、積極的な支援を引き続き行いました。 ③ 本県が主催する徴収関係研修等に市町職員を受け入れ、市町における徴収技術の向上を支援しました。 (2) 県税事務所における滞納整理 ① 自動車税については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。滞納となったものについては、差押強化月間を設定し、集中的な差押を行うなど積極的な滞納整理を行いました。 ② 高額滞納については税収確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図り、県税収入の確保に取り組みました。 2 取組の成果 (1) 個人県民税対策【平成 30 年 2 月末現在】 ① 市町における指定徹底の取組により、本年度の給与所得者に占める特別徴収の割合は、昨年度より 0.4% 増加し、89.0%となりました。年間ベースで個人住民税約 5,000 万円、個人県民税約 2,000 万円の増収効果が見込まれます。 ② 機構の新たな取組については市町から約 2.1 億円の滞納事案を引き受け、約 2.6 億円を徴収しています。なお、市町における移管予告効果の約 1.3 億円を含む取組効果は約 3.9 億円となっています。 ③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績 研修開催 7 回 市町職員等延べ参加人数 188 人 (2) 県税事務所における滞納整理【平成 30 年 2 月末現在】 納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備により、本年度の自動車税の納期内納付率は、件数ベースで 83.9%、税額ベースで 82.8%となり、13 年連続で上昇し、件数・税額とも 80%台に到達しています。
<u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u> (1) 個人県民税対策 (2) 県税事務所における滞納整理 上記、(1) (2) の取組を引き続き進めます。

部局名 総務部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (県が発行する印刷物の状況) (5) 県が発行する印刷物について監査した結果は、次のとおりであった。 ①【三重県の組織機構】 ・配布先及び配布部数が長期間固定されているため、配布先及び配布部数の定期的な見直しを行われない。 (総務課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 各部局に「三重県の組織機構 平成 29 年度版」の残部数、昨年度以前の残部数及び配布先の必要性を検討したうえで平成 30 年度版の配布希望数を照会し、配布状況の現状把握を行いました。 また、現状把握をしたうえで、平成 30 年度版の配布計画の配布部数について調整を行いました。 2 取組の成果 事前に各部の残部数と配布希望数を確認することで、残部数の削減や最新の希望数を踏まえた無駄の少ない配布計画を立てることができ、印刷部数の合計を 250 部削減しました。
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> 配布先及び配布部数については、各部への照会を通じ、平成 30 年度以降も、引き続き、現状把握と見直しを行っていくこととし、残部数の削減や適切な配布に努めていきます。

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 行政財産の目的外使用許可を行った際に、使用料算定で過大又は過少に算定した事例があった。また、過去に算定誤りで還付を行った際の還付加算金の付加が漏れていた事例があった。(管財課)
講じた措置
1 実施した取組内容 平成28年6月に県の内部検査により判明した行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定誤りの内容を分析したところ、他所属でも同様の算定誤りがある可能性が高いと判断して、全庁的な確認調査を行いました。 その結果、全体で (1) 算定誤りにより過大に徴収していた事例 40 施設 (還付相手方数のべ 70 団体) (2) 過去に還付を行った際に還付加算金の付加漏れがあった事例 4 施設 (支払相手方数のべ 8 団体) (3) 算定誤りにより過少に徴収していた事例 7 施設 (相手方数 9 団体) があることが判明しました。 調査結果を踏まえ、算定誤り(過大)分及び還付加算金の付加漏れ分については、平成28年11月18日に当該金額を還付し、支払いました。なお、還付に際して加算金が生じる場合は、加算金を付加したうえで支払いを行いました。算定誤り(過少)分については、相手方に十分説明を行い、理解を得たうえで納付をしていただきました。 また、算定誤りの主な原因が、行政財産の目的外使用許可に伴う関係規定の解釈・運用誤りであったことから、今後同様の誤りが生じないように、算定方法の明確化や取扱いの明文化を図るなど取扱要領の見直しを行い、平成29年3月30日付けで関係部局に通知しました。 2 今後の方針(取組予定等) 使用料の算定誤りが生じないように算定方法や取扱いについて周知・徹底を図るなど、引き続き行政財産の目的外使用許可の適切な運用に取り組んでいきます。

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 収入未済

① 収入未済額が平成 28 年度末現在 3,683,065,811 円あった。

(桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所、津地域防災総合事務所)

イ 収入事務

① 証紙を添付した納税証明書交付申請書について、納付額の記載誤りがあった。(桑名県税事務所)

② 重加算金について、適切な滞納整理の取組を行うことなく不納欠損処分を行っていたものがあった。(鈴鹿県税事務所)

③ 差押による現金の金融機関への収納処理が遅延していた。(伊賀県税事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 収入未済

①個人県民税対策

- ・昨年度に実施した特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、県と市町で構成する「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。
- ・三重地方税管理回収機構が個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を大量に引き受け滞納整理を行う、新たな取組を平成 27 年度から実施したことに伴い、本県は本取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど、積極的な支援を引き続き行いました。
- ・本県が主催する徴収関係研修等に市町職員を受け入れ、市町における徴収技術の向上を支援しました。

②県税事務所における滞納整理

- ・自動車税については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。滞納となったものについては、差押強化月間を設定し、集中的な差押を行うなど積極的な滞納整理を行いました。
- ・高額滞納については税収確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図り、県税収入の確保に取り組みました。(税収確保課)

イ 収入事務

①申請受付(窓口)担当者が、受付時に事務処理欄(証紙はり付け額)を確実に記載するとともに、証明書交付の決裁を受ける際に、証明内容、証明書の交付枚数、証紙の金額、証紙消印日及び事務処理欄の証紙はり付け額(納付額)、本人(代理人)確認方法等について、適正に記載し処理されていることを複数人でチェックすることとしました。(桑名県税事務所)

②加算金、延滞金などのみの滞納事案について、本税の滞納と同様に適切な滞納整理を実施できるよう滞納整理小票の管理方法の見直しを実施しました。また、電子データを活用して点検を実施し、同様の事案が無いことを確認しました。(鈴鹿県税事務所)

③金融機関の営業時間外に受入したものについては、他の職員にも情報共有し、チェックを徹底することで、翌営業日に必ず収納処理が行われるよう手順を確認しました。(伊賀県税事務所)

2 今後の方針(取組予定等)

ア 収入未済

①個人県民税対策

②県税事務所における滞納整理

上記、①②の取組を引き続き進めます。(税収確保課)

イ 収入事務

①引き続き、申請受付(窓口)時及び決裁時に複数の職員で確認を行うことでチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。(桑名県税事務所)

②引き続き、滞納整理小票の適切な管理を行っていきます。また、電子データを活用した点検を定期的に実施し、同様の事案が無いことを確認します。(鈴鹿県税事務所)

③引き続き、複数の職員により確認を徹底することで、収納処理の遅延防止に努めていきます。(伊賀県税事務所)

部局名 総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が1件あった。 (財政課)
講じた措置
1 実施した取組内容 仕様書の内容について十分に検討を行うとともに、複数職員で根拠書類と確認するようチェック体制を強化しました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、入札事務の適正な執行に努めます。

部局名 総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 通勤手当の高速道路料金認定額に誤りがあった。 ② 通勤手当の認定額に誤りがあった。(総務事務課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (3)人件費 ①職員から申請のあった通勤手当を認定するにあたり、手当算出の中で有料道路料金の誤計算があったため、過少支給となったものです。当該事実を確認後、速やかに是正措置を行い、対象者に対し差額について追給処理を行うとともに、再度、通勤手当の算定方法について班内で周知徹底を図りました。 ②職員から申請のあった通勤手当を認定するにあたり、手当算出の中で誤計算があったため、手当額が過払いとなりました。当該事実を確認後、速やかに是正措置を行い、対象者に対し過払い額の戻入処理を行うとともに、再度、通勤手当の算定方法について班内で周知徹底を図りました。 2 今後の方針（取組予定等） 各種手当の認定、事後確認などの審査業務を行う際に、認定基準の周知徹底を図るなど、引き続き、給与条例等に基づき適正な執行に努めます。

部局名 総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 物品の管理 ① 郵券証紙について、出納簿上の在庫数と現物の在庫数が一致していなかった。 (桑名県税事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 原因は担当職員の差引計算誤りによる出納簿への数字誤記載によるものです。(検算により在庫数と一致) 毎日の郵券証紙の在庫数量確認は、職員2人でダブルチェックを行うこととしました。 2 今後の方針(取組予定等) 郵券証紙の在庫数量確認は、複数の職員で行うことを徹底し、同様の誤りが発生しないよう努めます。

部局名 総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 0 円、相手 132,700 円）（松阪県税事務所）
講じた措置
1 実施した取組内容 所内の会議、ミーティング等において、交通事故防止の注意喚起を行い、再発防止に取り組みました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き所内の会議、ミーティング等の機会に職員の交通安全意識の向上を図り、交通事故防止に努めていきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (特別養護老人ホームの入所待機者の解消及び福祉・介護人材の確保・養成) (1) 平成 28 年度の介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者については、前年度より 43 人増加の 639 人となっている。 特別養護老人ホームの施設整備を行う事業者への支援により、その整備定員数は増加しているが、目標値に達しておらず、入所の必要性の高い人が、直ちに入所できない状況が続いている。 引き続き、施設整備を促進するとともに、入所基準の適切な運用を施設に対して促すことにより、介護度が重度で在宅の入所待機者の解消に努められたい。 また、平成 28 年度の介護関係職の新規求人数に対する充足率は、前年度より 0.9 ポイント低下の 13.4% となっており、減少傾向が続いている。 良質な福祉・介護サービスが提供されるためには、人材の安定的な確保と資質の向上が求められていることから、引き続き、関係機関と連携して人材の確保・養成を行われたい。(地域福祉課、長寿介護課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 福祉・介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。 ・三重県社会福祉協議会に設置した三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、5 名のキャリア支援専門員による求人と求職のマッチング支援、中学・高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘りおこしやシニア世代の参入のための研修、小規模事業所へのアドバイザーや研修講師の派遣、介護事業者等関係機関との連携を図るための介護人材確保対策連携強化協議会の開催などの取組を実施しました。 ・三重県社会福祉協議会に貸付原資等を補助することで、介護福祉士の資格取得をめざす学生等への修学資金や、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。 ・地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金で、介護従事者の「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」に取り組む市町・介護関係団体を支援しました。(地域福祉課) (2) 特別養護老人ホームの入所にあたって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、25 施設の現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。(長寿介護課) (3) 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、平成 28 年度に選定した平成 29 年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう現地調査、指導等を行いました。また、平成 30 年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。(長寿介護課) 2 取組の成果 (1) 福祉人材センターでの取組により、507 名(平成 30 年 3 月末)が福祉・介護職場に就職しました。(地域福祉課) (2) 特別養護老人ホームへの現地調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。(長寿介護課) (3) 介護保険事業支援計画に基づき、平成 29 年度は、特別養護老人ホーム 5 施設(300 床)の施設整備が行われ、また、平成 30 年度の施設整備として、特別養護老人ホーム 1 施設(20 床)の選定を行いました。(長寿介護課)
<u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u> (1) 平成 29 年度に実施した介護人材受給推計による需給ギャップもふまえながら、平成 30 年度はこれまでの取組に加えて、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりや、介護職場における「介護助手」の取組の導入・定着に向けた支援、介護フェアの開催を実施し、介護人材確保の取組を推進します。(地域福祉課) (2) 特別養護老人ホームの入所にあたっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。(長寿介護課) (3) 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集にあたっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。(長寿介護課)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (高齢者及び障がい者に対する虐待防止) (2) 高齢者及び障がい者に対する虐待が、家庭や福祉施設等において依然として発生しており、潜在化している虐待の存在も否定できないところである。 市町及び関係機関との連携による早期発見及び早期対応に努めるとともに、福祉施設等における組織的な体制の整備や従事者の資質・意識の向上が図られるよう、より徹底した指導や研修会を実施し、高齢者及び障がい者に対する虐待の未然防止に努められたい。(長寿介護課、障がい福祉課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 高齢者虐待の早期発見に向け、事例検討等の実践に即した研修を実施することで関係者の資質向上に努めるとともに、関係機関同士のネットワークの構築や、専門職である弁護士と社会福祉士で運営する「三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム」と協力し、虐待の対応に当たる市町等の支援を行いました。 また、「三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム」は、平成 27 年度より任意団体化したことで組織の強化が図られており、市町と直接契約できるようになったことで、より迅速で厚い支援が可能となっています。 高齢者虐待防止研修会 1. 市町、地域包括支援センター向け ・市町管理職・担当職員向け (1 日) ・現任者専門研修 (3 日) ・担当者交流会 (1 会場) 2. 事業所向け ・権利擁護普及啓発研修 (1 日) ・権利擁護推進員養成研修 (3 日) (長寿介護課) (2) 障がい者虐待の問題に関する専門性を強化し、対応力の向上を図るため、障がい者虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等で構成される専門家チーム会議を開催し、障がい者への虐待(疑いも含む。)事例について、分析・評価を行い、専門的助言を得ました。 また、研修の実施により、市町や施設職員の理解促進と資質の向上を図りました。 専門家チーム会議 4 回開催 (8/21, 11/6, 12/6, 1/29) 三重県障害者虐待防止・権利擁護研修 共通講義 (1 日) 1/31 市町及び障害者虐待防止センター職員コース (1 日) 2/9 障害福祉サービス事業所管理者等コース (1 日) 3/1 (障がい福祉課) 2 取組の成果 (1) 平成 28 年度より、権利擁護普及啓発研修への参加を、有料老人ホームの施設長やサービス付き高齢者向け住宅の管理者等にも積極的に働きかけており、更なる施設関係者の資質向上を図ることができました。(長寿介護課) (2) 専門家チーム会議の開催により、専門的助言を得て事業所指導の参考とすることができました。 また、研修の実施により、市町や施設職員の意識の醸成と資質の向上を図ることができました。(障がい福祉課)
<u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u> (1) 引き続き、研修等の実施により関係者の資質向上を図り、関係機関同士の連携を密にすることで虐待の早期発見・防止に努め、専門職の協力により虐待の対応に当たる市町等を支援します。(長寿介護課) (2) 引き続き、専門家チームの活用により対応力の向上を図るとともに、研修等の実施により市町職員や施設関係者の資質向上を図ることで、虐待の早期発見・防止に努めます。(障がい福祉課)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (医師確保対策の推進) (3) 県の人口 10 万人当たりの医師数は 207.3 人で全国平均を下回っており(第 36 位、平成 26 年 12 月末現在)、また、医師の地域偏在や診療科偏在も大きな課題となっている。 引き続き、医師修学資金の貸与等により、県内医療機関で勤務する医師の確保に取り組むとともに、医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラム(後期臨床研修プログラム)の活用を促すことなどにより、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に取り組まれない。 (地域医療推進課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 県内の医師の不足する地域の医療機関等における医師の確保及び質の向上に資することを目的として、医学部を卒業後、医師として一定の年数を県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除する三重県医師修学資金の新規貸与を実施しました。 (2) 修学資金貸与者等若手医師へのキャリア形成支援と医師不足地域の医療機関の医師確保支援を一体的に行うため、へき地等医師不足の地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる 17 基本診療領域の三重専門医研修プログラムの活用に向けたアプローチを修学資金貸与者等に対して実施しました。 (3) 国において検討が進められている新たな専門医制度について、三重大学を中心に県内医療機関と連携しながら専門研修プログラムを作成しました。また、新専門医制度が地域偏在等を引き起こさないよう、三重県地域医療支援センターにキャリア形成支援専門部会を設置し、専門研修プログラムについて必要な検証・調整等を実施しました。 2 取組の成果 (1) 三重県医師修学資金貸与制度について、面接等による選考のうえ募集人員である 55 名に貸与を行った結果、貸与者の累計(平成 30 年 3 月末現在)が 642 名となりました。 (2) 新専門医研修の開始に向けて、臨床研修 2 年目の医師修学資金貸与者 122 名に対し、三重専門医研修プログラムの活用を働きかけた結果、プログラム登録者の累計(平成 30 年 3 月末現在)は 78 名となりました。 (3) 新専門医制度について、キャリア形成支援専門部会において、各専門研修プログラムが「国の指針に基づいて作成されているか」、「地域医療への配慮が行われているか」などを確認し、部会委員から意見があった事項を日本専門医機構等に報告しました。
<u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u> (1) 三重県医師修学資金貸与制度について、前年同様の募集定員 55 名の新規貸与に向けて取り組み、将来県内で勤務する医師の総数確保に努めます。 (2) 新専門医研修について、より多くの医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラムを活用してもらうことにより、若手医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足地域の医療機関の医師確保支援を進め、医師の地域偏在の解消につなげていきます。 (3) 平成 30 年度以降についても専攻医の募集開始前にキャリア形成支援専門部会を開催し、引き続き専門研修プログラムが地域医療への配慮が行われているかを確認していきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (看護職員確保対策の推進) (4) 県内の看護職員数は増加傾向にあるが、人口 10 万人当たりの看護職員従事者数は全国平均を下回っている(平成 28 年 12 月末現在)。 引き続き、三重県ナースセンターでの就業あっせん等による看護職員の人材確保や、働きやすい職場環境づくりの支援等による看護職員の定着促進に取り組まれない。(地域医療推進課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 看護職員確保の取組として、平成26年度に「三重県看護職員確保対策検討会」を設置し、看護職員の「人材確保対策」や「定着促進対策」等の取組を進めています。 (1) 「人材確保対策」として、看護師等修学資金貸付制度を活用し看護学生の県内就業の促進を図っています。三重県ナースセンターにおいては、平成27年10月から努力義務化された免許保持者による届出制度(とどけるん)を周知し、ナースセンターへの登録を促進するとともに、無料の就業斡旋や復職支援研修を実施し、再就業を促進しています。また、平成27年12月に設置した、三重県ナースセンター四日市サテライトでは、相談件数の増加に伴い人員を増員する等、相談体制の強化を図りました。さらに「看護の心普及事業」として、「一日看護体験」や「看護の出前授業」を行い、看護職員を目指す学生を増やす取組を行っています。 (2) 「定着促進対策」として、三重県ナースセンターにおけるワークライフバランス事業や、病院内保育所への運営支援等を実施しています。また、平成26年度から設置された三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を推進するとともに、平成27年度には「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、看護職員をはじめとした女性の医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しています。 2 取組の成果 (1) 免許保持者による届出制度(とどけるん)届出数 1,329人(平成30年3月末) (2) 医療勤務環境改善のためのアドバイザー対応医療機関数 22件(平成30年3月末)
<u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u> 「三重県看護職員確保対策検討会」において、関係機関等と情報共有を図りながら、引き続き取組をすすめます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (健康づくりの推進) (5) 高齢化が進展する中で、県民が介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間である「健康寿命」を延ばすことが求められている。また、県内における死因の第1位であるがんについては、その予防・早期発見のために重要ながん検診受診率は概ね全国平均を上回っているが、がん検診受診後の精密検査受診率は、全国平均を大きく下回っている。 このため、生活習慣病対策やがん検診受診率向上の取組などの健康づくり施策については、「健康寿命」や精密検査受診率が市町によって大きく異なっていることも踏まえ、地域の実情に応じ、市町と連携して実施されたい。 (健康づくり課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 市町および保健所の健康づくり担当者会議を開催し「三重県がん対策推進計画」「第3次三重県自殺対策行動計画」「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」「三重の健康づくり基本計画中間評価」について、各地域別の健康寿命のデータを提供し、取組について共有しました。また、個人へのインセンティブ提供をすることで個人が健康づくりに取り組むきっかけづくりをしている7市町へ出向き、情報収集、意見交換を行いました。これらの好事例を他市町と共有し、意見交換をする場を提供しました。 また、医療関係者や教育委員会等と連携した小・中学校におけるがん教育の実施や、先駆的な市町の受診率向上の取組を支援する「がん予防・早期発見推進モデル事業」による市町への支援、市町がん担当者会議において受診の意義の共有や受診率向上につながる好事例の紹介等を行いました。 2 取組の成果 (1) 好事例を共有したことにより、個人の健康づくりのきっかけとなる取組を次年度以降に予定している市町が増加し、取組が広がっています。(H29:10 市町→H30:15 市町予定) (2) 平成 28 年度地域保健・健康増進事業報告による試算値によると、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がんのいずれの検診受診率も前年度と同程度を維持しており、特に乳がん検診受診率は 43.4%、子宮頸がん検診は 50.0%、大腸がん検診は 28.5%となっています。
<u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u> (1) 各種がん検診における受診率および精密検査受診率向上の取組が一層進展するよう、引き続きがん検診への理解を深めるための取組を実施します。また、県内市町との情報共有や、精密検査受診率向上に向けた働きかけを行うなどにより、受診率および精密検査受診率向上の取組を行う市町に対する支援を行います。 (2) 病気の予防や早期発見、正しい食習慣の定着や子どもの頃からの正しい生活習慣の習得ができるよう、関係機関と連携しながら生涯を通じた健康づくりを推進していきます。また、健康づくりの第一歩を踏み出すきっかけとして、運動や食事改善、健診受診など、住民が行う健康行動に対し、市町がポイントを付与し、一定のポイントが貯まると特典が得られる制度「インセンティブの提供」など、健康づくりの取組を継続させるための仕組みづくりを進めていきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援) (6) 児童虐待相談対応件数は年々増加し平成 24 年度以降、5 年連続で 1,000 件を超える水準で推移し、28 年度は 1,310 件と過去最多となっていることから、市町、教育・母子保健分野や医療機関等との連携を一層強化し、児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援に努められたい。 また、平成 28 年度の児童福祉法の改正により、市町が身近な場所における支援業務を行うように明確に位置づけられたことから、市町における児童相談対応能力の向上に対する計画的な支援等に努められたい。 (子育て支援課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 《市町等との連携について》 (1) 県では、5 月に市町児童福祉主管課長会議を開催し、改正児童福祉法の周知を図りました。また、児童虐待の未然防止や早期発見・対応が適切に行われるよう、市町の児童相談体制や対応についての現状把握を行い、必要に応じ、県児童相談センター（児童相談所含む）が市町を訪問して協議（定期協議）を行ってきており、平成 29 年度は 12 市町で実施し、市町の相談対応力の向上を支援しました。その中で、市町の体制や内部の連携を確認するとともに、特に母子保健分野との連携として、特定妊婦への対応等に関する情報交換を行いました。また、12 月以降に、市町の改善に向けた取組をフォローするため、10 市町を訪問し協議を行いました。さらに、市町の要請に基づいて、行政、教育、母子保健、医療等が集う要保護児童対策地域協議会（要対協）へのアドバイザー派遣やケースの進行管理に助言するスーパーバイザーの派遣を行いました。 (2) 県児童相談センター（児童相談強化支援室）では、市町の児童福祉部門の担当職員のみならず、母子保健部門の担当職員も対象とした研修会を実施しました。 また、平成 28 年 5 月の改正母子保健法に基づく妊娠期から子育て期までの市町における切れ目ない支援を提供する拠点（「子育て世代包括支援センター」（母子健康包括支援センター））整備にかかる情報交換会を開催するとともに、児童相談所管内ごとに、関係機関の連携による児童虐待対応のスキルアップを図るため、各教育委員会及び各警察署をも対象とした事例検討会を実施しました。 さらに、発達障がい児への対応の理解を深めるための研修会を実施しました。 - 平成 29 年 5 月 31 日市町児童相談主管課長会議・平成 29 年 10 月 5 日市町児童福祉担当職員情報交換会 - 平成 29 年 12 月 15・22 日、平成 30 年 1 月 25 日、2 月 9・23 日ブロック別事例検討会 - 平成 30 年 3 月 7 日市町児童福祉・母子保健担当者研修会 (3) 県は、市町が全ての母子に対する支援として行っている妊娠届出時アンケートや乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等で把握されたケース支援について、医療機関や市町保健福祉部門及び県児童相談所等と情報共有を行いました。 《医療機関との連携について》 (1) 県内 10 病院が参加する三重県児童虐待対応協力基幹病院連絡協議会を開催し、児童虐待に関する現状の情報共有や連携等の意見交換を実施しました。（平成 30 年 3 月 1 日） (2) 児童虐待の早期発見・早期対応については、医療機関との連携が不可欠なため、県は医療従事者を対象に、虐待の兆候の把握と証拠保全、通告の必要性、放置した場合の危険性など、児童虐待対応に必要な医療分野の知識を身に付ける研修を県内の病院で実施しました。 - 平成 29 年 9 月 28 日～平成 30 年 2 月 1 日 9 病院で計 10 回実施 2 取組の成果 (1) 市町との定期協議や、主管課長会議、市町職員対象の研修会等を開催することにより、市町の児童相談対応力の強化に努めました。また、こうした取組を通じて、児童相談所と市町との相互理解の促進と連携強化につながっています。人事異動もあることから、市町の体制や児童相談対応力の強化については継続した支援が必要です。 (2) 母子保健分野との連携については、市町母子保健分野の職員も対象とした児童虐待防止に関する研修会の実施により、共通の理解と連携の強化を図りました。 (3) 医療機関との連携については、医療従事者を対象とした研修の実施により、児童相談所等への通告やその後の連携の必要性について理解を深めることができました。
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> (1) 各児童相談所におけるケース対応での市町との協働はもとより、定期協議や研修、専門家の派遣等により、市町の体制及び児童相談対応力の強化を図り、的確な児童虐待対応に努めます。 (2) 引き続き人材育成や情報提供等を通して市町の母子保健体制の整備を支援していきます。 (3) 医療機関との連携においても、病院との連絡協議会を開催し情報共有等の連携を図るとともに、医療従事者向けの研修会の普及に取り組み、今後の児童虐待の早期発見及び早期対応につなげていきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (子どもの発達支援体制の構築と充実) (7) 平成 29 年 6 月に発達支援が必要な障がい児等に対する地域支援の拠点として三重県立子ども心身発達医療センターが開設された。 今後、同センターにおいて、こころとからだの発達支援が必要な子どもに対する専門性の高い医療・福祉・教育が連携した支援が行われるとともに、地域支援の機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上が図られるよう取り組まれない。 また、発達支援が必要な子ども等に携わる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の育成や、発達障がい児等に対する早期発見・支援ツール(「CLMと個別の指導計画」)の普及・導入に向けた取組などを一層推進することにより、市町や関係機関等と連携した、途切れのない子どもの発達支援体制の構築と充実(子育て支援課)に努められたい。
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 県では、平成 27 年 3 月に策定した「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」において、「発達支援が必要な子どもへの対応」を重点的な取組に位置付け、隣接する国立病院機構三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進めながら県全体の総合力の向上に取り組んでいます。 また、県民力ビジョン第二次行動計画では、施策の活動指標として「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合を掲げ、取組を進めています。 (2) 発達障がいの課題を抱える肢体不自由児に対し、センターのチームによる専門性の高い医療、療育の提供に取り組んでいます。 (3) 隣接する三重病院とは、小児的な身体管理が必要な児童は三重病院、小児リハビリや児童精神科医療が必要な児童はセンターと、お互いの専門性を活かした医療を提供する取り組みを進めています。 (4) 途切れのない発達支援体制の構築にあたり、県では、ア)市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置又は機能の整備への働きかけ、イ)総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援、ウ)発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進の3つを柱に掲げ、さまざまな取組を進めています。 (5) 総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成の支援については、子ども心身発達医療センターにおいて市町の職員等を約1年間受け入れ、臨床実習や施設への巡回訪問等の実務研修などにより、専門的な技術の取得を支援し、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として知事の承認を行うとともに、保育所等への巡回指導の実施やフォローの研修会を開催するなど、専門性の確保を図っています。 (6) 地域において発達支援にかかる診療機関を把握し、相談機関等に情報提供していくため、医師等を対象とした発達支援にかかる研修会を開催し、地域との連携による支援体制の構築をめざしています。 2 取組の成果 (1) 発達障がいの課題を抱える肢体不自由児に対し、整形外科だけでなく精神科医や保育士がアセスメントを行うなど、診療科を超えた医師やコメディカルが連携しながらリハビリを進めました。 (2) 三重病院との合同医局会の開催、双方の病院での院長回診の実施、また、三重病院小児科によるセンター入院児の回診など、日常的に双方の医師が往来できるような環境づくりに取り組みました。 (3) 市町への保健・福祉・教育の機能が連携した総合窓口の設置又は機能の整備への働きかけについては、市町の理解が深まるよう、発達支援業務担当者の意見交換会の開催や、個別市町への訪問等を行いました。 (4) 平成 29 年度は、4 市町から 4 名の職員を受け入れ、アドバイザーとして養成しました。また、アドバイザー対象の研修会等を開催し、市町アドバイザーの専門性確保の支援を行いました。 (5) 「CLMと個別の指導計画」にかかる保育所、幼稚園等への巡回指導を、7 市町 24 園に訪問実施し、のべ 86 ケースに対応しました。当計画を導入している保育園、幼稚園の割合は 50%を超えました。 (6) 平成 29 年 12 月 7 日に、子ども心身発達医療センターにおいてオープンカンファレンスを開催し、県内の小児科医や精神科医等との連携を進めました。
<u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u> これまでの取組を継続していくとともに、隣接する国立病院機構三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進め、医療・福祉・教育が連携した専門的な体制のもと、途切れのない子どもの発達支援体制のさらなる充実をめざします。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (県が発行する印刷物の状況) (8) 県が発行する印刷物について監査した結果は、次のとおりであった。 ① 【動物の適正飼養にかかるリーフレット「犬を飼っているみなさんへ」】 ・ 犬の適正飼養に関する啓発を目的として印刷物データを県ホームページに掲載していたが、改訂前の古いデータであったため、常に最新の情報を提供するように努められたい。(食品安全課) ② 【「介護のお仕事ってどんなかんじ？」中高生向けパンフレット】 ・ 福祉・介護の仕事の魅力をわかりやすくまとめた主に学生向けのPR資料であるが、紙媒体の配布のみであったため、ホームページへの掲載等、多様な広報手段について検討されたい。(地域福祉課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 指摘を受けて、ホームページに掲載していたデータを、更新するとともに、その他のデータについても確認を行いました。今後、リーフレット等の印刷物を作成する際は、ホームページに掲載しているデータについても更新するよう職員に周知しました。(食品安全課) ② 平成 28 年度に作成した、福祉・介護の仕事の魅力PRパンフレットについては、中高生に配布するとともに、三重県福祉人材センターのホームページに掲載しました。平成 29 年度についても、作成したパンフレットをホームページに掲載し、広く閲覧できるようにします。(地域福祉課) 2 取組の成果 ① その他のデータについては、最新版であることを確認しました。今後も、ホームページ上のデータについて、最新のものを掲載するよう職員に周知するとともに、印刷物発注時等に、担当職員に確認することを徹底していきます。(食品安全課) ② 作成したパンフレットをホームページ上に掲載することで、誰でも閲覧が可能となり、福祉・介護の仕事の魅力について広くPRできました。(地域福祉課)
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> ① 引き続き、職員に注意喚起し、データ更新の徹底を図ります。(食品安全課) ② 平成 30 年度についても、引き続き中高生等に福祉・介護の仕事の魅力を発信できるよう、わかりやすい内容のパンフレットを作成し、多様な広報手段で周知を図ります。(地域福祉課)

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 送付した研修修了証書について、記載内容の一部に誤りがあった。 (長寿介護課) (2) 開催要件を満たしていない状況で三重県精神医療審査会の会議を開催していた。(こころの健康センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 決裁時に送付するもののコピーの添付を行い副担当がチェックを行い、また文書発出前に複数人にてチェックを行うなど、チェック体制の強化をし、確認を徹底するようにしています。 (長寿介護課) (2) 開催要件を満たしていなかった審査会の回の審査を改めて行ったところ、全ての案件について審査結果は同じでした。また、法律分野の予備委員を1名選定しました。 (こころの健康センター) 2 今後の方針（取組予定等） (1) 今後も、複数人によるチェック体制により、確認を徹底するようにします。 (長寿介護課) (2) 正しい法令解釈、関係法令の順守を徹底します。委員の欠席により開催要件を欠くことのないよう、事前の出席確認を徹底し、また、委員の急な欠席に対応するため、予備委員の選定、活用に努めます。 (こころの健康センター)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 28 年度末現在 607,054,010 円あった。 (地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、地域医療推進課、子育て支援課、桑名保健所、鈴鹿保健所、津保健所、伊勢保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター) ② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (地域福祉課、障がい福祉課、子育て支援課) ③ 督促状を発付していないものがあった。 (地域福祉課) ④ 督促状の発付が遅延しているものがあった。 (障がい福祉課) ⑤ 督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日を経過した日にしていないものがあった。 (障がい福祉課) ⑥ 催告及び債務者の実態把握が行われていないものがあった。 (障がい福祉課) ⑦ 督促状の発付が遅延しているものがあった。 (紀北福祉事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ①②⑥ - 平成 26 年度に作成した健康福祉部債権管理マニュアルに基づき、収納促進に取り組みました。 - 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理の目標）を決定・公表しました。 - 決定した債権処理計画に基づき、計画的な徴収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告および自宅への訪問の強化や、連帯保証人に対する催告を実施することなどにより、未収金の発生防止と徴収に努めました。 - 未収債権管理事務嘱託員を本庁に 3 名配置し、地域機関の職員とも連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。 - 地域機関を含めた部内の未収金担当者会議を開催し、加えて、法曹有資格職員の協力を得て債権管理・回収に関する研修会を実施しました。 - 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の徴収を計画的に事務所全体で進行管理するとともに、各担当が連携して徴収に取り組みました。 ③④⑤⑦ 未収金が発生した場合は、健康福祉部債権管理マニュアルに基づき、期日までに適切な納期限を定めて督促状を発付するよう徹底しました。 2 今後の方針（取組予定等） 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「健康福祉部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。 - 健康福祉部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。 - 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。 - 未収金担当者会議や研修会を行い、債権管理の適切な執行を周知徹底します。 - 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の適切な管理・徴収を図ります。

部局名 健康福祉部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 収入事務

- ① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (健康福祉総務課)
- ② 財務会計システムの証紙実績報告処理において、証紙消印日を誤って登録したものがあった。 (長寿介護課)
- ③ 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (桑名保健所)
- ④ 診療報酬の算定誤りにより、歳入戻出を3件行っていた。 (子ども心身発達医療センター)
- ⑤ 証明書の交付に係る手数料について、証明書を交付する時ではなく、交付後に納付させていた。 (こころの健康センター)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ①③ 情報公開文書複写料の受領後、速やかに収納処理を行うよう徹底しました。 (健康福祉総務課、桑名保健所)
- ② 適正な証紙消印日で処理を行うよう徹底しました。 (長寿介護課)
- ④ 診療報酬の算定にかかる研修を実施することで、関係者の資質向上に努めました。 (子ども心身発達医療センター)
- ⑤ 今後は適切な事務処理を行うよう、課内で確認しました。 (こころの健康センター)

2 今後の方針（取組予定等）

- ①②③ 引き続き、適切な事務処理に努めます。 (健康福祉総務課、長寿介護課、桑名保健所)
- ④ 今後も定期的に研修を実施し、適正な事務処理に努めます。 (子ども心身発達医療センター)
- ⑤ 適切な事務処理についての確認や徹底を行う他、会計職員研修等に参加し事務の習熟に努める等、意識の向上を図り、再発防止に努めていきます。また、複数職員での確認や決裁過程でのチェック強化等の体制を維持し、適切な事務処理に努めます。 (こころの健康センター)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【働きやすい職場づくり研修会業務委託】 ・ 予定価格の記載に誤りがあった。 ・ 支払いが遅延していた。 (健康福祉総務課) ② 【狂犬病予防動物愛護管理推進業務委託】 ・ 変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。 ・ 契約準備行為における見積依頼通知に「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。 (食品安全課) ③ 【医薬品情報サービス事業業務委託】 ・ 契約準備行為における見積依頼通知に「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。 (薬務感染症対策課) ④ 【三重県地域生活定着支援事業業務委託】 ・ 出納局事前検査を受けていなかった。 (地域福祉課) ⑤ 【介護支援専門員資質向上研修事業業務委託】 ・ 契約準備行為における見積依頼通知に「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。 ・ 契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。(長寿介護課) ⑥ 【支援従事者人材育成委託業務】 ・ 出納局事前検査を受けていなかった。 ・ 契約書に定めた個人情報保護責任者の書面での報告がなされていなかった。 (尾鷲保健所) ⑦ 【里親制度の普及・啓発に関するDVD制作業務委託】 ・ 会計規則の条項を誤って適用し、契約保証金を免除していた。 ・ 履行確認書が作成・交付されていなかった。 (児童相談センター) ⑧ 【庁舎清掃・植栽管理業務委託】 ・ 契約準備行為における入札公告において、「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。 ・ 契約書の契約期間及び契約締結日が誤っていた。 (女性相談所) ⑨ 【学生健康診断業務委託】 ・ 契約書類に個人情報の適正管理についての記載がなかった。 ・ 契約書に定めた業務完了報告書が提出されていなかった。 (公衆衛生学院)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 支払時期等、担当者及び関係者に注意喚起を行い、確認を徹底しました。 (健康福祉総務課) ② 契約に必要な出納局事前検査、契約準備行為等の事務処理について改めて確認を行い、課内で徹底しました。 (食品安全課) ③ 契約準備行為における事務処理において、記載漏れが無いよう、班内の複数の職員でチェックを行うとともに、経理班に事前に相談するなどして、チェック体制の強化に努めました。 (薬務感染症対策課) ④ 出納局事前検査の実施漏れがないよう、チェックリストにより確認を徹底しました。 (地域福祉課) ⑤ 契約準備行為における事務処理において、記載漏れが無いよう、経理班に事前に相談するなどして、チェック体制の強化に努め、適正な事務処理が図られました。 ・ 契約書で定められたとおり個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告を受理し、適正な事務処理を図りました。 (長寿介護課) ⑥ 出納局事前検査の対象であるか、事業担当者及び経理担当者双方に注意喚起を行い、確認を徹底しました。 ・ 契約書を見直し、必要な提出書類について再確認を行いました。 (尾鷲保健所) ⑦ 所属内で情報共有し、会計規則を確認したうえで事務処理経過の課題を検証し、再発防止について協議しました。 (児童相談センター) ⑧ 会計事務処理について、複数の職員によるチェック体制を強化しました。 (女性相談所) ⑨ 毎年度締結している業務委託契約であることから、個人情報の適正管理について記載し、業務完了時には業務完了報告書を提出するよう徹底しました。 (公衆衛生学院) 2 今後の方針（取組予定等） ①②④⑤⑥⑨引き続き、適切な事務処理に努めます。 (健康福祉総務課、食品安全課、地域福祉課、長寿介護課、尾鷲保健所、公衆衛生学院) ③ 引き続き、班内の職員への周知や経理班に相談を行うことで、適切な事務処理実施に努めます。 (薬務感染症対策課) ⑦ 事業担当課と経理担当課が事前に情報共有、連携協力して事務処理における留意点の認識を深め、決裁ルートを変更してチェックの強化に努めます。 (児童相談センター) ⑧ 複数の職員によるチェックを行い、適正な会計事務処理に努めます。 (女性相談所)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 補助金 ① 【福祉活動指導員設置費補助金】 ・履行確認の記載漏れがあった。 (地域福祉課) ② 【県南地域医療確保推進事業補助金】 ・補助事業者に対し、暴力団等の不当介入に対する措置を義務付けていなかった。 (地域医療推進課) ③ 【低年齢児保育充実事業費補助金】 ・補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (子育て支援課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 支出負担行為時に支出負担行為書に付箋を貼付し、履行確認時に記入するよう注意喚起を促し、履行確認記載漏れを防ぐようにしました。 (地域福祉課) ② 県南地域医療確保推進事業補助金交付要綱において定めている暴力団等不当介入時における対応について、交付決定通知書に記載するよう改めるとともに、健康福祉総務課への合議をすることとしました。 (地域医療推進課) ③ 事務処理状況について再確認し、補助金交付要領に定めた手続きに則って適正な事務処理を行うよう努めました。 (子育て支援課) 2 今後の方針（取組予定等） ① 上記改善策を引き続き実施し、適正な事務処理に努めます。 (地域福祉課) ② 引き続き、適正な事務処理について周知徹底を図るなど再発防止に努めていきます。 (地域医療推進課) ③ 補助事業等状況報告書の提出を求め、引き続き適正な事務処理に努めます。 (子育て支援課)

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 旅費 ①【結核研究所研修】 ・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。 (伊勢保健所) ②【全国歯科衛生士教育協議会平成28年度総会、第7回日本歯科衛生教育学会総会等】 ・用務時間等が復命書に記載されていなかった。 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (公衆衛生学院)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 旅行完了後、速やかに文書をもって復命するように全職員に対し注意喚起しました。 (伊勢保健所) ② 復命書への記載内容を周知するとともに紙回覧した文書を総合文書管理システムに登録するよう徹底しました。 (公衆衛生学院) 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、速やかに文書による復命処理を行い適正な事務処理に努めます。 (伊勢保健所) ② 復命書の記載不備、総合文書管理システムへの登録漏れが無いよう適切な事務処理に努めます。 (公衆衛生学院)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が 15 件あった。このうち、開札後に中止したものが 1 件あった。 (健康福祉総務課、食品安全課、医務国保課、子育て支援課、津保健所、児童相談センター、松阪食肉衛生検査所、子ども心身発達医療センター、こころの健康センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 事務処理誤りによる入札中止案件は、物件等で主に仕様書誤り及びシステムへの入力ミスによるものです。本庁においては、事業実施伺いの健康福祉総務課経理班への合議段階で、電子調達チェックリストを活用し、仕様書及びシステム入力内容の確認を行うとともに、関係職員に対し、入札中止未然防止に向けた注意喚起を行いました。 地域機関を含め部内各所属の取組として、仕様書作成については、所属内での複数職員による確認に加え、会計職員研修等に参加し事務の習熟に努める等の取組により適正な仕様書作成に努めました。 なお、システムへの入力ミスについては、案件登録時に、画面ハードコピー等を活用し複数職員によるダブルチェックの徹底等に努めました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、複数職員によるチェック体制の強化や、本庁においては健康福祉総務課経理班の確認等により、適切な入札事務に努めます。

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 オ その他の支出事務 ① 委託料の過払いにより歳出戻入を行っていた。(熊野保健所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組み、不適切な事案をなくすよう努めました。(熊野保健所) 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、職員への注意喚起や複数職員による確認の徹底を図り、適切な事務処理に努めます。(熊野保健所)

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知が遅延していた。 (子ども心身発達医療センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 契約条項の確認不足が原因であったことから、契約内容を担当職員に周知するとともに、複数の職員で確認するようチェック体制を強化しました。 (子ども心身発達医療センター) 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、職員への注意喚起や複数職員による確認の徹底を図り、適切な事務処理に努めます。 (子ども心身発達医療センター)

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 物品の管理 ① 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。 (健康づくり課) ② 郵券証紙について、出納簿上の在庫数と現物の在庫数が一致していなかった。 (尾鷲保健所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 既に廃棄処分を行っていた備品について、物品管理台帳から削除する処理を失念していたため、指摘後速やかに物品管理台帳から削除するとともに、他の物品についても確認を行い、現存する備品と物品管理台帳との整合を図りました。 (健康づくり課) ② 毎日の出納簿記載の際のチェックを徹底しました。 (尾鷲保健所) 2 今後の方針（取組予定等） ① 備品を廃棄した際には、物品管理台帳から削除することを失念しないよう課内で徹底するなど、適正な備品管理に努めます。 (健康づくり課) ② 引き続き、適切な事務処理に努めます。 (尾鷲保健所)

部局名 健康福祉部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ 金品亡失（損傷）	
① 公用車の損傷（修理代 312,292 円）	（健康づくり課）
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 交通事故防止について課内で情報共有を行うとともに、積極的に交通安全研修の受講等を行いました。	（健康づくり課）
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き課内会議等、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する注意喚起を行うとともに、交通安全研修等の積極的な受講を図ります。	（健康づくり課）

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 50%、相手 50%) (物損額：県 250,189 円、相手 131,485 円) (食品安全課) ② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 225,760 円) (伊勢保健所) ③ 物損事故 (物損額：県 221,813 円) (北勢福祉事務所) ④ 物損事故 (物損額：県 201,441 円) (北勢福祉事務所) ⑤ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 237,900 円) (紀北福祉事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 事故防止を図るため、課内職員に注意喚起を行うとともに、出張時に声掛けを行い職員の意識向上を図りました。 (食品安全課) ② 当該事案について事務所内で共有し、公用車等の運行に伴う事故防止や金品の適正な保管、使用、管理について徹底し、注意喚起を行いました。 (伊勢保健所) ③④ ・当該職員を含む全職員に、運転時の注意を徹底するよう指導を行うとともに注意喚起を行いました。 ・庁舎内や県庁で行われている交通安全運転研修への参加を働きかけるとともに、定期的に課長会議等を通じて所内の職員に対して安全運転の徹底を指導しています。 (北勢福祉事務所) ⑤ 事故(平成 29 年 2 月 10 日)直後の朝の打合せにおいて、所長から職員全員に安全運転の徹底を指示し、その後も定期的に職員に注意喚起を行いました。該当職員に対しては、平成 29 年 2 月 13 日に所属長から口頭で厳重注意しました。 (紀北福祉事務所) 2 今後の方針(取組予定等) ① 引き続き、交通事故防止の徹底を図ります。 (食品安全課) ② 安全運転意識や財産の適正管理意識の高揚を図るため、引き続き機会あるごとに職員への注意喚起を行います。 (伊勢保健所) ③④ ・今までより慎重に、緊張感をもって運転業務に携わるよう、また、長距離運転の際は、漫然運転にならないよう、職員には休息を十分取るよう指導します。 ・狭小地などでは、後方確認などを十分行うこと等により、事故の再発防止に努めます。 (北勢福祉事務所) ⑤ 職員へ定期的に交通安全にかかる注意喚起を行います。 (紀北福祉事務所)

部局名 健康福祉部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。（障がい福祉課）
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していたため、平成29年6月21日に提出を行いました。 また、金品の亡失、損傷があった場合は、速やかに金品亡失（損傷）報告書の提出を行うことを職員に周知徹底しました。（障がい福祉課） 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、金品の取扱いについて職員に注意喚起を行うとともに、金品の亡失、損傷があった場合は、速やかに金品亡失（損傷）報告書の提出を行います。（障がい福祉課）

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (交通事故防止対策の推進) (1) 平成28年の交通事故死者数は、前年を上回る100人に増加するとともに、高齢者交通事故死者数は前年と同数の52人となり、いずれも「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の28年度の目標値を達成していない。 また、交通事故死者数のうち、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の占める割合は、約5割となっている。このため、引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者や交通弱者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組など、交通事故防止に努められたい。（くらし・交通安全課）
講じた措置
<u>平成29年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 四季の交通安全運動をはじめ、年間を通じた広報啓発活動において、「高齢者の交通事故防止」「横断歩道における歩行者の優先」「自転車の安全利用の推進」等を運動の重点目標として位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する関係機関・団体等と連携して、運動を展開しました。 また、年間の交通事故死者数は前年より減少していたものの、特に交通事故死者数が急増した8月、11月、12月に、県内主要箇所において、緊急街頭啓発を実施しました。 (2) 地域の高齢者等に対し、交通安全活動の中心的役割を担う交通安全シルバーリーダーを育成するため、県内各地の指定自動車教習所等において交通安全シルバーリーダー育成研修を実施しました。（9回実施、144人受講） (3) 三重県交通安全研修センターにおいて、運転シミュレーターや各種診断機器等を活用し、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活躍する交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施しました。（3月末現在：施設利用者53,393人、指導者養成・資質向上講座受講者1,839人） また、平成28年度に試行実施したパークアンドバスライド方式による高齢者重点プログラムを市町等との連携により本格実施しました。（12月末現在：21回 261人受講） (4) 三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育により、加齢による身体的能力の衰えを自覚してもらい、自動車の運転に不安を感じる方には運転免許証の自主返納に繋げるとともに、運転免許証を自主返納しやすい環境の整備を図るため、自主返納者に対する民間事業者等の各種サービスを募集し、県ホームページに掲載し公表しました。（3月末現在：33事業者等）（くらし・交通安全課） 2 取組の成果 (1) 平成29年中の交通事故死者数は、86人で、統計が残る昭和29年以降過去最少となりました。しかし、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の29年度の目標値70人以下を達成できませんでした。またこのうち、高齢者は37人で前年比で15人減少しましたが、活動指標である35人以下を達成できませんでした。 なお、交通事故死傷者数については、7,199人で、活動指標の8,600人以下を達成しました。 (2) 四季の交通安全運動や交通安全シルバーリーダーによる各地域での交通安全啓発活動及び三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育の実施により、交通事故死傷者数を減少させることができ、10年ぶりに全交通事故死者数に占める高齢者の割合も5割未満となりました。（くらし・交通安全課）
<u>平成30年度以降（取組予定等）</u> (1) 「第10次三重県交通安全計画」をふまえ、引き続き関係機関等と連携して、高齢者や交通弱者（歩行者、自転車乗用者）の交通事故防止など、平成29年中の交通死亡事故の特徴をふまえて交通事故防止の取組を進めていきます。 (2) 地域の高齢者等に対して、交通安全活動の中心的役割を担う交通安全シルバーリーダーを育成するとともに、その活動を支援するため関係機関や団体との連絡会議を開催し、活動に必要な知識や情報提供を行います。 (3) 三重県交通安全研修センターにおいて、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活躍する交通安全指導者の養成・資質向上研修を行います。 また、高齢者には、加齢による身体的機能の低下等について自覚してもらい、運転免許証の自主返納につなげていきます。 (4) 運転免許証の自主返納者等に対する民間事業者等の各種サービスを募集・公表し、自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備します。（くらし・交通安全課）

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (産業廃棄物不法投棄等の未然防止と早期是正) (2) 新たに確認された産業廃棄物の不法投棄の件数は減少傾向にあったが、平成 25 年度以降は再び増加に転じている。また、過去に発生した不適正処理に係る行政代執行の収入未済額は、平成 28 年度末現在で約 41 億円に上り、今後も更なる増加が見込まれる。 こうしたことから、新たな不法投棄の発生を未然に防止するため、産業廃棄物処理業者等が不適正処理をしないよう引き続き監視・指導を行うとともに、排出事業者が責任をもって適正処理を行うよう電子マニフェストや優良認定処理業者の活用促進に取り組まれない。 また、不法投棄の早期発見に努め、確認した不法投棄は早期に是正させるよう取り組まれない。 (廃棄物・リサイクル課、廃棄物監視・指導課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 職員による通常の監視・指導業務に加え、民間警備会社に委託する監視パトロール、県防災ヘリ・県警ヘリを活用したスカイパトロールを実施するなど、間隙のない監視活動を行うとともに、近隣県市（岐阜県、滋賀県、和歌山県等）とは合同で産廃運搬車両の合同路上検査を実施し、県境をまたぐ不適正処理の未然防止を図りました。また、平成 29 年 11 月からは、事業者への指導をさらに実効あるものとするため、無人航空機ドローンによる廃棄物の測量等を導入しました。 産業廃棄物の不法投棄等は、早期に発見し、是正させることが重要です。不法投棄等の早期発見を行うため、通報制度の広報を行うとともに、民間企業等と締結する「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」については新たに 2 事業者と締結し、協定締結事業者は 21 団体（12 事業者・9 森林組合）になりました。 これらの不法投棄等については、行為者を特定したうえで撤去指導等を行うとともに、許可取消等の行政処分を行うなど厳正に対処しています。 (廃棄物監視・指導課) (2) 排出事業者の処理責任を徹底するため、環境技術指導員による排出事業者への訪問を行い、電子マニフェストの活用を進めています。また、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選定しやすい環境を作るため、優良認定処理業者の育成を進めています。 (廃棄物・リサイクル課) 2 取組の成果 (1) 通報制度の広報として、街頭啓発活動、FM放送等を実施した結果、廃棄物監視・指導課に寄せられた県民からの通報件数は、92 件となり、過去 3 年間の通報件数（平成 26 年度 72 件、平成 27 年度 50 件、平成 28 年度 67 件）を大幅に上回っています。通報いただいた事案については、即座に現場確認、改善指導等を実施し、大規模事案となることの未然防止に努めました（なお、発見された不法投棄件数は、平成 27 年度 31 件、平成 28 年度 41 件）。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した事業者等に対しては、事業停止 14 件（うち地域機関等 2 件）、許可取消 3 件（うち地域機関等 1 件）、処理施設使用停止 12 施設（うち地域機関等 12 施設）の行政処分を行いました。 (廃棄物監視・指導課) (2) 電子マニフェスト活用率は、平成 27 年度実績より 6.0 ポイント増加し、55.5%となりました。（平成 28 年度実績※）※電子マニフェスト活用率の把握には、事業者からの報告を受け取りまとめる関係上、1 年後となります。 優良認定処理業者の認定件数については、平成 29 年度当初より 5 件増加し、317 件となりました。（H30. 2. 28 現在） なお、本県の優良認定処理業者の認定件数は、全国の都道府県の中でも多い状況にあります。 (廃棄物・リサイクル課)
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> (1) 県内各地の産業廃棄物処理業者等に対する継続的な監視・指導を行い、不法投棄等の未然防止に努めます。通常の監視・指導に加え、休日及び早朝監視や近隣県市との産業廃棄物運搬車両の合同路上検査及び県防災ヘリ等を利用した上空からの監視を実施します。 さらに、無人航空機ドローンによる廃棄物の測量結果等は、事業者への指導、改善命令の発出などに活用し、事業者への指導をさらに実効あるものとします。 不法投棄防止等に関する広報については、引き続き県民に対して通報を呼びかけ、早期発見・早期是正を図っていくとともに、市町等関係機関など様々な主体と連携を強化しながら、不法投棄を許さない社会づくりを進めていきます。 (廃棄物監視・指導課) (2) 排出事業者の処理責任を徹底するため、引き続き電子マニフェストの活用や優良認定処理業者の育成を促進し、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。 (廃棄物・リサイクル課)

部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) ホームページに掲載した産業廃棄物処理実績報告書未提出者リストの一部に誤りがあった。 (廃棄物・リサイクル課) (2) ホームページに掲載した産業廃棄物税条例第8条第2項に規定する再生施設の一覧の一部に誤りがあった。 (廃棄物・リサイクル課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) ・契約当初に受託業者に提供する全体の名簿に代表者名が追加されるようシステム改修を行いました。 ・ホームページ掲載前に当課で管理している産業廃棄物情報（環境総合情報システム）とのチェックを複数の職員で行いました。 ・平成29年度の受託業者には、代表者名が記載された全体の名簿を提供しました。(廃棄物・リサイクル課) (2) 事務取扱要領を改正し、再生施設の認定を行った各地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室は、廃棄物・リサイクル課と情報を共有できるフォルダに認定通知書の写しを保管し、再生施設一覧を作成する際に認定施設の確認を相互で行えるようにしました。また、ホームページ掲載前に廃棄物・リサイクル課から各環境室へ公文書で再度確認依頼を行い、各環境室においても複数の職員で確認するようにしました。 (廃棄物・リサイクル課) 2 今後の方針（取組予定等） (1) 引き続き受託業者から提出された未提出者リストについては、当課で管理している産業廃棄物情報（環境総合情報システム）とのチェックを複数の職員で行うことで適正な事務処理に努めます。 (廃棄物・リサイクル課) (2) 複数の職員によるチェック及び改正した事務取扱要領に基づき適正な事務処理に努めます。 (廃棄物・リサイクル課)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成28年度末現在4,070,634,883円あり、前年度と比べて1,332,121,907円増加していた。 (人権課、ダイバーシティ社会推進課、廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム) ② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあつた。 (人権課、廃棄物・リサイクル課) イ 収入事務 ① 現金納付された博物館観覧料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (総合博物館) ② 現金納付された美術館観覧料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (美術館)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ①・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金及び妊産婦出産費補助金返還金については、収入未済金の回収を図るため、債務者宅への訪問や文書による催告を行い、計画的な納付を促しました。その結果、専修学校又は各種学校入校者補助金返還金については、収入未済額全額(35,000円)が納付されました。妊産婦出産費補助金返還金については、10,000円が納付されました。(残額20,000円(平成30年3月30日現在)) (人権課) ・NPO活動基盤強化事業業務委託契約に係る委託料返還請求債権及び違約金請求債権は、債務者の死亡と相続放棄により、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止の要件に該当するため、平成26年度に徴収停止の措置を実施済みです。債権の回収に必要な手続はできない状態ですので、債権管理自己検査実施時に、徴収停止事由に該当しているか再確認を行いました。 (ダイバーシティ社会推進課) ・電話や訪問を何度も行い支払いを求めてきた結果、平成28年10月21日に毎月5,000円を分納により支払うことの誓約書を新たに取付けることができました。平成28年度の目標は達成できませんでしたが、平成28年10月分以降は、分納誓約書のとおり毎月5,000円を滞りなく回収することができました。 (廃棄物・リサイクル課) ・産業廃棄物不適正処理にかかる行政代執行費用は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8の規定により行政代執行による対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。 このため、平成29年度においても、引き続き、国税徴収法に基づき、原因者(滞納者)の財産調査を行うとともに、原因者との面談を行い、生活状況の把握、納付額の妥当性について、確認するとともに、納付指導を行いました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム) ②・妊産婦出産費補助金返還金については、収入未済金の回収を図るため、債務者宅への訪問や文書による催告を行い、計画的な納付を促しました。その結果、10,000円が納付されました。(残額20,000円(平成30年3月30日現在)) (人権課) ・電話や訪問を何度も行い支払いを求めてきた結果、平成28年10月21日に毎月5,000円を分納により支払うことの誓約書を新たに取付けることができました。平成28年度の目標は達成できませんでしたが、平成28年10月分以降は、分納誓約書のとおり毎月5,000円を滞りなく回収することができました。 (廃棄物・リサイクル課) イ①② 観覧料の金融機関への収納処理について、担当者が不在でも入金処理が出来るよう複数の職員により収納事務を分担するなど、事務の改善を図りました。 (総合博物館、美術館) 2 今後の方針(取組予定等) ア①② ・妊産婦出産費補助金返還金について、引き続き債務者宅への訪問や文書等による催告を行い、納付を促していくことにより収入未済額の減少に努め、計画目標を達成することができるよう取り組んでいきます。 (人権課) ・徴収停止措置を採った日から3年経過すると、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく債権放棄の要件に該当するため、徴収停止事由に該当しているか再確認した後、債権放棄を行う予定です。 (ダイバーシティ社会推進課) ・原因者である法人は平成27年1月20日に解散し、将来その事業を再開する見込みがなく、支払い能力がない状態が継続していますが、今後も、新たな誓約書に基づき納付指導を行い、確実に納付させることにより回収を行っていきます。 (廃棄物・リサイクル課) ・代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産状況の把握を行い、換価可能な資産の差し押さえに努めるとともに、滞納者と面談を行い、分納誓約を履行するよう指導します。また、財産状況を勘案しつつ、可能な限り分納額を引き上げるよう指導します。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム) イ①② 引き続き、複数の職員により金融機関への収納処理を分担するなど、収納処理の遅延防止に努めていきます。 (総合博物館、美術館)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【平成28年度ダイオキシソ類（水質・底質等）環境調査委託業務】 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。（大気・水環境課） ② 【平成28年度高度地域循環圏形成実態調査業務委託】 ・出納局事前検査を受けていなかった。 ・執行何等に随意契約の根拠規定が記載されていなかった。（廃棄物・リサイクル課） ③ 【三重県立図書館施設管理委託】 ・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。（図書館） イ 補助金 ① 【日本私立学校振興・共済事業団補助金】 ・履行確認の記載漏れがあった。（私学課） ② 【三重県留学生等支援事業補助金】 ・履行確認の記載漏れがあった。（ダイバーシティ社会推進課） ウ 旅費 ① 【県史編さん用務（資料調査）】 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。（文化振興課） エ 物品等購入 ① 納品書に記載されている納品日と実際の納品日が異なっていた。（大気・水環境課） オ 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が6件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。（環境生活総務課、文化振興課、くらし・交通安全課、総合博物館） カ その他の支出事務 ① 郵券証紙類について、平成28年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。（人権センター）
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① 適正に契約事務を執行するため、複数の職員による関係書類の確認を徹底しました。（大気・水環境課） ② 所属職員に対して事例を共有するとともに、再発防止のための周知を行いました。（廃棄物・リサイクル課） ③ 記載漏れの暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する事項については、契約者双方で別途協議において確認するとともに、契約関係書類に不備がないよう職員に周知徹底し適正な会計事務に努めました。（図書館） イ ① 今後履行確認の記載漏れのないように複数人で確認をするとともに、制度の趣旨を十分に理解することに努めました。（私学課） ② 履行確認について、必要な事項を確認するとともに、周知を図りました。（ダイバーシティ社会推進課） ウ ① 復命書の一部において用務時間等の記載に適切さを欠いていたことから、関係規程に基づき、復命書に記載すべき事項を周知徹底するとともに、供覧時に複数職員による確認を行いました。（文化振興課） エ ① 適正に契約事務を執行するため、複数の職員による関係書類の確認を徹底しました。（大気・水環境課） オ ① ・入札情報サービスシステムによる回答の公開を期限までに行わなかったため入札中止となったことから、システム操作チェックリストによる確認を行うこととし、再発防止に努めました。（環境生活総務課） ・最低制限価格の設定に係る事務処理上の錯誤によって入札中止となったことから、制度改定等について最新情報の把握に努めながら、複数の職員により最低制限価格の確認を行いました。（文化振興課） ・印刷物の発注にあたり、規格が存在しないことが判明したことに伴う入札中止であったため、発注前にカタログでの確認に加え、2者以上の業者に確認するなど、再発防止に努めました。（くらし・交通安全課） ・啓発物品の入札にあたり、角がとがった製品で応札される可能性もあったことから安全性に配慮しての中止であったため、仕様書記載事項で、どこまで拡大解釈して入札されるかを十分検討し、基準品を設定する等して再発防止に努めました。（くらし・交通安全課） ・仕様書などの入札公告書類について、複数の職員により確認を行うことを徹底し、事務処理誤りによる入札中止がないよう努めました。（総合博物館）

カ

- ① 郵券証紙を購入する際、過去の実績等から年間使用見込枚数を見積り、適正数量を購入するよう徹底しました。(人権センター)

2 今後の方針（取組予定等）

ア

- ① 複数の職員による関係書類の十分な確認により、適切な事務処理に努めています。(大気・水環境課)
- ② 引き続き、再発防止に取組みます。(廃棄物・リサイクル課)
- ③ 引き続き、会計規則を順守し適正な事務処理に努めます。(図書館)

イ

- ① 上記の取組により、適正な事務処理を行なうことに努めます。(私学課)
- ② 履行確認について、同様の事案が再度発生しないよう、点検の強化及び職員に周知・徹底を図ります。(ダイバーシティ社会推進課)

ウ

- ① 引き続き、復命書への必要事項の記載を徹底するとともに、複数職員による確認を行います。(文化振興課)

エ

- ① 複数の職員による関係書類の十分な確認により、適切な事務処理に努めています。(大気・水環境課)

オ

- ① 引き続き、入札事務の適正な執行に努めます。(環境生活総務課、文化振興課、くらし・交通安全課、総合博物館)

カ

- ① 今後も使用見込枚数の見積りには十分注意し、在庫枚数を適正に管理するよう努めます。(人権センター)

部局名 環境生活部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 貸付を行っている普通財産について、公有財産使用許可（貸付）台帳に整理されていないものがあった。 (文化振興課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① 整理されていなかった工作物についても、公有財産使用許可（貸付）台帳に記載しました。(文化振興課) 2 今後の方針（取組予定等） ア ① 引き続き、適正に公有財産使用許可（貸付）台帳を整理します。 (文化振興課)

部局名 環境生活部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ①物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 20,000 円、相手 107,373 円）（環境生活総務課）
講じた措置
1 実施した取組内容 全職員に対して、交通事故の防止及び安全運転の励行について再度徹底を行いました。また、組織目標として「無事故・無違反チャレンジ 1 2 3」への積極的参加に取り組み、交通安全意識の高揚に努めています。 （環境生活総務課） 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、交通事故防止についての注意喚起を行い、安全運転についての意識高揚を図っていきます。 （環境生活総務課）

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (地籍調査事業の促進) (1) 地籍調査は、「国土調査法」に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため実施されているが、平成 28 年度末の進捗率は、全国平均の 52.0%と比較して 9.4%と、低い値になっている。また、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」においても、平成 28 年度における年間実施面積の目標値が 12 ㎥であるのに対し、実績値が 4.8 ㎥と、目標未達成となっている。 地籍調査への着手が遅延するほど、土地境界の調査に必要となる人証や物証が失われ、調査が困難になるとともに、土地の有効活用の促進や、懸念される大規模災害の迅速な復旧にも支障をきたすおそれがあることなどから、市町が計画的、効率的に実施できるよう、関係部局と連携し、地籍調査事業の促進に努められたい。 (水資源・地域プロジェクト課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 地籍調査の推進に向けて、実施主体である市町に対して、三重県国土調査推進協議会等を通じた研修会等による啓発活動や地籍調査に係る監督業務の民間委託の活用について情報提供を行いました。また、休止市町の幹部職員を訪問して地籍調査の必要性和効果を説明し、事業の早期再開を要請しました。さらに国に対して、南海トラフ地震の被害が大きいとされる地域への優先的な予算配分や、国直轄事業の十分な予算確保など、県単独や三重県国土調査推進協議会等を通じた要望活動を実施しました。 ② 地籍調査や国直轄事業は、南海トラフ地震や土砂災害などの大規模災害の事前の防災対策となることから、休止市町を含めた海岸を有する市町に向けて事業の実施を働きかけました。また、平成 28 年度に国が新設した「社会資本整備円滑化地籍整備事業」を土砂災害等の事前の防災対策として市町が推進していくよう、県土整備部と連携した取組を進めました。 2 取組の成果 ① 市町に対して、事業費補助や助言・指導を行い、地籍調査を推進しました。国に対して要望活動した結果、国の社会資本整備円滑化地籍整備事業予算、また国直轄事業についても追加配分を受けました。 ② 津波浸水想定区域においては、15 市町が地籍調査に取り組みました。また、国直轄事業は海岸を有する 2 市において実施されています。さらに、土砂災害等の事前の防災対策としての「社会資本整備円滑化地籍整備事業」に 10 市町が取り組み、追加配分により 1 市が取り組んでいます。
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> ① 市町への助言・指導を行い、市町と連携して地籍調査を推進していきます。また、休止市町の幹部職員に対して地籍調査の必要性和効果を説明し、事業の再開を要請していきます。国に対しては、引き続き、予算や制度拡充に向けた要望活動を行っていきます。 ② 津波被害からの円滑な復旧・復興が可能となる地籍調査の事業計画の立案や、地籍調査を防災計画へ位置付けるなど、市町の新たな取組が生まれてきていることから、このような取組が他の市町に広がっていくよう助言・指導し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を推進してまいります。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (移住の促進) (2) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口の社会減対策に係る取組の一つとして、総合的な移住の促進を図ることとしている。 これまで、首都圏では、移住相談センターを開設するとともに、関西圏・中京圏では、随時、移住相談デスクを実施したことなどにより、平成 28 年度の移住相談件数は前年度の 750 件から 1,137 件に、県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数は前年度の 124 人から 205 人に、それぞれ増加している。 このため、引き続き、移住の促進のための情報発信を行うとともに、移住希望者の個別ニーズを詳細に把握し、それぞれに対応ができるよう関係部局、市町、関係民間団体と連携し、移住の促進に努められたい。 (地域支援課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 平成 29 年度は、課長級の「移住促進監」を配置するとともに「移住促進庁内連携関係課長会議」を新たに設置し体制を強化しました。関係部局や、市町とも緊密に連携しながら、より一層、移住希望者の相談にきめ細かく対応を行いました。 ② 首都圏の移住相談センターを中心に、関西圏、中京圏で実施する移住相談デスクや市町参加型テーマ別移住セミナーなどを通じて、移住希望者それぞれのライフプランに応じた相談にきめ細かに対応する体制を充実させました。 ア 首都圏における相談体制 移住相談センターにおいて、引き続き移住相談アドバイザー、就職相談アドバイザー（雇用経済部）、県職員の 3 名体制で対応しました。移住全般の相談には常駐の移住相談アドバイザーが対応し、必要に応じて就職相談アドバイザーや県職員が同席して対応しました。また、市町参加型テーマ別移住セミナー等も実施しました。 イ 関西圏における移住相談体制 情報発信拠点を設置している「大阪ふるさと暮らし情報センター」（シティプラザ大阪）において、毎月第 2 土曜日に移住相談デスクを実施するとともに、市町参加型テーマ別移住セミナー等を実施しました。 ウ 中京圏における移住相談体制 平成 28 年 9 月に株式会社モンベルと締結した「連携と協力に関する包括協定」に基づき、栄にある「モンベル名古屋店」において毎月原則第 3 土曜日に「移住相談デスク」を実施するとともに、市町参加型テーマ別移住セミナーを新たに実施しました。 ③ 全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、引き続き、ホームページなどインターネットを使った情報発信を行いました。また、「一歩先の移住～三重で実現するあなたらしいライフスタイル～」をコンセプトに県単独のプロモーションを新たに展開しました。さらに、県民会議を開催するなど県民一体となった移住促進の気運情勢を図りました。 ④ 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に、「ええとこやんか三重 県と市町の移住促進検討会議」を引き続き設置し、県や市町の取組についての情報共有や課題の検討、担当者向けの研修等を実施し、市町と連携して移住促進の取組の強化を図りました。 2 取組の成果 上記の取組を実施したところ、平成 30 年 1 月末時点（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日の間）における県および市町の施策を利用した県外からの移住者数の県内合計は、214 名でした。 ※ 前年同期 163 名 ※ 平成 28 年度合計 205 名
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> ① 市町や関係機関と連携し、地域の小規模事業者や伝統産業の承継（担い手）など、多様な就労情報を掘り起こすとともに、大都市圏においてプロモーションを展開することなどにより、ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を発信します。また、移住の決定に有効な、地域と交流する機会を創出する現地訪問への誘導を強化します。 ② 多様な就労情報の掘り起こしやワークもライフも充実した「暮らし方」の発信について、その効果的な方法や課題を県・市町が相互に情報共有し、検討する機会を設けます。

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (南部地域の活性化) (3) 南部地域においては、基幹産業である第一次産業の低迷、若者の定住率の低下等が顕著で、人口流出及び少子高齢化が進行している。 このため、第一次産業の六次産業化、観光産業の振興等により、仕事の創出及び移住・定住を促進し、南部地域活性化の取組を、関係部局、市町及び関係団体等と十分な情報共有・連携を図り、強力に推進された。 特に、東紀州地域においては、情報発信の強化、魅力的なイベントの企画・開催等の各種取組を実施することによって、地域内への来訪者数の増加を図るとともに、地域産品のブラッシュアップ等による高付加価値化を図ること等により観光消費額の増加に取り組まれた。 (南部地域活性化推進課、東紀州振興課) 講じた措置 平成 29 年度 1 実施した取組内容 (1) 市町の連携による若者の働く場の確保、定住の促進など地域の特性を生かしたさまざまな取組を南部地域活性化基金等により支援しました。また、13 市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」において、基金等を活用した連携事業の検討や情報共有を行いました。 (2) 交流人口の拡大等を図るため、ふるさと納税のガイドブック作成や首都圏で P R イベントを実施するとともに、バイク旅促進の取組を行い、ツーリングガイド作成やバイク旅フェスティバルを実施しました。また、若者の地域への愛着を育むため、高校生を対象に地域人材育成事業を実施しました。 (3) 東紀州地域への来訪促進や周遊性等の向上を図るため、熊野古道や東紀州地域を周遊するスマホを活用したスタンプラリーの開催や人気ブロガーが熊野古道伊勢路を踏破する様子の情報発信、モデルコースの提案を行うとともに、初めて外国人講師による外国人向け熊野古道セミナー等を開催しました。また、熊野古道センターや紀南中核的交流施設において東紀州地域の魅力を発信する企画等を実施しました。 (4) 東紀州地域振興公社では、6 次産業化を推進するため、地域産品のブラッシュアップや販路開拓などを支援し、魅力向上や高付加価値化に取り組みました。また、東紀州地域が一体となった観光地域づくりを進めるため、海外向けの情報発信や台湾へのセールス、観光人材の育成等を支援しました。 2 取組の成果 (1) 市町のさまざまな枠組みによる主体的な連携が進むとともに、平成 30 年度に向けて南部地域 13 市町の企画担当者で議論を重ねた結果、2 件の新規事業が生まれました。 (2) 交流人口の拡大等を図るため、ふるさと納税のガイドブックを東海 4 県の郵便局に 21,000 部設置するとともに、東京、大阪で P R イベントを実施し、288 件、約 300 万円（前年度比 30% 増）の寄付につながりました。都市部の方を対象に「南部まるごとサポーター」（133 名）の制度を創設しました。10 月にはバイク旅フェスティバル（来場者 3,700 名、前年度比 23% 増）を開催しました。また、地域人材育成事業を実施した高校生においては、取組前と比べて住んでいる地域に関心を持つという回答が 96%（前年度比 7% 増）となるなど地域への関心を高める契機となっています。 (3) 都市部での熊野古道セミナー（参加者 156 名）、外国人向けセミナー（参加者 36 名）の開催や、スタンプラリー（7,183 件（前年度比 39% 増））の実施を通じて、東紀州地域への来訪促進等を図りました。 また、熊野古道センター（114,739 人、前年度比 5% 減）、紀南中核的交流施設（宿泊者数 18,346 人、前年度比 5% 増）において東紀州地域の魅力を発信しました。 (4) 東紀州地域振興公社において、販路開拓等に取り組んだ結果、新たに東京、名古屋の百貨店等の店舗での販売や首都圏 30 店舗でのフェア開催等新規開拓につながりました。また、台湾へのセールス等に取り組んだ結果、台湾旅行会社等のファムトリップ 3 回の実施につながりました。 平成 30 年度以降（取組予定等） (1) 市町が連携した、働く場の確保及び定住の促進に向けた取組に対し、引き続き基金等を活用して支援を行います。また、協議会等で市町担当者と定期的・計画的に議論を重ね、市町連携による地域が主体となった取組を一層促進していきます。 (2) 交流人口の拡大を図るためバイク旅促進の取組に加え、南部地域の豊かな自然をいかしたアウトドアスポーツの魅力を発信する取組を実施します。また、新たに南部地域の小規模事業者等を対象としたインターシップを実施することで U・I ターン就職を促し、移住・定住の促進を図ります。 (3) 熊野古道世界遺産登録 15 周年に向けて、市町や関係団体等と連携して、子どもや若者等による古道の保全活動体験など、熊野古道の価値を次世代に伝える取組を行います。また、伊勢路ナビやスマホ向けスタンプラリーなど、周遊性等を高める取組を進めていきます。あわせて、熊野古道センターや紀南中核的交流施設を活用することで、国内外から東紀州地域への来訪を一層促進します。 (4) 東紀州地域振興公社では、宿泊施設や観光施設等に外国人アドバイザーを派遣し、インバウンド受入環境の充実を図るとともに、観光地域づくりを担う人材の育成を支援します。また、地域産品の高付加価値化や販路拡大に向けて、バイヤー招聘やテストマーケティング等の取組を支援します。さらに宿泊施設等のサービスのブラッシュアップや地域資源を生かした体験メニューの造成など、観光サービスの高付加価値化を図る取組を支援し、来訪者の満足度の向上と来訪促進をめざします。
--

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (県が発行する印刷物の状況) (4) 県が発行する印刷物について監査した結果は、次のとおりであった。 ①【熊野古道伊勢路パンフレット】 ・東紀州地域の魅力を発信し、誘客を促進する目的で作成されたが、便石山（びんしやま）、花の窟（はなのいわや）等、パンフレット利用者にとって読み方が難しい漢字への読み仮名が付いていなかったため、受け手を十分意識した広報に努められたい。 （東紀州振興課）
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 ① パンフレット等の印刷物を作成する際には利用者にとって読み方が難しい漢字への読み仮名を徹底するなど、利用者にとってより分かりやすいものとするよう、様々な機会を利用し関係者と情報共有を行いました。 2 取組の成果 ① 印刷物については、平成 29 年度から増刷するものは読み仮名を付けることとしました。
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> ① 今後、パンフレット等の印刷物やホームページ等を作成する際には利用者にとって読み方が難しい漢字への読み仮名を徹底するなど、利用者にとってより分かりやすいものとなるよう努めます。

部局名 地域連携部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 収入事務	
① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。	(四日市地域防災総合事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 現金扱いが発生し、かつ、当日中に金融機関への収納処理ができない場合には、担当以外にもその事実を共有し、課全体で遅延防止が図れるようにしました。	
2 今後の方針（取組予定等）	
① 上記処置を徹底します。	

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【平成 28 年度リニア中央新幹線建設促進広告看板掲出委託業務】 ・契約保証金の免除に係る決裁の添付書類等が不十分であった。 ・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 ・履行確認書が作成・交付されていなかった。 (交通政策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 指摘があった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、今後遺漏の無いよう課内で注意喚起を図りました。 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 補助金 ① 【平成 28 年度地域交通体系整備費補助金】 ・交付申請の取下げ期限が定められていなかった。 ・補助事業者に対し、暴力団等の不当介入に対する措置を義務付けていなかった。 (交通政策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 指摘があった事項について補助金要綱の改正を行い、是正しました。 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 地域連携部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ 旅費	
① 【新年度の業務引継ぎ】	
・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	(地域連携総務課)
② 【全国自治体政策研究交流会議・自治体学会】	
・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	(四日市地域防災総合事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 今後は、総合文書管理システムにより復命書を供覧するようにしました。	(地域連携総務課)
② 復命書の供覧については事後登録ではなく、システムによる決裁処理を行うようにしました。	(四日市地域防災総合事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	(地域連携総務課)
② 上記処置を徹底します。	(四日市地域防災総合事務所)

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が5件あった。 (スポーツ推進課、四日市地域防災総合事務所、松阪地域防災総合事務所、伊賀地域防災総合事務所、南勢志摩地域活性化局)
講じた措置
1 実施した取組内容 ・公告内容について、複数の職員で確認する等チェック体制を強化し、再発防止に努めました。 (スポーツ推進課) ・公開前に、システム登録内容を印刷出力し、再度チェックを行うようにしました。 (四日市地域防災総合事務所) ・複数の職員による入力時や案件の公開前の確認を徹底し、チェック体制を強化し、再発防止に努めました。 (松阪地域防災総合事務所) ・「電子調達システムチェックリスト」を使用し、3人以上の職員で確認を行うなど、チェック体制の強化に努めました。 (伊賀地域防災総合事務所) ・全ての登録内容の確認を複数の職員で行うなど、適正な事務処理を行うためのチェック体制を更に強化しました。 (南勢志摩地域活性化局) 2 今後の方針（取組予定等） ・複数の職員による確認等を徹底し、入札中止がないように一層適正な事務処理に努めていきます。 (スポーツ推進課) ・上記処置を徹底します。 (四日市地域防災総合事務所) ・引き続き、複数の職員でチェックするなど、よりいっそう適正な事務処理に努めていきます。 (松阪地域防災総合事務所) ・引き続き、複数の職員でチェックするなど、適正な事務処理に努めていきます。 (伊賀地域防災総合事務所) ・引き続き、複数の職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努めていきます。 (南勢志摩地域活性化局)

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 特殊勤務実績簿に登録された特殊勤務従事日が、実際に従事した日と異なっていた。 (南勢志摩地域活性化局)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 特殊勤務に従事した後に作成する業務報告書の決裁と併せて特殊勤務手当の承認を行うよう改めました。 2 今後の方針（取組予定等） ① 再び不適切な事務処理が発生しないよう、チェック体制を充実させ適正な事務処理に努めます。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 公有財産の異動報告が遅延していた。 (水資源・地域プロジェクト課) イ 物品の管理 ① 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。 (水資源・地域プロジェクト課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① 遅延していた平成28年度の異動報告については、平成29年度当初に遅延している事実を発見後、速やかに実施しました。 イ ① 備品台帳と現物を確認し、年数が経ち現物がないものについては、廃棄手続きを行いました。 2 今後の方針（取組予定等） ア ① 今後は、公有財産に係る報告等について、関係規則等を確認し、漏れのないよう適切に遂行していきます。 イ ① 定期的に備品台帳と現物との突合を図るなど、備品の適正管理を行っていきます。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (5) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 20%、相手 80%) (物損額：県 0 円、相手 173,200 円) (紀北地域活性化局)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 該当職員に対して、所属長から厳重注意を行うとともに、所属職員に対して、交通安全意識と危機意識の向上について注意喚起を行いました。 また、8月22日開催の紀北地域に勤務する職員を対象とした交通安全研修に所属職員を受講させ、交通事故遺族から直接、交通事故の悲惨さや命の大切さについて学ぶことにより、交通安全意識の向上を図りました。 2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、会議などのあらゆる機会を通じて職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (県産農林水産物の認知度向上と販路拡大) (1) 昨年開催された伊勢志摩サミットでは、首脳会議や配偶者プログラムにおける食事はもとより、ワーキングテーブルなどに数多くの県産農林水産物が使用され、その魅力が世界に向けて発信された。 今後は、伊勢志摩サミットで高まった知名度や評価を生かしながら、平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでの利活用や海外展開なども視野に入れ、県産農林水産物のさまざまな需要に対応できる供給体制の整備や認知度の更なる向上、販路拡大に注力されたい。(農林水産総務課)
講じた措置
平成 29 年度 1 実施した取組内容 県産農林水産物のさまざまな需要に対応できる供給体制の整備や認知度の向上、販路拡大に向けて、ベースとなる生産体制・生産基盤の整備や担い手の確保・育成などの取組に加え、東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準である国際水準GAP等の認証取得促進や情報発信力の高い都市圏の高級ホテル等をターゲットにしたプロモーション、海外市場における販路拡大等に重点的に取り組みました。 具体的には、国際水準GAP等の認証取得に向けて、平成 29 年 7 月にキックオフとなる「三重県GAP推進大会」を開催し、県をあげて取得にチャレンジしていくことを宣言するとともに、県内各地で生産者や営農指導員等を対象にした研修会を 66 回開催し、延べ 3,200 名を超える方に参加いただきました。 県産農林水産物のプロモーションについては、マーケティング調査に基づいた県職員による営業活動やプロモーションツールを活用したPR、ホテルのシェフ等の県内産地への招へいなど、食材ごとのエピソード等を丁寧に紹介して、フェアで使用する食材を提案しました。 海外市場における販路拡大については、アジア経済圏や米国などをターゲットにして、県産ブランド牛肉や水産物、果樹、伊勢茶、県産材などの輸出力を強化するとともに、アジア各国に残る牛肉の輸入規制の緩和・撤廃を国に提言しました。 2 取組の成果 平成 29 年度は、新たに取得指導を行うGAPリーダー指導員 32 名、GAPの啓発や助言を行うGAP指導員 78 名を育成するとともに、7 事業者が国際水準GAPを取得しました。 平成 31 年度末の目標値である、県内のGAPリーダー指導員 50 名(平成 29 年度末実績 34 名)、GAP指導員 190 名(平成 29 年度末実績 129 名)、国際水準GAPの取得 76 件(平成 29 年度末実績 29 件)の達成に向けて進展しました。 プロモーションについては、東京、大阪、名古屋の大都市圏の 6 つの高級ホテルにおいて、延べ 167 品目にのぼる県産食材を使用いただく形で三重県フェアが、それぞれ約一ヶ月以上の長期にわたり開催されました。 海外市場への販路拡大については、ベトナム、香港での三重県フェアに向け、みえ黒毛和牛が初輸出されるとともに、牛肉輸出解禁に向けた二国間協議が進展し、台湾、マレーシアへの日本産牛肉の輸出が可能となりました。また、韓国の見本市へ木材製品が初出展されたほか、タイ王国に向けて、果樹では柑橘や柿が、水産物では水産練り製品が商業輸出されました。
平成 30 年度以降(取組予定等)
今後も引き続き、東京オリンピック・パラリンピックでの県産農林水産物の採用をはじめ、大会開催後の国内取引や海外輸出の拡大が有利に進められるよう、国際水準GAP認証等の取得に向けた取組を加速させるとともに、東京オリンピック・パラリンピックの食材供給を担うケータリング事業者やマスコミに向けたレセプションの開催など戦略的なプロモーション、海外市場に向けた情報発信や商談機会の創出、輸出に挑戦する産地の取組支援などに注力していきます。

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (獣害対策の推進) (2) 獣害による平成 27 年度の農林水産被害金額は、20 年度以降最低の被害額となり、これまでの取組成果は現れている一方で、集落の代表者に行ったアンケート調査によると被害が「甚大」又は「大きい」と回答する集落数は減少していない状況にある。 このため、引き続き、取組成果を地域に実感してもらえよう、集落ぐるみで獣害に取り組む「体制づくり」とともに、追い払いや侵入防止柵等の整備を行う「被害対策」、適正な捕獲を行う「生息管理」、みえジビエの普及拡大等による「獣肉の利活用」に市町や関係団体等と連携し取り組まれない。 (フードイノベーション課、獣害対策課)
講じた措置
平成 29 年度 1 実施した取組内容 (1) 集落ぐるみの獣害対策を進めるため、集落代表者アンケートで獣害が大きいと回答する集落を主な対象として、関係市町と連携しながら 67 集落を選定し、研修会等の開催により獣害対策に取り組む体制づくりを進めました。また、地域の獣害対策を担う指導者を育成するため、これまでの基礎研修に加え、より実践的な研修内容を含む高度化研修を実施しました。さらに、獣害対策に取り組む機運の醸成を図るため、「獣害について三重づくりフォーラム」を開催するとともに、優良な獣害対策活動を実践する集落等の表彰を行いました。 (2) 被害防止の取組として、地域獣害対策協議会が取り組む捕獲活動への支援を行うとともに、市町が進める侵入防止柵の整備を支援しました。 (3) 第二種特定鳥獣管理計画に基づいたニホンザルの計画的な個体数調整を進めるため、2 市 1 町が地域実施計画を策定しました。また、同計画に基づいたニホンジカの県による計画的な捕獲を実施しました。さらに、狩猟者確保のため、「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を開催するとともに、狩猟免許試験を 3 回実施し 274 名が免許を取得しました。また、狩猟免許更新講習を 14 回実施しました。 (4) 「みえジビエ」のさらなる普及拡大を図るため、「みえジビエ」登録事業者により立ち上げた「みえジビエ推進協議会」の活動として、平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日の 3 ヶ月間、69 の飲食店、量販店等の店舗で「みえジビエフェア」を開催しました。また、三重県と C o C o 老番屋とのコラボ企画の第 6 弾として、みえジビエ（シカ肉）の入ったコロッケを使用した「シカコロ三種（さんしゅ）カレー」を商品化し、「みえジビエフェア」とあわせて提供しました。さらに、「みえジビエ」登録事業者の拡大を図るため、展示会（「東海四県 J A グループ 食と農の大商談会 2017」、「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」）等の機会を通じて、登録制度の紹介を行いました。 捕獲現場と解体処理、食肉製造等の民間事業者が連携した「みえジビエ」のさらなる高品質かつ安定的な供給体制の構築に向けた検討を行いました。 (フードイノベーション課、獣害対策課) 2 取組の成果 以下のような取組成果等により、農林水産業被害金額は 4 億 6 千万円となり、平成 29 年度目標を達成しました。 (1) これまで進めてきた集落ぐるみの獣害対策の取組により、獣害対策に取り組む集落数は 542 となり平成 29 年度目標を達成しました。 (2) 農地を獣害から守る野生獣の侵入防止柵は、累計で 2,115km が整備されており、また、有害獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）は 37,890 頭が捕獲されました。 (3) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく県によるニホンジカの捕獲については、3 市を範囲とする地域を対象に実施し、目標とした 920 頭の捕獲を達成しました。 (4) 獣肉の利活用については、「みえジビエフェア」の開催により、「みえジビエ」の認知度向上、取組拡大につなげることができました。その結果、「みえジビエ」登録事業者は、計 106 施設（平成 30 年 3 月末現在）となり、新たに 5 施設拡大しました。 (フードイノベーション課、獣害対策課)
平成 30 年度以降（取組予定等） 農業被害金額は減少傾向にあるものの「被害が大きい集落の割合」は目標値を達成できていない状況であり、今後、この割合を低減するため、引き続き、農業被害が大きい集落の状況を分析し、重点的な取組を進めます。また、集落ぐるみの取組を進める体制づくりへの支援、集落周辺における加害獣の捕獲の推進など、市町が策定している被害防止計画の達成に向けた取組を市町と連携して進めてまいります。 獣肉の利活用については、引き続き、「みえジビエ推進協議会」とともに、消費者や実需者への「みえジビエ」の取組に関する情報発信などの P R を行うとともに、「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用し、新たな商品開発をはじめ、登録事業者である飲食店・量販店等のさまざまな店舗が連携した「みえジビエフェア」や量販店等での販促活動を実施し、「みえジビエ」のさらなる認知度向上や販路拡大を図ります。 また、高品質で安定的な供給が可能な三重県独自の「みえジビエ」供給体制の構築に向け、市町や登録事業者等と連携して取り組みます。 (フードイノベーション課、獣害対策課)

部局名 農林水産部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 会員向け電子メールに個人情報記載されたファイルを誤って添付し、個人情報が漏えいした。 (フードイノベーション課) (2) 県内の事業者情報（19社の借入金額等）を他の事業者（13社）に誤送信した。 (四日市農林事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 今後、誤って個人情報記載されたファイルを送付することがないように、個人情報を含む電子ファイルのファイル名に共通の記号を付与するとともに、個人情報を含むファイルとそれ以外のファイルを別々のフォルダで管理するなど、情報管理の再徹底を図りました。 さらに、会員向け電子メールには極力電子ファイルを添付しないように配慮することや、やむを得ずファイルを添付する場合には、送信前に送信者が添付ファイルを開いて内容に誤りがないか確認するとともに、送信前には必ず、送信者以外の者に仮送信し内容の確認を受けるなど、課内ルールの再徹底を図り、誤送信の再発防止に努めました。 (フードイノベーション課) (2) 所内各室で緊急ミーティングを開催し、発生原因等の情報共有を図るとともに、個人情報や事業者情報等の電子ファイルの適正な取り扱いや「インターネットメールを送信する際の四日市農林事務所ルール」に基づく「メール誤送信防止のためのチェックリスト」の活用等、職員にルール遵守及びチェックリストによる確認の徹底を行いました。 (四日市農林事務所) (3) 事案発覚後、直ちに臨時課長会議を開催し、事案の周知と注意喚起を行うとともに、再発防止対策として、個人情報・事業者情報を含む電子ファイルの管理及びインターネットメールを送信する際のチェックの徹底を図りました。 なお、全ての所属で「情報資産管理簿」の整備や個人情報を含む新規作成ファイルの一斉点検を行いました。 また、全所属で本事案をテーマにコンプライアンスミーティングを行うほか、農林水産部情報セキュリティ対策研修を開催しました。 さらに、部内の全所属長あてに「不適切な事務処理の防止について（部長通知）」を発出し、期末面談等の機会を利用して、より一層の注意喚起と再発防止の徹底を指示しました。 (農林水産総務課) 2 今後の方針（取組予定等） (1) 今後も誤送信することがないように、課内会議等の機会を通じて定期的に課内ルールの再確認と徹底を図ることで、職員の意識向上に努めます。 (フードイノベーション課) (2) 引き続き、「職員のためのセキュリティ5ヶ条」、「インターネットメールシステム運用ルール」等の遵守を徹底するとともに、各室ミーティング等において上記の取組がなされているか定期的に確認し、所内室長会議で情報共有しながら、適正な事務処理を進めていきます。 (四日市農林事務所) (3) 部内定例会議や所属内ミーティング等の機会に注意喚起と再発防止を徹底します。 また、事務処理ミス防止・チェック機能向上のため、チェック計画の整備や見直し、定期面談を活用した進捗管理、マニュアルや手引き、チェックリスト等の見直しを行います。 (農林水産総務課)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 28 年度末現在 85,826,179 円あった。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産資源・経営課、四日市農林事務所、北勢家畜保健衛生所) ② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (担い手支援課、獣害対策課、水産資源・経営課) ③ 督促状の発付が遅延しているものがあった。 (担い手支援課) ④ 督促状の発付が遅延しているものがあった。 (北勢家畜保健衛生所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ①～② a 貸付金等 経営不振や生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、書面・電話・面談による催告を行い、また、本人だけでは解決が困難な案件等は、連帯保証人等へも償還に向けた協力の要請や催告等を行いました。 (a) 農業改良資金貸付金及び違約金 催告回数 54 回（訪問・面談：18 回、電話：33 回、書面：3 回） 取組の結果、年度当初の未収金約 3,036 万円（20 件）のうち平成 30 年 3 月末現在、2,655,000 円を回収しました。 (担い手支援課) (b) 新規就農者総合支援事業費補助金返還金及び延滞金 訪問の結果、転居の事実を確認し、転居先住所の把握に努めていますが、債務者が住基法に基づく手続を行っておらず、新たな住所の把握には至っていません。 催告回数 12 回（訪問：4 回（うち面談 1 回）、電話：4 回、書面：4 回） 取組の結果、年度当初の未収額約 284 万円（2 件）のうち、55,000 円（1 件）を回収しました。 (担い手支援課) (c) 林業・木材産業改善資金貸付金 催告回数 18 回（訪問・面談：7 回、電話：4 回、書面：7 回） 取組の結果、年度当初の未収金約 2,121 万円のうち、5,590,000 円を回収しました。 (森林・林業経営課) (d) 沿岸漁業改善資金貸付金 催告回数 27 回（訪問・面談：3 回、電話：15 回、書面：9 回） 取組の結果、年度当初の未収金約 2,571 万円（14 件）のうち、582,000 円を回収しました。 (水産資源・経営課) b 旧三重県中央卸売市場施設使用料等 生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、電話・面談による催告を行いました。 催告回数 13 回（訪問・面談 4 回、電話 9 回） 取組の結果、年度当初の未収金約 545 万円（47 件）のうち、123,117 円を回収しました。 (農産物安全・流通課) c 鳥獣保護員報酬誤払い 相続財産管理人に連絡を取り（平成 29 年 5 月・9 月、平成 30 年 1 月・3 月）、財産処分状況の進捗について確認を行いました。 (四日市農林事務所、獣害対策課) d 弁償金 公用車事故の弁償金について、当初は相手方車両の加入保険会社と交渉していましたが、交渉途中から、相手方車両の免責契約により相手方勤務先の雇用主と県が直接交渉することとなったため交渉に時間を要したとともに、雇用主の支払意志が乏しかったことから未納となりましたが、平成 29 年 5 月 25 日に全額回収しました。 催告回数 53 回（訪問：1 回、電話：50 回、書面：2 回） (北勢家畜保健衛生所) ※意見②の債権処理計画の目標未達成については、a (b)、a (d)、c が対象となります。 ③ 督促状の発付遅延は、債権管理マニュアルにおいて履行期限（納期限）経過後 20 日以内に発付すべきところ、納期限経過 10 日後に未納であることを確認後、本人等への電話による催促は試みたものの、書面での督促については事務処理が遅れ、納期限経過 25 日後に発付したものです。 指摘を受けて以降は、三重県債権管理マニュアルに基づき、納期限経過 20 日以内の督促状発付を行うとともに、本人等への電話連絡を行い、納入を促しています。 (担い手支援課)

- ④ 債権管理マニュアルにおいて履行期限（納期限）経過後 20 日以内に督促状発付すべきところ、相手方の納付予定日が納期限経過 22 日後であったため、再三の電話交渉等により確実な納付を依頼したうえで納付予定日まで確認を行いました。その結果、未納であったため、翌開庁日となる納期限経過 25 日後に督促状を発付したものです。その後、平成 29 年 5 月 25 日に全額回収しました。（北勢家畜保健衛生所）

2 今後の方針（取組予定等）

- ①② 引き続き、三重県債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めていきます。
（担い手支援課、農産物安全・流通課、獣害対策課、森林・林業経営課、水産資源・経営課、四日市農林事務所）
- ③④ 引き続き、三重県債権管理マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めていきます。
（担い手支援課、北勢家畜保健衛生所）

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 ① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。(伊賀農林事務所) ② 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。(熊野農林事務所) ③ 現金納付された生産物売払代金の金融機関への収納処理が遅延していた。(農業研究所) ④ 現金納付された生産物売払代金の金融機関への収納処理が遅延していた。(農業大学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 受入れた現金を当日中に金融機関へ収納出来なかったものについては、課内で情報共有し翌営業日での収納処理の徹底を図りました。(伊賀農林事務所) ② 受入れた現金はすべて金融機関への収納専用の袋に入れたうえで金庫に保管することとし、速やかな収納処理を徹底することで、以後の収納漏れ防止に努めました。(熊野農林事務所) ③ 現金で受入れた生産物売払代金を当日中に金融機関へ収納出来なかった場合には、所属の金庫に保管し翌日に金融機関への収納を行うこととしていますが、職員間の連携不備等により遅延が発生したことから、改めて引き継ぎ及び複数職員によるチェック等の徹底を図りました。(農業研究所) ④ 担当職員の休暇などによる他の職員との連携不備が原因であったため、課内で発生要因の情報共有を行い、収納処理について複数職員によるチェック等を徹底しました。(農業大学校) 2 今後の方針（取組予定等） ①～④ 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (伊賀農林事務所、熊野農林事務所、農業研究所、農業大学校)

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【庁舎機械警備業務委託】 ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がなされていなかった。 (南勢家畜保健衛生所) ② 【農産加工品・販売力強化講座業務委託】 ・契約書類に個人情報の適正管理についての記載がなかった。 (農業大学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 実施責任者の報告については、契約の際に報告様式を添付することにより、提出を促すこととしました。 (南勢家畜保健衛生所) ② 委託業務の契約時には、事案を精査し、受託者に求める個人情報保護措置を明確にするとともに、個人情報の適正管理に関する記載の徹底を図りました。 (農業大学校) 2 今後の方針（取組予定等） ①② 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (南勢家畜保健衛生所、農業大学校)

部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
イ 旅費	
① 【平成 28 年度農業者研修教育施設指導職員新任者研修】	
・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。	(農業大学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	総合文書管理システムへの件名登録を失念していたことから、所内会議において、各職員に登録漏れのないよう周知徹底しました。
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っていきます。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が23件あった。このうち、開札後に中止したものが2件あった。 (漁業環境課、桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所、中央家畜保健衛生所、農業研究所、林業研究所)
講じた措置
1 実施した取組内容 a 仕様書等の記載内容の誤り等が原因であったことから、公告前には仕様内容等を十分確認するとともに、複数職員によるチェックを徹底するなど、再発防止に努めました。 (漁業環境課、桑名農政事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所、中央家畜保健衛生所、農業研究所) b 違算が原因であったことから、複数職員による確認などチェック体制を強化しました。 (四日市農林事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所) c 地域要件設定誤りが原因であったことから、今後は調達説明書や仕様書の内容を一層確認のうえ公告を行うこととしました。 (津農林水産事務所、林業研究所) d 予定価格調書の誤記により入札を中止したことから、作成者は予定価格調書の封入前に、各項目について誤りがないか、一層厳格に確認を行うこととしました。 (松阪農林事務所) 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、再発防止に向けて職員の意識の更なる向上とチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めていきます。 (漁業環境課、桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所、中央家畜保健衛生所、農業研究所、林業研究所)

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ その他の支出事務 ① 消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。 (水産研究所) ② 委託料の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (農業大学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 支出命令書の取消もれが原因であったことから、以後、チェック体制の強化を図るため、三重県出納局発行の審査チェックリストにより、チェック項目・チェックポイントの再確認を行い、再発防止に向けて、担当者全員の意識向上を図りました。 (水産研究所) ② 支出状況の確認を十分行わなかったことが原因であったことから、所属内で発生要因について情報共有を行い、各職員に確認の励行を周知徹底するとともに、支出関係書類において複数職員によるチェックを徹底しました。 (農業大学校) 2 今後の方針（取組予定等） ①② 引き続き、上記の取組により、適正な事務処理に努めていきます。 (水産研究所、農業大学校)

部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 人件費	
人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
① 従事した業務内容に対して、誤った特殊勤務手当が支給されていた。	(農業大学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
学生に大型農耕作業車の運行指導を行った業務について、本来、「危険作業手当」(大型農耕作業車の運転業務)とするところを誤って「訓練指導手当」で事務処理していたことから、所内会議において、各職員に手当の内容を十分確認して事務処理を行うよう注意喚起しました。	
2 今後の方針(取組予定等)	
引き続き、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っていきます。	

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告が行われていなかった。 (水産基盤整備課) ② 特別高圧送電線鉄塔敷地の目的外使用許可において、使用料の算定に誤りがあった。 (農業研究所) ③ 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知が遅延していた。 (農業研究所) ④ 貸付を行っている行政財産について、公有財産使用許可（貸付）台帳に整理されていないものがあった。 (農業大学校) ⑤ 自動販売機設置場所貸付に係る契約期間満了の通知が遅延していた。 (農業大学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告について関係職員間で情報共有をし、複数職員で台帳の確認を行うなど、再発防止のためチェックを徹底しました。 (水産基盤整備課) ② 目的外使用許可等の使用料の算定方法について改めて確認を行うとともに、複数職員によるチェック等を徹底しました。 (農業研究所) ③⑤ 契約期間満了の通知について遅延が発生しないよう関係職員間で情報共有を行い、複数職員による事務処理のチェックを徹底しました。 (農業研究所、農業大学校) ④ 公有財産使用許可（貸付）台帳を作成・整理し、複数職員によるチェックを徹底しました。 (農業大学校) 2 今後の方針（取組予定等） ①～⑤ 引き続き、再発防止に向けて上記の取組により、適正な事務処理を行っていきます。 (水産基盤整備課、農業研究所、農業大学校)

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 物品の管理 ① 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。 (農業研究所)
講じた措置
1 実施した取組内容 本件について、直ちに処分手続きを行いました。また、再発防止に向け、処分が必要な物品が生じた場合には、所属内での情報共有、処分の起案及び決裁後の手続きを速やかに行うことを徹底しました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、再発防止に向け取組を継続するとともに、職員間で情報共有を図り、より適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 公共用地の未登記 ① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 681 筆、98,767.97 ㎡ある。 (桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 平成 29 年度に策定した未登記解消の指針となる「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」に基づき、平成 29 年 6 月に関係農林（農政、農林水産）事務所を訪問して、未登記土地調査分析表（未登記カルテ）をもとにヒアリングを行い、事務所の意見を尊重しながら処理を進めやすいように未登記案件の処理優先順位を決定しました。 そのヒアリングで優先順位が高いと判断された案件から事務所ごとに予算措置を講じて境界測量や相続人調査を行うなど、未登記解消を進めました。 また平成 29 年 10 月～11 月には第 2 回ヒアリングを実施して進捗状況を確認するとともに、平成 30 年度に解消可能な案件の選定を協議しました。 平成 30 年 2 月 9 日には、用地課長・担当国会議を開催して情報共有を図るとともに、引続き 5 ヶ年計画に基づき処理を進めるよう周知を図りました。 平成 29 年度は、28 筆の未登記を解消しました。 2 今後の方針（取組予定等） 現在まで残っている未登記案件は、現地不明、相続人多数、境界測量費用が膨大にかかる等の処理困難な事案が大半を占めていますが、引続き処理優先順位を決めることにより、「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」に基づき計画的に未登記解消を図ることとします。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故（負担割合：未定）（物損額：県 160,204 円、相手方 不明）（みどり共生推進課） ② 物損事故（負担割合：県 75%、相手 25%）（物損額：県 0 円、相手 1,170,000 円）（津農林水産事務所） ③ 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 181,980 円、相手 43,724 円）（伊勢農林水産事務所） ④ 物損事故（負担割合：県 90%、相手 10%）（物損額：県 572,580 円、相手 769,314 円）（熊野農林事務所） ⑤ 物損事故（負担割合：県 90%、相手 10%）（物損額：県 0 円、相手 178,000 円）（農業研究所） ⑥ 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 0 円、相手 287,204 円）（水産研究所）
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 当該職員に対しては厳重注意を行い、農林水産部主催の「交通安全研修」に積極的に参加させ交通安全教育を徹底するとともに、全職員に対しても、一層の安全運転を心がけ、気を引き締めて業務に取り組むよう注意喚起を行いました。（みどり共生推進課） ② 当該職員に対しては、厳重注意を行うとともに、所内職員に対しても、所内会議において交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を行いました。 また、津地域防災総合事務所主催の「津地域職員交通安全研修」及び「交通安全研修センターにおける津地域職員交通安全研修」に積極的に参加させ交通安全教育を徹底するとともに、職員相互に交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ 123」に 7 チーム 21 名が参加するなどの取組も行い、職員の交通安全意識の高揚を図ることにより交通事故の防止に努めました。（津農林水産事務所） ③ 当該職員及び上司に対して厳重注意を行うとともに、所内職員に対しても、所内会議において交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を図りました。また、南勢志摩地域活性化局主催の「交通安全講習会」及び農林水産部主催の「交通安全研修」へ積極的に参加させ、交通安全意識を高め交通事故防止に努めました。（伊勢農林水産事務所） ④ 当該職員に対しては厳重注意を行うとともに、全職員に対しても交通事故防止及び金品の適正管理について注意喚起を行いました。（熊野農林事務所） ⑤ 当該職員に対して所属長から厳重注意を行うとともに、所内会議等の機会を活用して、全職員に交通安全への取組と県有財産の適正管理の徹底を図りました。 また、松阪地域防災総合事務所主催の交通安全研修会や「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加等を通して、職員の交通安全意識の高揚を図りました。（農業研究所） ⑥ 当該職員に対しては、厳重注意を行うとともに、水産研究所において、交通安全研修を平成 28 年度に 2 回実施しました。内容は平成 28 年 6 月に外部講師を依頼し「交差点での事故防止」を題材に研修を実施し、また同年 8 月に、ヒヤリハット事例による交通事故防止のグループ討議を実施し、水産研究所職員の交通事故防止・安全運転意識向上に努めました。（水産研究所） 2 今後の方針（取組予定等） ①～⑥ 引き続き、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の交通安全に対する意識のより一層の高揚に取り組み、交通事故の未然防止に努めていきます。 （みどり共生推進課、津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所、熊野農林事務所、農業研究所、水産研究所）

部局名 農林水産部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (6) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 事故発生報告書の提出が遅延していた。(水産基盤整備課)
講じた措置
1 実施した取組内容 事故発生報告書の提出が遅延することのないよう、課内で情報を共有し、事故が発生した際は速やかに提出するよう全職員に周知徹底しました。また再発防止のため、チェック体制の強化を図りました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、再発防止に向けて複数職員での確認とチェックを徹底し、適正な事務処理を行っていきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (女性の就労支援の推進) (1) 結婚・出産期に離職する女性は、依然として多く、特に女性の有配偶者の労働力率は、県においても25歳から34歳で約60%と低くなっている。 このため、女性の就労の障がいとなる要因を分析し、働くことを希望する女性が、離職することなく働き続けることができる職場環境づくりの促進や再就職を希望する女性の支援など、より一層の女性の就労支援に取り組まれない。 (雇用対策課)
講じた措置
<u>平成29年度</u> 1 実施した取組内容 出産等を機に離職した女性が、再就職を目指す際の阻害要因としては、仕事と家庭の両立や仕事のブランク・スキル面での様々な不安を抱えていることや、男性の育児参画が進んでいないことなどが挙げられます。これらを改善することで、働く意欲がある女性の再就職を支援します。 また、県内企業において女性がライフステージごとの希望に応じて働き続けられるよう、企業側の理解及び女性の就労継続意識醸成を促進します。 (1) 女性の就労相談窓口の設置や相談窓口利用者同士の交流会の実施のほか、各種セミナーの開催、県内の複数の企業と出会えるマッチングの場を提供しました。 (2) 働くために必要なスキルアップ講座(座学)と企業での実習を組み合わせた研修を実施しました。 (3) 県内の高等教育機関において、学生向けセミナー(ライフプラン・キャリア形成講座)を実施しました。 2 取組の成果 (1) 再就職を希望する女性のための就労相談やセミナーの開催等を通じて、就労に関する不安や疑問等を整理し、就職につながる自身の能力・経歴の棚卸しの実施や、資格取得等自身のスキルアップに対する意欲向上を図るとともに、女性が働きやすい企業と出会えるマッチングイベントを開催するなど、参加者のより円滑な就職活動・今後のキャリア形成支援を行うことができました。 (2) 働くために必要なスキルアップ講座と企業での実習を組み合わせた研修を実施することにより、離職ブランクやスキル面での不安等を解消し、女性の再就職及び県内企業の人材確保につなげました。 (3) 県が実施した調査結果やデータ等も踏まえて、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、自身の将来のキャリアをデザインすることについて考えていただく機会を、大学・短大の授業の一環として提供することで、男子学生の育児参画意識も含め、女性の就労継続に向けたライフプラン・キャリア形成を支援しました。
<u>平成30年度以降(取組予定等)</u> 引き続き、女性の就労を支援することで、地域社会・経済の活性化につなげます。 (1) 不本意非正規で働く女性等に対し、キャリアアップに結び付く実践的なセミナーを実施し、希望に応じた形の就労を支援するとともに、女性の能力発揮や生産性の向上を図ります。 (2) 学生に対し、就職活動に際して自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、自身の将来のキャリアをデザインすることを考えていただく機会を提供し、女性の就労継続に関する意識啓発を図ります。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (「三重県版経営向上計画」認定制度の推進) (2) 平成 26 年度から中小企業・小規模企業の成長と県経済の活性化のため、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、「三重県版経営向上計画」の認定制度を実施しており、28 年度末で 851 件の認定実績がある。 制度開始から 4 年目となり、これまでに認定した計画について、その期間が終了するなど、評価すべき時期を迎えることとなる。 このため、認定企業の利益の増加など、本事業の効果について評価・検証を行い、中小企業・小規模企業の経営向上のより充実した支援となるよう取り組まれたい。 (中小企業・サービス産業振興課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 ①フォローアップ調査の実施 「三重県版経営向上計画」認定企業の経営状況や計画の進捗状況、企業の意見等を把握することにより、認定制度の評価・検証を行うため、平成 27 年度中に認定を受けた企業を対象としたフォローアップ調査を実施しました。 (結果概要) ・平成 27 年度認定企業 287 社のうち、195 社から回答 (回収率 67.9%) ・売上高 (直近期末とその 1 期前を比較した状況) 「増加傾向 41.0%」、「横ばい 27.2%」、「減少傾向 31.8%」 ・営業利益 (直近期末とその 1 期前を比較した状況) 「増加傾向 39.5%」、「横ばい 25.1%」、「減少傾向 35.4%」 ・進捗状況 「計画以上の進捗 3.6%」、「ほぼ計画どおり 52.4%」、「やや遅れている 35.7%」、「大幅に遅れている 8.3%」 ・認定後のフォローアップ支援として期待すること 「資金面のフォロー23.1%」、「専門家派遣 20.2%」、「販路面のフォロー19.6%」、「計画に対する進捗状況のアドバイス 18.2%」、「技術面のフォロー8.1%」 他 ②企業訪問による成果や課題の把握 三重県版経営向上計画の具体的な取組状況や成果、個々の企業が抱える課題などを把握するため、当課職員が企業訪問を実施し、その状況を商工団体の経営指導員等や公益財団法人三重県産業支援センターと共有することなどにより、課題解決につなげました。 ③商工団体向け研修会の開催 フォローアップにあたっては、中小企業・小規模企業に対する伴走型支援に取り組む商工団体の経営指導員等による個々の企業の成果把握と情報共有が重要であることから、商工団体職員を対象とした「三重県版経営向上計画及び経営計画作成支援に関する研修会」を平成 29 年 8 月に開催しました。 ④申請様式の改善 三重県版経営向上計画の進捗状況を認定企業自らが把握し検証できるよう、ステップ 2 及びステップ 3 の申請様式である「実施計画 (様式第 2 号)」の改正を行いました。 ⑤事例集の作成 県内企業の経営向上の取組の参考となり、企業の更なる成長につなげるため、認定企業の具体的な取組をまとめた事例集を作成するとともに、情報発信を行いました。 2 取組の成果 フォローアップ調査や企業訪問等の実施により、計画策定が企業の実際の経営向上につながったかどうかや、制度の有効性等について評価・検証を行いました その結果、計画の進捗状況へのアドバイスや専門家派遣等による実行支援の必要性が明らかになりました。
<u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、「三重県版経営向上計画」認定企業に対するフォローアップ調査や企業訪問等の実施により、計画策定が企業の実際の経営向上につながったかどうか等、本事業の効果について評価・検証を行うとともに、それらの結果を踏まえ、関係機関と連携して計画の実行支援を図ることより、中小企業・小規模企業の経営向上に向けたより充実した支援となるよう取り組んでいきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (観光産業の振興) (3) 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の目標項目である平成 28 年の「観光消費額」は、前年に比べ増加し、数値目標を達成したが、「県内の延べ宿泊者数」、「外国人延べ宿泊者数」は、いずれも前年を下回り、数値目標を達成していない。 このため、「三重県観光振興計画」に基づき、伊勢志摩サミット開催の経験や知名度の向上を生かし、市町、県民、観光関連事業者、観光関係団体等と連携を図り、県内の宿泊者数を増やすなど、より観光消費額を伸ばす取組を推進されたい。 (観光政策課、観光誘客課、海外誘客課)
講じた措置
平成 29 年度 1 実施した取組内容 国内外の来訪者から何度でも訪れたい観光地として三重が選ばれるとともに、観光関連産業を三重県経済をけん引する産業の一つとして確立させるため、「三重県観光振興基本計画（平成 28 年度～31 年度）」にて「観光消費額」を主たる目標に掲げ、宿泊者の増加など、観光消費額を伸ばす取組を実施しました。 (1) 官民一体で設置した「みえ観光の産業化推進委員会」において観光の産業化に向けた取組を進めました。本県の魅力の一つである「食」をテーマにした「みえ食旅パスポート」を前年度から引き続き実施し、観光客の周遊促進と消費拡大を図りました。(公社)三重県観光連盟が地域連携DMOとして日本版DMO候補法人に登録されるよう支援するとともに、当連盟と連携しマーケティングデータの収集・分析及びウェブサイトアクセス解析を進めるなど、全県DMO機能の構築と持続可能な観光地域づくりに取り組みました。(観光誘客課) (2) 富裕層や欧米からの誘客を促進するため、県内事業者や観光協会等と連携し、ファミトリップ受入、旅行博出展、現地旅行会社との商談会を行ったほか、台湾と欧州では現地代理人を活用した富裕層・インセンティブツアー誘致に取り組みました。また、増加する個人の外国人旅行者(FIT)に向けSNS等による情報発信やゴルフツーリズムの推進にも取り組みました。(海外誘客課) (3) 国際会議MICE開催地としての三重のブランドイメージを確立し、MICEを本県インバウンドの新たな柱とするため、誘致促進のための補助金などのツールを生かした誘致や、営業委託による県外でのセールス、大学への営業活動等に取り組みました。(MICE誘致推進監) 2 取組の成果 (1) 観光庁の宿泊旅行統計調査(速報値)によると、平成 29 年の県内延べ宿泊者数は約 819 万人で対前年比 88.0%、外国人延べ宿泊者数は約 28 万人で対前年比 78.7%と減少しましたが、平成 29 年の伊勢神宮の年間参拝者数は対前年比 100.7%、平成 30 年のお正月期間中の県内主要観光施設の入込客数は対前年比 101.4%と増加しました。また、平成 30 年 1 月 2 日、四日市港へ初の外国客船が寄港し、本県の観光の新たなゲートウェイとして約 1,600 人の乗船客を受け入れました。(観光政策課、観光誘客課) (2) 「みえ食旅パスポート」の平成 30 年 3 月末時点の発給数は、企業や地域の事業者等とのコラボ版パスポートと合わせ約 38 万部に達し、約 2 万 2 千件の応募がありました。また、地域と一体となって日本版DMOの創設に取り組んだ結果、県内の 2 団体が「地域DMO」として、(公社)三重県観光連盟が「地域連携DMO」として日本版DMO候補法人に登録されました。(観光誘客課) (3) ファミトリップ受入(54 件)、旅行博出展(23 件)、現地代理人による営業(フランスでのセミナー開催、台湾からのインセンティブツアー送客)などを実施しました。SNSを活用した情報発信では、フェイスブックで 42 件の発信を行ったほか、インスタグラムでは平成 29 年 6 月のアカウント開設以降 3 言語で約 7,000 人のフォロワーを獲得しました。また、国内初となる「IAGTO第1回日本ゴルフツーリズムコンベンション」の県内開催が決定しました。(海外誘客課) (4) 平成 29 年の国際会議開催件数は目標値 4 件を上回る 8 件でした。また、鳥羽マリナターミナルや鳥羽市立海の博物館等「ユニークベニュー(特色ある会場)」をレセプションで活用しました。(MICE誘致推進監)
平成 30 年度以降(取組予定等)
(1) 引き続き「みえ観光の産業化推進委員会」を中心に、様々なマーケティングデータを積極的に活用しつつ、大都市圏等からの誘客及び宿泊を促進するプロモーションを展開します。交通事業者や大都市圏の旅行会社等と連携し、発地での情報発信や誘客促進の取組を展開するとともに、着地での周遊促進と消費喚起・拡大を図るため、みえ食旅パスポートの利用促進に取り組みます。併せて、県内各地の持続的な観光地域づくりを支援するため、全県DMOにおけるデジタルマーケティング機能と広域プロモーション機能の強化に取り組むとともに、客船寄港に伴う県内各地への周遊促進など広域的な受入体制の充実・強化に努めます。(観光誘客課) (2) 外国人旅行者の動向やニーズを把握するため、外国人旅行者を対象に実態調査を実施します。(観光政策課) (3) 日本を訪れる外国人旅行者のFIT化や旅行ニーズの多様化、地域の特色を生かした体験型観光への需要の高まりに対応するため、SNSを活用したキャンペーンの実施や外国人向け体験プログラムの流通促進を図ります。また、日台観光サミットの三重県開催から 5 周年を機に、三重県と台湾との関係を強化し、本県の認知度向上及び誘客促進を図ります。ゴルフツーリズムについては「IAGTO第1回日本ゴルフツーリズムコンベンション」県内開催の好機を生かし、ゴルフをテーマにしたプロモーションを展開します。(海外誘客課) (4) 県外へのセールスをより強化するとともに、補助制度を効果的に活用し、首都圏などで開催されている国際会議の三重県への誘致に取り組みます。また、ユニークベニューの活用にもさらに積極的に取り組みます。(MICE誘致推進監)

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 物品等調達優遇制度に係る障がい者雇用促進企業の名簿について、要綱に定められた手続きを経ずに更新を行っていた。 (雇用対策課) (2) みえ食旅パスポートの「案内チラシ」及び「みえ旅おもてなし施設一覧表（東紀州エリア）」の掲載内容に誤りがあった。 (観光誘客課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) ① ホームページで公表している「障がい者雇用促進企業登録名簿」に有効期間の欄を設け、誰もが期間切れをチェックできるようにしました。 ② 毎月行っている班ミーティング時のスケジュール表に、手続の時期を明記し、進捗確認を確実に行うことができるようにしました。 ③ 課内危機管理意識向上研修及び同コンプライアンスミーティングのテーマとし、意識啓発を行い再発防止に取り組みました。 (雇用対策課) (2) 「案内チラシ」については、「みえ旅案内所」（105 施設）へ正誤表を送付するとともに、今回の誤りに関するお知らせを各案内所の受付窓口に掲示していただくよう依頼しました。「みえ旅おもてなし施設一覧表（東紀州エリア）」については、既に東紀州エリア内の「みえ旅案内所」（15 施設）へ配布済みだったため、差し替え版を送付しました。 (観光誘客課) 2 今後の方針（取組予定等） (1) ① 事務の繁忙や担当者の異動による手続の誤りを防止するため、毎年度末となっている登録更新時期を年度途中に変更するなどの要綱改正を行いました。 ② 更新手続の処理状況を一覧表にし、進捗の管理を行いました。今後の手続きにおいても処理状況一覧を作成し進捗管理を行っていきます。 (雇用対策課) (2) 今後、印刷物の作成にあたっては、複数の職員による重複チェックに加え、案内所に対して十分な確認期間を設けて最終原稿の確認依頼を行うとともに、関係各課に記載内容の確認をお願いするなどチェック体制を強化し、再発防止に努めることとします。 (観光誘客課)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 28 年度末現在 3,404,901,803 円あった。 (雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課) ② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (雇用対策課、観光政策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① ・中小企業高度化資金 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」等に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。 さらに、高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を行いました。 (中小企業・サービス産業振興課) ・中小企業設備近代化資金 債権回収会社であるサービサーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。なお、当該貸付金については、新規貸付を行っておらず、新たな未収金は発生していません。 (中小企業・サービス産業振興課) ・中小企業従業員住宅家賃下料 現時点で未収金の残っている 2 件のうち 1 件については、和解が成立しているためその和解条項に基づき、他 1 件については納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めており、今年度も引き続き電話での督促に加え、債務者宅へ赴き、直接面談を行うなど訪問督促も実施しました。 (雇用対策課) ・三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求債権 債務者の死亡と相続放棄等により、平成 27 年 3 月 27 日に徴収停止措置を採っています。徴収停止措置を採った日から 3 年経過すると、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく債権放棄の要件に該当します。平成 30 年 3 月 27 日に 3 年が経過したため、後に徴収停止事由に該当しているか再確認しています。 (雇用対策課) ・地域人づくり事業委託返還金 提出のあった支払計画に基づき、確実に納付がなされるよう、債務者に対し月 1 回電話により催告を実施しています。 (雇用対策課) ・サンアリーナ使用料 平成 29 年 12 月に金融機関に対し、債務者の預金照会を行いました。回収コストに見合う財産を確認できませんでした。同月、配達証明郵便にて催告状を送付し、債務者に対する催告を行いました。債権回収はできませんでした。 (観光政策課) ア ② ・中小企業従業員住宅家賃下料 目標額の設定については、債務者から提出された納付誓約書に基づくほか、和解案件については、履行期限までに完納できるよう、残額と支払期限までの残り月数を勘案して設定し、電話督促や訪問督促により計画的な債権回収に努めてきましたが、債務者の生活困窮により納付が遅れ、目標達成には至りませんでした。 (雇用対策課) ・地域人づくり事業委託返還金 未収金額全額を目標額に設定し、平成 28 年 5 月 10 日に一括納付を求める催告状を発付したところ、債務者から月 150,000 円を支払う旨の支払計画書が提出され、平成 28 年 6 月以降、かかる計画書に基づいて支払いを受けており、目標達成に至りませんでした。 (雇用対策課) ・サンアリーナ使用料 平成 29 年 12 月に金融機関に対し、債務者の預金照会を行いました。回収コストに見合う財産を確認できませんでした。同月、配達証明郵便にて催告状を送付し、債務者に対する催告を行いました。債権回収はできませんでした。 (観光政策課) 2 今後の方針（取組予定等） ア ① ・中小企業高度化資金 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」等に基づき、適正に債権管理・回収を行います。具体的には、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。 正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行い経営改善の取組を支援して

いきます。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。

回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮した保証債務の履行を求めています。
(中小企業・サービス産業振興課)

・中小企業設備近代化資金

債権回収会社であるサービサーに債権の管理・回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。
(中小企業・サービス産業振興課)

・中小企業従業員住宅家賃下料

今後も、定期的に電話や訪問による督促等を行い、納入が滞らないよう管理していきます。
(雇用対策課)

・三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求債権

平成30年3月27日に徴収停止措置を採った日から3年経過したため、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止事由に該当しているか再確認中です。確認後、条例に基づく適切な手続を行います。
(雇用対策課)

・地域人づくり事業委託返還金

今後も定期的に電話等による催促を行うなどして、支払計画書に基づき確実な納付を求めています。
(雇用対策課)

・サンアリーナ使用料

引き続き、回収可能性や回収コスト等を十分に考慮しながら、引き続き財産調査などの対応を進め、収納未済額の削減に努めます。
(観光政策課)

ア ②

・中小企業従業員住宅家賃下料

今後も、定期的に電話や訪問による督促等を行い、納入が滞らないよう管理していきます。
(雇用対策課)

・地域人づくり事業委託返還金

今後も定期的に電話等による催促を行うなどして、支払計画書に基づき確実な納付を求めています。
(雇用対策課)

・サンアリーナ使用料

引き続き、回収可能性や回収コスト等を十分に考慮しながら、引き続き財産調査などの対応を進め、収納未済額の削減に努めます。
(観光政策課)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 ① 鈴鹿山麓研究学園都市センターの使用料について、誤った金額を徴収していた。 (雇用経済総務課) ② 現金納付された計量検定手数料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (計量検定所)
講じた措置
1 実施した取組内容 イ ① 使用料の積算を明確に記載できるチェック表を新たに作成し、複数の職員による確実なチェックに取り組んでいます。 (雇用経済総務課) イ ② 遠隔地への連泊における現金収入であり、次回出張からは、現地の金融機関で収納処理ができるよう、日程・人員調整を行いました。 (計量検定所) 2 今後の方針（取組予定等） イ ① 引き続き、根拠条例に基づく適正な事務処理に努め、チェック表を用いた複数の職員による確認に取り組めます。 (雇用経済総務課) イ ② 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (計量検定所)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【関西事務所清掃業務委託】 ・執行伺いが作成されていなかった。 ・年度開始前の契約準備行為の事務処理が適正になされていなかった。 ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (関西事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① 【関西事務所清掃業務委託】 ・次年度（平成 29 年度）の関西事務所清掃業務委託においては、契約準備行為である旨の記載をした執行伺を作成しました。また、相手方への見積依頼通知には、「その効果は予算発効時において生じる」旨を明記しました。 ・予定価格については、過去の実績等を参考に積算を行い、その設計書を添付しました。 (関西事務所) 2 今後の方針（取組予定等） ア ① 【関西事務所清掃業務委託】 引き続き、支出事務における適正な事務処理を徹底し、再発防止に努めます。 (関西事務所)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が2件あった。 (雇用経済総務課、津高等技術学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 イ ① 複数の職員での確認を行うよう改め、チェック体制の強化に努めました。 (雇用経済総務課) 出納局作成の「電子調達チェックリスト」及び電子調達システムへの登録内容の画面コピーにより、複数の職員で確認を行い、再発防止に努めています。 (津高等技術学校) 2 今後の方針（取組予定等） イ ① 引き続き、複数の職員で確認を行い、チェック体制を強化するとともに、必要に応じ関係事業者等による確認を行うなど再発防止に取り組みます。 (雇用経済総務課) 複数の職員による確認等のチェック体制の強化により、適切な事務処理を図っていきます。 (津高等技術学校)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 物品の管理 ① 郵券証紙について、出納簿上の在庫数と現物の在庫数が一致していなかった。 (計量検定所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア ① ・翌月の初日に財務システムに反映させることを徹底しました。 ・所内会議等で、切手使用者は郵券証紙出納補助簿に使用枚数を正確に記入する等、切手の使用管理について徹底するよう注意喚起をしました。 (計量検定所) 2 今後の方針（取組予定等） ア ①引き続き、適正な財産管理に努めます。 (計量検定所)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%）（物損額：県 0 円、相手 225,720 円）（雇用対策課）
講じた措置
1 実施した取組内容 (4) ① 課内のコンプライアンスミーティング等において、県有財産の適切な運用や交通事故の未然防止、安全運転意識への注意喚起を行い、安全運転を徹底するよう職員に周知を行いました。（雇用対策課） 2 今後の方針（取組予定等） (4) ① 課のミーティング等において、交通事故防止の注意喚起を行うことで安全運転意識の向上を図り、交通事故の発生を防止していきます。（雇用対策課）

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (河川堆積土砂対策の推進) (1) 河川の堆積土砂対策は、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、関係市町や農林水産部と情報を共有しながら取り組んでいるところであり、平成 28 年度末の堆積土砂は、前年度末から約 51 万 m³ 撤去したことにより、225 万 m³ (推計値) となった。 しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、近年頻発する集中豪雨等により、ひとたび洪水災害が発生すれば、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、引き続き着実に堆積土砂対策を進められたい。 (河川課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 29 年度においても、通常の降雨により堆積した土砂は河川事業により、異常出水で堆積した土砂は災害復旧事業により撤去を行いました。 これに加えて、砂利採取を活用して、河川堆積土砂の全体量の減少に取り組みました。 2 取組の成果 平成 29 年度は、河川事業と砂利採取により約 22 万 m³ の堆積土砂を撤去する見込みです。さらに、平成 28 年度の異常出水に伴う堆積土砂については、災害復旧事業により約 28 万 m³ を撤去する見込みです。(実績は 5 月に集計予定) また、これまでの堆積土砂撤去実績と当該年度の撤去箇所について、河川課及び各建設事務所のホームページにて段階的(公表時期: 7 月、1 月、3 月)に公表しています。
<u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u> 今後も、河川パトロール等により河川内の堆積土砂及び雑木等の状況確認を行い、河川管理上、優先度の高い箇所を市町と協議を行い、堆積土砂の撤去及び河川内の雑木の伐採を進めていきます。 また、平成 29 年 10 月に発生した台風 21 号の影響により、新たに堆積した土砂については、平成 30 年度に災害復旧事業で撤去する予定です。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (土砂災害警戒区域の指定) (2) 土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域の指定が行われており、平成28年度末の指定率については、前年度末の39.0%から、52.1%まで改善したが、全国平均の92.9%を大きく下回っている。 現在、平成31年度までに、県内の土砂災害危険箇所16,208箇所の基礎調査を完了させることをめざして作業が行われているが、今後も引き続き、市町と連携しながら着実に区域指定を進められたい。 (防災砂防課)
講じた措置
<u>平成29年度</u> 1 実施した取組内容 区域指定については13市10町（桑名市、いなべ市、四日市市、菰野町、朝日町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、鳥羽市、志摩市、名張市、伊賀市、熊野市、御浜町、紀宝町）において、土砂災害警戒区域1,875箇所、土砂災害特別警戒区域1,718箇所を新たに指定しました。 2 取組の成果 平成29年度の指定により、県内における土砂災害警戒区域の指定数は10,313箇所（指定率63.6%）に、土砂災害特別警戒区域の指定数は9,468箇所になりました。
<u>平成30年度以降（取組予定等）</u> 土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を平成31年度までに完了させるとともに、引き続き関係する市町と連携のうえ着実に区域指定を進めていきます。 また、開発事業者に対しても、「土砂災害警戒区域等の指定の見込み」、「土砂災害警戒区域等の指定」及び「土砂災害危険箇所」に関する情報を引き続き積極的に提供していきます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 車検切れに気付かないまま公用車を運行していた。 (伊勢建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 平成 28 年 11 月 28 日に公用車の適正管理に関する通知を県土整備部内各所属へ発出しました。 公用車を管理する所属において、公用車のメーター付近やダッシュボード等へ車検有効期間（車検満了日）を示すシールを貼付するとともに、車検満了車両の確認を毎月行うように通知し、適正な公用車管理を徹底しました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、車検有効期間の確認をはじめとする公用車の適正管理に取り組んでいきます。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 28 年度末現在 24,408,001 円あった。 (公共用地課、住宅政策課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所) ② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (道路管理課、河川課、住宅政策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ①～② a 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少に取り組みました。 【案件 1】収入未済額 1,581,568 円 ・ 県と債務者が平成 8 年度に締結した県単道路改良事業のために取得する土地の売買契約について、債務者が根抵当権抹消登記義務を履行しなかったため、県が抹消登記を代行し、これに要した費用について支払いを求めてきました。 ・ 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行った結果、平成 20 年度には債権の一部を回収しました。 ・ しかしながら、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体はありません。 ・ 債務者である法人の代表者に対して、営業再開の意思の有無を確認しましたが、営業再開の意思がなく、また、債務者の財産調査を行いました。未収金に充当できる財産は確認できなかったため、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第 11 条の規定により、平成 28 年 2 月に徴収停止を行いました。 ・ 以降、債権者の財産調査等を年 1 回行うこととし、平成 29 年度においても、債務者である法人の代表者への営業再開の意思確認及び債務者の財産調査を行いました。 ・ 債務者である法人の代表者に対して営業再開の意思の有無を確認しましたが、営業再開の意思はなく、また、債務者の財産調査を行いました。未収金に充当できる財産は確認できなかったため、徴収停止を継続しています。 【案件 2】収入未済額 4,527,500 円 ・ 当債権は、一般国道 23 号線（中勢バイパス）工事に支障となる建物を義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、平成 21 年度に起業者（国土交通省）から県知事に対して行政代執行を実施するよう請求がなされ、県は平成 22 年度に行政代執行を実施し、代執行に要した費用の納付命令及び督促状を交付しましたが納付がなかったため収入未済となったものです。 ・ 平成 27 年度に滞納者の財産を差し押えて公売を実施しましたが、入札者がなかったため、平成 28 年 3 月に差押えを解除し、滞納処分を停止しています。整理対象債権であるため、債権処理計画の目標を設定しておりません。しかし、引き続き金融機関、保険会社等の滞納者の所有する財産の換価価値を調査のうえ、本人に電話や面談をするなど財産の確認を行うとともに自主納付を促しています。（公共用地課） b 新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に対し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間や休日での督促のほか、滞納が解消されないまま県外に住んでいる債務者や連帯保証人への滞納整理などを行いました。 滞納整理を目的に居所調査や財産調査を行うとともに、長期滞納者に対し未納家賃等の支払いに係る訴えの提起など法的措置を実施しました。 上記の取組の結果、収入未済額が平成 28 年度末現在 15,111,349 円ありましたが、平成 30 年 3 月末現在の過年度収入未済額は、10,455,215 円に縮減しました。 また、平成 29 年度債権処理計画の目標額（県営住宅使用料等）4,262,213 円に対し、平成 30 年 3 月末現在の実績額は 4,656,134 円であり、目標は達成できました。（住宅政策課） c 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少に取り組みました。 平成 29 年度当初時点での滞納者に対して、督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返すなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。また、尾鷲建設事務所においては預金の差押を行いました。 平成 29 年 5 月 9 日、道路管理課、河川課及び港湾・海岸課が合同で担当者会議を開催し、未収金対策の取組について説明を行いました。 全庁的に実施された「三重県債権管理マニュアル」に基づく徴収月間に合わせ、平成 29 年 12 月を未収金解消のための徴収強化月間とし、滞納者への電話催告、訪問、預金差押などを実施し債権回収に努めました。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、道路管理課、河川課、港湾・海岸課) 収入未済額が平成 28 年度末現在 3,187,584 円ありましたが、平成 30 年 3 月末現在の過年度収入未済額は、1,842,395 円に縮減しました。

(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)

平成 29 年度債権処理計画の目標額（道路敷使用料等）2,326,920 円に対し、平成 30 年 3 月末時点の実績額は、880,230 円であり、預金の差押などを行い縮減に努めました。（道路管理課、河川課）

2 今後の方針（取組予定等）

①～②

a 【案件 1】

- ・債権者の財産調査等を年 1 回行い、徴収停止を継続することについての適否を判断します。
- ・財産調査等の結果、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第 14 条第 1 項第 1 号の規定により、債権の徴収停止後 3 年を経過した場合においても、法人である債務者が事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるときは、債権を放棄することができるため、債権放棄について判断します。

【案件 2】

- ・滞納者の財産調査等を年 1 回行い、滞納処分 of 執行停止を継続することについての適否を判断します。（公共用地課）

b 平成 29 年度と同様、新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、債務者や連帯保証人に対し、電話、訪問、呼出、文書による督促、嘱託員による個別訪問、職員による夜間や休日での督促のほか、滞納が解消されないまま県外に住んでいる債務者や連帯保証人への滞納整理などを引き続き行っていくます。

また、滞納整理を目的に居所調査や財産調査を継続して行うとともに、法的措置を念頭に長期滞納者への最終催告を行っていきます。（住宅政策課）

c 引き続き、収入未済額の減少に向け、未収金解消のための強化月間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時等に債務者へ制度周知の徹底を行うなど、発生防止に向けた取組を進めていきます。

(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所、道路管理課、河川課、港湾・海岸課)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 ① 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。(桑名建設事務所) ② 河川使用料について、誤った積算単価で調定したことにより、歳入戻出を行っていた。(桑名建設事務所) ③ 道路敷使用料の算定誤りにより、歳入戻出を行っていた。(鈴鹿建設事務所) ④ 現金納付された河川使用料等の金融機関への収納処理が遅延していた。(津建設事務所) ⑤ 河川使用料について、誤った積算単価で調定したことにより、歳入戻出を行っていた。(津建設事務所) ⑥ 財務会計システムへの現金受入日の入力誤りが2件あった。(松阪建設事務所) ⑦ 河川使用料の調定誤りにより、歳入戻出を行っていた。(松阪建設事務所) ⑧ 土地使用料について、目的外使用許可の内容と異なる調定を行ったことにより、歳入戻出を行っていた。(北勢流域下水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 現金納付された情報公開文書複写料について、領収書の渡し間違いによる差し替え作業を行っていたため、金融機関への収納処理が間に合わず、遅延が発生しました。領収書の発行にあたり、複数の職員によるチェック体制の強化を図るとともに、金融機関への収納処理状況の確認を徹底しました。(桑名建設事務所) ② 平成3年度に新規申請がなされ、以降ほぼ自動更新がなされていた事案で、他事務所での事案発覚後、管理している占有物件を見直したところ、誤徴収が発覚しました。原因は、線の太さが2mm未満の管状の架空線の単価を決定する際、架空線の単価を適用すべきところを誤って架空管の単価を適用していたものです。このことから、新規の河川占有物件の種別選定にあたっては、複数人で確認するようにしました。また、河川使用料の調定にあたっては複数人で確認するようにしました。(桑名建設事務所) ③ 道路敷使用料について、当初申請から使用物件が増加したことにより変更申請が提出されたため、増額された変更使用料と当初使用料の差額を請求するために、変更使用料の算出を行いました。その際に使用物件の種類・件数が多かったことから、本来は使用物件が増加した時から増額とすべきところを、当初から増額する計算になっていたことを担当者及び確認者共に見落とししたために生じたものです。使用料の計算について、再確認の徹底及び複数の職員によるチェックの強化に努めました。(鈴鹿建設事務所) ④ 前日の時間外に現金納付があった情報の共有が十分ではなかったことから、翌開庁日に確実に払出するよう、管理課内だけでなく総務課を含めて債権回収結果や処理状況の確認を徹底するようにしました。(津建設事務所) ⑤ 起案時における確認が十分ではなかったことから、適正な単価を適用するよう、起案時に課内の河川担当者が全員でチェックを行うことによって、点検体制をさらに強化しました。(津建設事務所) ⑥ 情報公開にかかる文書複写料について、財務会計システムで現金収納票を作成する際、受入日を誤って入力したことから、調定の決裁時に、手書領収書と現金収納票の写しを添付し、現金受入日について複数の職員でチェックすることとし、再発防止に努めました。(松阪建設事務所) ⑦ 河川使用料(土石採取料その他の河川産出物採取料)の取扱いについて認識が不十分であったため、再確認するとともに、適正な事務処理を行うため複数の職員によるチェックを行うなどの点検体制を強化しました。(松阪建設事務所) ⑧ 前年度の途中で許可内容の変更があった案件で、翌年度の調定時に反映させることを失念していたことにより発生したものであることから、許可内容について、翌年度の調定額に適切に反映させるよう一覧表を作成し、複数の職員によるチェックを行うなど点検体制を強化しました。(北勢流域下水道事務所) 河川使用料については、各所属での確認のほか、単価誤りによる誤徴収を防ぐため、担当者会議において、事例検討を行い発生防止への周知を行いました。(河川課) 2 今後の方針(取組予定等) ①～⑧ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【平成 28 年度県土整備部道路管理課ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務委託】 ・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。 (道路管理課) ② 【一般県道阿児磯部鳥羽線県単渡船運航業務委託】 ・契約保証金を免除する決裁を受けていなかった。 (志摩建設事務所) ③ 【南部浄化センター周辺環境対策事業（環境用水路通水点検）業務委託】 ・執行伺いが契約伺いと同一の起案で行われていた。 ・予定価格が記録されていなかった。 (北勢流域下水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 契約保証金の免除条件を十分満たしていることから当然免除になるものと考え、免除する旨の記載が起案から漏れました。契約保証金を免除する場合は、契約書及び契約伺いにその旨を遺漏なく記載して決裁を受けるよう、複数の職員でチェックする体制をとって再発防止に努めました。 (道路管理課) ② 契約の相手方が地方公共団体であったことから、契約伺の起案文書に契約保証金を免除する項目を記載していませんでした。今後は、契約保証金を免除する決裁を受けるよう徹底しました。 (志摩建設事務所) ③ 執行伺と契約伺いは別々の行為であり、それぞれに事案の決裁が行われることが原則であることから、執行伺から契約締結伺までの一連の起案例を作成し、関係職員に周知を行いました。 当該案件は、会計規則の定めにより予定価格調書の作成を省略することができますが、省略する場合は支出負担行為の決議書等に予定価格を記録しなければならなかったものの、記録されていなかったものであることから、会計規則について関係職員に周知し、複数の職員でチェックを行うなど点検体制を強化しました。 (北勢流域下水道事務所) 2 今後の方針（取組予定等） ①～③ 同様の事案が発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 公共工事 ① 【鈴鹿建設事務所監視局改修工事】 ・250 万円以上の契約金額の変更を行った場合に必要な競争入札審査会への報告が行われていなかった。 (河川課) ② 【一般国道 167 号外 環境整備工事（その 1）（サミット対策周辺整備事業）】 ・軽微な設計変更が生じた際に、建設工事設計変更要領に基づく決裁と受注者への通知が行われていなかった。 (志摩建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 【鈴鹿建設事務所監視局改修工事】 契約金額の変更を行ったのは年度末で、多くの業務が集中していたことにより競争入札審査会に報告することを失念していました。 250 万円以上の契約金額の変更を行った場合は、競争入札審査会への報告が必要となることについて、職員全員に周知徹底しました。 (河川課) ② 【一般国道 167 号外 環境整備工事（その 1）（サミット対策周辺整備事業）】 軽微な設計変更が生じた際には、建設工事設計変更要領に基づく決裁と受注者への通知について、監督員に周知・徹底するとともに、事務所内のチェック機能の強化を図りました。 (志摩建設事務所) 2 今後の方針（取組予定等） ①～② 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が14件あった。このうち、開札後に中止したものが4件あった。 (県土整備財務課、道路管理課、下水道課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)
1 実施した取組内容 a 電子調達システムによる入札において、調達説明書の開札日時等の記載誤りにより入札を中止したことから、システムに登録されたファイルの確認を複数の職員で行うことを徹底し、再発防止に努めました。 (県土整備財務課) b 積算誤りに起因する入札中止であったため、積算について遺漏のないよう、業務委託(測量・設計・地質調査)チェックリストを用いることとし、複数の職員でチェックする体制をとることで再発防止に努めました。 (道路管理課) c 当該業務は、これまで類似業務がないため、見積徴収型の入札方式を採用しました。ところが、参考見積書の内容は予算の上限を上回るものであり、その原因は、仕様書の内容に不明瞭な点があったため、県が保有する過去の膨大なデータの取扱に対する考え方に、隔たりがあったためでした。そのため、仕様書の内容について課内の複数職員での検討、確認を十分に行いました。 (下水道課) d 総合評価方式による入札において、評価項目の1つである“災害協定の評価”にあたり誤りがあったため入札を中止したことから、審査・評価を行う職員を対象に今回の案件について情報共有を図りました。また評価方法等を定めた「技術資料作成上の留意事項」の理解の徹底を図り再発防止に努めました。 (桑名建設事務所) e 入札中止2件中、1件は工事の積算誤りによるもの、1件は自家用電気工作物の保安管理業務委託での仕様に不備が発見されたことによるものです。 工事の積算誤りについては、公告後、積算内容の計上漏れが発覚したことによるもので、積算参考図書及び設計書の確認不十分が原因となったことから、設計担当者を対象に積算参考図書の事前確認についての勉強会を開催し、積算参考図書の事前確認及び設計書の決裁過程での確認を徹底するとともに、積算のダブルチェック等、従来から実施している作業の流れを確実に実施するよう改めて確認しました。 また仕様の誤りについては、関係法令改正に伴い仕様変更が必要であったことから発生したものであり、法改正等に対応した必要な条項を仕様に確実に盛り込めるよう、事前準備を適切に行うよう徹底しました。仕様の確認は必ず複数名で行い、見落としがないか確認しています。 (鈴鹿建設事務所) f 工事の1件は仕様書の誤り、物件2件中1件は調達説明書に記載した入札書提出締切日時・開札日時の誤り、1件は入札金額内訳書に記載した案件名の誤りにより、開札前に入札を中止したことから、仕様書・調達説明書等の作成にあたっては、電子調達チェックリストを活用するとともに、複数の職員による決裁過程での確認を徹底し、再発防止に努めました。 (志摩建設事務所) g 印刷物の仕様書作成にあたっては、担当課による出納局の手引きに基づくチェックを徹底するとともに、総務課への合議を通じてダブルチェックを図ることにより再発防止に努めました。 (伊賀建設事務所) h 諸経費の計上誤りにより入札を中止したことから、物価資料の単価採用にあたっては諸経費対象かどうかの確認を必ず行うよう関係職員に周知するとともに、チェックリストの項目を追加して複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。 (尾鷲建設事務所) i 積算誤りにより入札を中止したことから、積算内容について複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めています。 電子入札システムの操作で指名通知の発行漏れにより入札を中止したことから、発行漏れの原因を関係職員に周知し、システムの使用法について再確認するとともに、複数の職員によるシステム入力確認を徹底し、再発防止に努めています。 (熊野建設事務所) 入札中止への対応として、入札中止事案の内容や原因、対応策などを県土整備部内で共有することで、再発防止に努めています。 (技術管理課) 2 今後の方針(取組予定等) a～i 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ その他の支出事務 ① 委託料の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (鈴鹿建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 担当者が1件の請求に対し支出負担行為整理兼支出命令を2回システム入力して、不用となる1件を取り消し忘れたことに加え、出納員が1件を支出審査確認していたにもかかわらず、未確定を再度確認した際残っていたもう1件を確定漏れであると勘違いして再度確定してしまったことが重なって起きた事象です。 以降、支出命令の二重入力がないようにすること、未確定データの確認の際は二重登録でないかを入念にチェックすることを徹底しました。 2 今後の方針（取組予定等） 担当者と出納員間の声掛け等による状況確認とデータチェックを徹底して行います。

部局名 県土整備部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 公有財産の異動報告が遅延していた。(公共用地課) ② 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。(桑名建設事務所) ③ 道路管理瑕疵による事故が2件発生していた。(津建設事務所) ④ 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。(松阪建設事務所) ⑤ 道路管理瑕疵による事故が4件発生していた。(伊勢建設事務所) ⑥ 行政財産の貸付に係る管財課長への報告が行われていなかった。(志摩建設事務所) ⑦ 貸付を行っている行政財産について、公有財産使用許可(貸付)台帳に整理されていないものがあった。(志摩建設事務所) ⑧ 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。(伊賀建設事務所) ⑨ 公有財産の異動報告が遅延していた。(北勢流域下水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 公有財産に異動が発生した場合は速やかに報告することとなっていますが、報告が遅れていたのは複数の案件をまとめて報告するなどしていたことから、今後は、個々の案件ごとに異動があった際には速やかに報告するよう周知を徹底し、また、担当者及び副担当者において一連の事務の進捗状況をこまめに確認することで報告遅れが生じないよう再発防止に努めました。(公共用地課) ② 道路の横断側溝の蓋が破損しているところへ、車両が通過した事故であり、蓋の取替を行いました。また、道路パトロール担当者に事故内容を周知するとともに、同様の箇所の点検を行い、他に問題となる箇所が無いことを確認しました。(桑名建設事務所) ③ 側溝蓋の破損と道路上への倒木が原因で発生した事故であり、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、破損した側溝蓋を交換しました。また、再発防止のために、パトロールにおいて点検強化を行いました。(津建設事務所) ④ 路面の亀裂により不安定状態だったアスファルト塊が跳ね上がったことが原因で発生した事案であり、事故後は直ちに事故現場の舗装復旧を行うとともに、また事故現場付近の点検をし、計画的な維持修繕に努めました。(松阪建設事務所) ⑤ 4件のうち3件は、落石、残りの1件は、トンネル内の天井からの剥離物が原因で発生した事案であることから、事故現場付近の点検を行い、道路パトロールを強化するとともに道路の計画的な維持修繕に努めました。(伊勢建設事務所) ⑥ 行政財産の目的外使用許可に係る報告は管財課長に行っていましたが、貸付許可に係る報告を失念していました。今後は貸付許可に係る報告も行うよう徹底しました。(志摩建設事務所) ⑦ 平成28年度以降作成されていなかった台帳を作成するとともに、今後は規則に基づき適正に事務を行うよう徹底しました。(志摩建設事務所) ⑧ 道路陥没により発生した事案であることから、道路パトロール担当者等に事故内容を周知し、日常のパトロールにおいて路面状況の点検を重点的に行うとともに、事故発生現場の路側修繕工事を実施しました。(伊賀建設事務所) ⑨ 公有財産の異動が発生する都度、速やかに公有財産台帳のシステム登録をしなければなりません、その手続きが遅延していたことから、手続きフローを作成し、速やかに登録事務が完了するよう、担当者間で台帳登録事務の進捗状況についてこまめに確認することで再発防止に努めました。(北勢流域下水道事務所) 2 今後の方針(取組予定等) ① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き、個々の案件ごとに異動の発生後速やかに報告するよう努めます。(公共用地課) ②～⑤、⑧ 同様の事案が発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持修繕に努めます。(桑名建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所) ⑥⑦ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。(志摩建設事務所) ⑨ 作成した手続きフローにより、速やかな報告に努めます。(北勢流域下水道事務所)

部局名 県土整備部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 物品の管理 ① 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (尾鷲建設事務所) ② 所在不明となっている備品があった。 (北勢流域下水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 物品標示票を作成し、剥がれていた物品に貼付しました。他の物品についても物品標示票の貼付状況の点検を行うとともに、屋外で使用する物品については上から透明シールを貼付するなど、物品標示票が剥がれ難いよう対策を行いました。 また、物品標示票が剥がれた場合の報告など物品の取扱いについて所内で周知を行い、再発防止に努めました。 (尾鷲建設事務所) ② 既に廃棄処分を行っていた備品を、物品管理台帳から削除する処理を失念していたため、平成29年6月12日に物品管理台帳より削除を行いました。 また、所管している物品について、適正に管理するよう、職員に周知を行い、再発防止に努めました。 (北勢流域下水道事務所) 2 今後の方針（取組予定等） ①～② 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 未利用地の状況 ① 一級河川久米川廃川敷の一部について、必要な事務手続きが行われていなかった。 (伊賀建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 一級河川久米川廃川敷地を必要な事務手続きがなされていないまま利用していることについて、相手方と今後の利用方針を整理するとともに必要な手続きを進めるよう協議を行い、平成 29 年 10 月 24 日付けで県有財産使用貸借契約を締結しました。 また、当該財産については、相手方との協議により、一部払下げ可能であることが確認できました。 2 今後の方針（取組予定等） 当該財産の一部については、平成 30 年度に払下げを実施していきます。また、その他の部分についても、利用状況を確認のうえ、払下げを進めていく方針です。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 公共用地の未登記 ① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 4,774 筆、1,273,146.34 m²ある。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 平成 28 年度に策定した過年度未登記土地の処理方針（平成 29 年 3 月 1 日施行）及び平成 29 年度以降の過年度未登記土地の処理に係る取組計画に基づき、「処理可能なもの」について優先的かつ積極的に未登記処理を行いました。 a 処理目標数及び取組成果 45 筆を年間処理目標に定め、専門団体である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理に取り組んだところ 83 筆を処理しました。 b 毎月の処理状況の把握 月毎の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。 c 未登記担当者会議 各建設事務所担当者を集め、年 3 回開催し、意見交換や情報共有を行いました。 2 今後の方針（取組予定等） 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理方針等に基づいて、処理可能な案件から優先的かつ積極的に未登記処理に取り組みます。 平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間で 450 筆と定められた取組計画の処理目標に基づき、毎年 45 筆の未登記処理を進めていきます。

監査の結果		
3 財務の執行に関する意見		
(4) 交通事故		
職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。		
① 物損事故（物損額：県 363,711 円）	（桑名建設事務所）	
② 物損事故（負担割合：示談中） （物損額：示談中）	（四日市建設事務所）	
③ 物損事故（負担割合：県 100%、相手 0%） （物損額：県 99,144 円、相手 158,553 円）	（松阪建設事務所）	
④ 物損事故（物損額：県 107,460 円）	（伊賀建設事務所）	
講じた措置		
1 実施した取組内容		
① 交通安全講習会への参加		
出納局及び地域防災総合事務所・地域活性化局等が行う交通安全講習会に延べ 621 名の職員が参加し、安全運転意識の向上を図りました。		
② 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加		
交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」に 161 チーム 483 名の職員が参加し、交通安全意識の向上を図りました。		
③ 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起		
県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図りました。		
④ メールマガジン「交通安全通信」の発信		
県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関する注意喚起を行いました。		
平成 29 年度における公用車の交通事故の発生件数は、次のとおりです。今後、より一層職員の安全運転意識の向上を図るなど、引き続き交通事故防止の取組を推進していく必要があります。		
	28 年度	29 年度（平成 30 年 3 月 31 日現在）
自損事故	10 件（59%）	8 件（47%）
物損事故	7 件（41%）	7 件（41%）
人身事故	0 件（0%）	2 件（12%）
計	17 件	17 件
2 今後の方針（取組予定等）		
引き続き、交通安全講習会及び「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加等並びに交通事故防止に関する注意喚起等の取組を進め、職員の安全運転意識の向上を図るなど、交通事故の発生防止に着実に取り組んでいきます。		

部局名 県土整備部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(5) その他	
財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。	（中勢流域下水道事務所）
講じた措置	
1 実施した取組内容	
パソコンを損傷し、ヘルプデスクへ持参しましたが、職員の認識不足により、金品亡失（損傷）報告扱いにはならないと判断していたため、金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延しました。	
金品亡失（損傷）が発生した場合は速やかに報告するとともに、パソコンを使用する際は、キーボード上に物を置かない等、職員への周知徹底を図りました。	
2 今後の方針（取組予定等）	
同様の事案が、再度発生しないよう、引き続き職員への周知徹底に努めます。	

部局名 出納局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (会計事務の支援) (1) 出納事務の適正化については、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組んでいるが、契約や支出の事務等を中心に依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。 このような状況を踏まえ、新たにeラーニングを用いた出納局研修の映像配信や事務チェックリストの作成などの取組にも着手したところであり、引き続き、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。 (会計支援課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等の会計事務についての検査を行っています。なお、本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援班により、地域では県内の4地域（四日市、津、伊勢、熊野）に設置した駐在により相談、検査に対応しています。 (2) 職員一人ひとりが適正・適切な会計事務を執行するために必要な知識・スキルを身に付けられるよう、初任者研修、実務研修、職場研修等体系付けて研修を行うとともに、平成 29 年度からは研修に参加できない会計事務職員の研修機会を確保するため、eラーニングを用いての映像研修を開始しました。 (3) 各所属が行う収入、支出、契約、物品管理等の会計事務についての検査を実施し、不適切な事務処理等に対して改善・是正を求める指導を行っています。また、各所属における不適切な事務処理等を未然に防止するため、「出納かわら版（出納局が毎月発行する会計事務に係るメールマガジン）」に出納局検査における指導事例を掲載するとともに、出納局検査及び定期監査の指導事項をまとめた事例集の充実、提供を行っています。 (4) 会計事務の誤った事務処理等のミスは、少人数職場ほど発生しやすい傾向にあるため、主に少人数職場において初めて会計事務に従事する職員をサポートするためのツールとして、「少人数職場におけるはじめての会計事務ハンドブック」を作成し、その活用を働きかけています。 2 取組の成果 (1) 相談業務について、平成 29 年度末の相談件数は、7,596 件と前年度末の 8,674 件から 1,078 件減少しました。 (2) 研修業務について、平成 29 年度末の受講者数は、集合研修等が 1,660 人と前年度末 1,752 人と比べて 5% 減（92 人減）になっていますが、本年度開始したeラーニング研修の視聴者を加えると、延べ 2,441 人（39% 増）となっています。 (3) 検査業務について、平成 29 年度末の指導件数は、121 件と前年度末の 173 件から 52 件減少しました。
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> 会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、各所属の会計事務処理体制に応じたきめ細かい会計支援を行います。 (1) 事後検査については、年 2 回の抽出検査を基本とし、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じた O J T 研修等の職場研修の充実を図ります。 (2) 様々な研修を通して、会計事務に携わる職員等の法令遵守、公金意識の向上を図るとともに、指導事例による実践的な研修を行います。また、会計事務担当職員が、都合の良い時間にスキルアップできるように、eラーニングを活用した研修等の拡充を図ります。 (3) 「出納かわら版」により会計事務にかかる情報を時宜のニーズに応じた内容で発信し、会計事務職員の知識向上と不適切な事務処理の未然防止に努めていきます。 (4) 各種研修や出納局検査時に「少人数職場におけるはじめての会計事務ハンドブック」や「電子調達チェックリスト」等の事務チェックリストの活用を働きかけることにより、会計事務担当者のスキルアップに繋げ、誤った事務処理の発生防止を図ります。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理) (2) 金品亡失(損傷)については、平成28年度の報告件数は179件で、前年度の192件から13件減少しているが、依然として職員の不注意による金品亡失(損傷)が発生している。 このため、引き続き、各所属に対し、金品亡失(損傷)の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう指導されたい。 (会計支援課)
講じた措置
<u>平成29年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 平成29年5月31日に総務部長及び出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を、また、同日、教育長及び出納局長の連名で、教育委員会事務局内所属及び県立学校に対して「金品の適正な管理等について」の通知を行いました。 (2) 出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。 (3) 損害額10万円以上で過失の度合いの大きな案件に対して文書指導を行いました。(平成29年度:文書指導13件) (4) 出納局が主催する各種研修において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、過失の度合いによっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。 ・出納局主催研修 新任出納員研修(4月6、7日)、新任会計職員研修(4月11～13、17、20日、5月8、9日)、会計事務専門研修(7月5、11日)等 (5) 金品亡失(損傷)の状況を把握するため2ヶ月毎に各部局から提出される報告書を取りまとめた結果を分析し、その状況を庁内メール(出納かわら版)により各所属にフィードバックするとともに、特に件数が多い交通事故及びパソコンの損傷については過去の発生状況や傾向等を「出納かわら版」に掲載し、注意喚起に努めました。 (6) 平成29年度からは、人事課と連携し、各所属単位で実施するコンプライアンス・ミーティングの題材を提供しました。 2 取組の成果 総務部長、教育長等との連名による通知や出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行った結果、平成29年度末における金品亡失(損傷)の報告件数は170件であり、前年度末の179件と比較して9件減少しています。
<u>平成30年度以降(取組予定等)</u> 平成29年度においても、依然として職員の不注意による金品亡失(損傷)が発生していることから、引き続き出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう指導を行っていきます。 特に、発生件数の多い公用車やパソコンの損傷については、「出納かわら版(出納局が毎月発行する会計事務に係るメールマガジン)」等を活用し、発生状況や傾向等の有用な情報を積極的に提供し注意喚起を行います。 また、発生状況に応じて人事課や管財課、情報システム課等関係部署と連携し、発生防止に努めます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (計画的な施設改良の推進) (1) 取水施設、浄水場等の主要施設や水管橋については、大規模地震等により被災した場合、応急復旧に時間を要し、県民の暮らしや企業活動等に重大な影響を及ぼすことから、これまで優先的に耐震化を進めてきたところである。 今後は、人口減少による給水収益の減少や施設の更新需要の増大が見込まれ、東日本大震災後の耐震基準等による震災対策が求められることから、企業庁経営計画（平成 29～38 年度）や施設改良計画（29～38 年度）に基づき、引き続き、浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化を計画的に実施されたい。 また、管路についても、水道事業においては、大規模地震により液状化が想定される地域に埋設されているなど、想定被害率の高いものから優先して耐震化工事を行うとともに、工業用水道事業においては、布設年度が古く耐震適合性のないものなど老朽化した管路の更新を着実に進められたい。 (水道事業課、工業用水道事業課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 平成 29 年 3 月に策定した企業庁経営計画（平成 29～38 年度）及び水道・工業用水道の施設改良計画（平成 29～38 年度）に基づき、主要施設や管路の耐震化等を計画的に推進しました。 (水道事業課、工業用水道事業課) 2 取組の成果 水道については、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて全 5 浄水場の耐震詳細診断を実施しました。 また、管路は、今後 10 年間で約 24 k m の耐震管への布設替えを計画しており、平成 29 年度は延長 L=3, 003 m の工事を行いました。 工業用水道については、昨年度から実施している山村浄水場の耐震化工事を進めました。 また、管路は、老朽化対策として実施する管路更新にあわせて、今後 10 年間で約 23 k m の耐震化を計画しており、平成 29 年度は延長 L=176m の工事を行いました。 (水道事業課、工業用水道事業課)
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> 企業庁経営計画及び水道・工業用水道の施設改良計画に基づき、主要施設や管路の耐震化等を計画的に推進していきます。 水道については、耐震詳細診断の結果に基づき、浄水場の耐震化を計画的に進めていきます。 また、管路は、想定被害率の高い管路を優先して耐震管への布設替えを実施します。 工業用水道については、山村浄水場の耐震化工事を引き続き実施します。 また、管路は、老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線の更新にあわせて耐震管への布設替えを実施します。 (水道事業課、工業用水道事業課)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (R D F 焼却・発電事業の安定的な経営) (2) 平成 28 年度の電気事業会計決算は、R D F の処理に係る収益の増加や委託料の減少などにより、黒字となっている。 しかし、企業庁経営計画（平成 29～38 年度（R D F 焼却・発電事業は 32 年度まで））では、平成 29 年度以降、売電単価の低下に伴う電力収入の減少や維持管理費用の大幅な増加などにより、多額の純損失が見込まれていることから、安全性を確保しつつ、円滑な事業終了に向けて安定的な経営に努められたい。（電気事業課）
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 - ボイラの排ガス分析等、周辺地域の環境測定を適宜実施するとともに、設備の定期点検（各ボイラ 年 3 回）及び法に基づくボイラ定期事業者検査を行い、安全・安定的な発電に努めました。 「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」に基づき、R D F の品質管理を行いました。また、R D F の受入時には受入検査を行うなど、環境生活部と連携しながら品質管理を徹底しました。 - 発電所の安全運転の確保および環境保全に資するため、学識経験者、地域住民、市町関係職員、消防職員、県関係職員で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」及び、専門的、技術的知見からの検討を行うため学識経験者等で構成する「同技術部会」を開催し、運転状況を報告するとともに、発電所の運営等についてご意見をいただき、安全・安定運転に反映しました。（電気事業課） 2 取組の成果 - 三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を行いました。 - ただし、ボイラ内の蒸気管からの漏水により計画外停止が発生したことから、R D F の外部処理委託量※が 735 t となりました。 - 平成 29 年度の供給電力量は 50,094MWh となりました。 ※R D F の外部処理委託量：県内で製造された R D F を発電所で焼却せず、外部処理した量（ただし、タービン定期事業者検査に起因する外部処理量を除く。）（電気事業課）
<u>平成 30 年度以降（取組予定等）</u> 企業庁経営計画（平成 29～38 年度（R D F 焼却・発電事業は 32 年度まで））のもと、R D F 焼却・発電事業の継続期間内において三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を確実にを行うとともに、内部留保資金を活用するなどして安定的な経営に努めていきます。 また、関係市町における一般廃棄物の処理が滞ることがないように、円滑な事業終了に向けて関係部局と連携して、関係市町と十分に協議を行っていきます。（電気事業課）

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 28 年度末現在 1,187,747 円あり、前年度と比べて 5,993 円増加していた。 (北勢水道事務所) ② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (工業用水道事業課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 収入未済 ① 平成 28 年度末現在の収入未済額 1,187,747 円は、工業用水道ユーザー 2 社分の工業用水道料金です。 1 社分 551,447 円については、回収に向けた取組を進めていましたが、平成 29 年 5 月 23 日に代理人弁護士より自己破産申立手続準備の通知があり、同年 12 月 14 日には裁判所より破産手続開始の通知がありました。 1 社分 636,300 円については、債権管理条例第 11 条第 1 項に基づき徴収停止措置を採っています。 (北勢水道事務所) ② 債権処理計画の目標額に計上し、回収できなかった債権 636,300 円については、債務者に差し押さえる財産がない等の事情が継続して認められたことから、平成 26 年 7 月 3 日付けで債権管理条例第 11 条第 1 項に基づき徴収停止措置を採っています。 平成 29 年度において、徴収停止措置から 3 年を経過したことにより、債権管理条例第 14 条に基づく債権放棄の要件に該当することから、三重県債権管理マニュアルに基づき、債権放棄に向けた所在確認及び財産調査を開始したところ、新たな取引先金融機関の存在が判明する等、財産調査を再確認する等の必要が生じました。 (工業用水道事業課) 2 今後の方針（取組予定等） ア 収入未済 ① 1 社分 551,447 円については、平成 30 年 4 月に開催予定の破産手続等に関する意見聴取会に出席して情報収集を行う等、三重県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行います。 1 社分 636,300 円については、三重県債権管理マニュアルに基づき、改めて財産調査等を行い、その調査結果に応じて適切な債権管理を行います。 (北勢水道事務所) ② 回収できなかった債権 636,300 円については、財産調査を再確認する等の必要が生じたことから、当面、債権放棄は見合わせることにし、三重県債権管理マニュアルに基づき、改めて財産調査等を行い、その調査結果に応じて適切な債権管理を行います。 (工業用水道事業課)

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公共工事 ① 【導水ポンプ所電気設備改良工事】 ・総合評価方式技術提案等履行確認書に総括監督員の署名がなかった。(南勢水道事務所) ② 【三重ごみ固形燃料発電所脱塩洗灰処理施設 電気設備修理工事】 ・施工体制点検結果について、本庁主管課への報告が行われていなかった。(三重ごみ固形燃料発電所) イ 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が4件あった。 (水道事業課、中勢水道事務所、南勢水道事務所、三重ごみ固形燃料発電所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 公共工事 ① 総合評価方式技術提案等履行確認書の署名欄を見落とししたもので、工事完成検査時には複数の書類に複数の立場の者が署名する必要があることから、検査事項確認の都度、その場で全員が署名し、お互いに確認することにより見落としの防止を図りました。(南勢水道事務所) ② 施工体制点検マニュアルに基づく点検は実施していましたが、翌年度初めに作成する報告書への記載が漏れていたものです。報告書作成時に各工事担当者へ個別に確認することにより報告漏れの防止を図りました。(三重ごみ固形燃料発電所) イ 工事、物件等における入札中止状況 ①-1 仕様書誤りに気づき入札を中止したもので、公告前に複数の担当者で確認することにより、チェック体制の強化を図りました。(水道事業課) ①-2 積算誤りに気づき入札を中止したもので、公告前に複数の担当者で確認することにより、チェック体制の強化を図りました。(中勢水道事務所) ①-3 必要な書類の添付漏れがあったため入札を中止したもので、公告前に複数の担当者で確認することにより、チェック体制の強化を図りました。(南勢水道事務所) ①-4 公告時の書類に特定の業者名が入った不適切なメモが残っていたため入札を中止したもので、チェックリストを作成し複数の担当者で確認することにより、チェック体制の強化を図りました。(三重ごみ固形燃料発電所) 2 今後の方針（取組予定等） ア 公共工事 ①② 引き続き、適正な事務処理に努めます。(南勢水道事務所、三重ごみ固形燃料発電所) イ 工事、物件等における入札中止状況 ① 引き続き、適正な入札事務に努めます。 (水道事業課、中勢水道事務所、南勢水道事務所、三重ごみ固形燃料発電所)

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 なお、未利用資産を保有しているので、売却や有効活用を積極的に進めていくため、利活用に係る方針等の作成を検討されたい。 ア 公共用地の未登記 ① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ1筆、13.20㎡ある。 (北勢水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 (3) 財産管理等の状況 未利用資産については件数も少ないことから、従前より個別に利活用についての処理方針等を定め検討してきたところですが、利活用に係る取組を明文化することとし、方針を作成しました。 (財務管理課) ア 公共用地の未登記 ① 複雑な相続問題が関係しており、隣接地で同様の未登記となっている市と情報共有を行いました。 (北勢水道事務所) 2 今後の方針（取組予定等） (3) 財産管理等の状況 未利用資産の利活用に係る方針に基づき、引き続き有効活用を進めます。 (財務管理課) ア 公共用地の未登記 ① 引き続き、所有権移転登記ができるよう取り組んでいきます。 (北勢水道事務所)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (病院事業の健全な経営と新たな中期経営計画の推進) (1) 平成 28 年度病院事業会計の経常収支及び総収支は、いずれも約 1 億 1,177 万円の黒字となっており、27 年度決算に比べてそれぞれ約 3,958 万円、約 3,683 万円増加している。しかし、医業収支は赤字であり、また、当年度未処理欠損金(累積欠損金)は、前年度に比べ改善したが、約 92 億円と多額であることから、引き続き、経営の健全化に努められたい。 また、三重県地域医療構想等を踏まえた、新たな中期経営計画(平成 29～32 年度)が策定されたので、各病院はそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、計画を着実に推進されたい。 このため、こころの医療センターでは、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、精神科医療の中核病院としての役割を担うとともに、地域生活支援施設の運用等による外来患者に対する支援を図るなど、多様な医療ニーズに応じたサービスの提供に努められたい。 一志病院では、過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、幅広い臨床能力を有する総合診療医(家庭医)の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、地域の予防医療や在宅療養支援に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。 志摩病院では、指定管理者と十分な連携を図り、常勤医師の配置や更なる救急受入態勢の拡充など診療機能の充実強化に取り組むとともに、回復期機能も有する地域の中核病院としての役割を果たすよう努められたい。 (県立病院課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 現在の医療の方向性として、入院診療から地域での関係機関等の連携による包括的な支援へと転換が進められており、平均在院日数の短縮による入院患者数の減少など病院運営を取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、新規患者や他院からの紹介患者が増加するよう病診連携の一層の推進を図るとともに、患者の症状に応じた適切な病床管理による診療単価の向上など収益の確保に努め、経営の健全化に取り組みました。 また、「三重県病院事業 中期経営計画(平成 29～32 年度)」の取組を進めるにあたっては、病院長もしくは運営調整部長を構成員とする毎月の会議などにより、随時、成果目標に対する達成状況や課題を的確に把握し、課題への対応方策等について、随時、協議・調整を行いました。 こころの医療センターでは、入院時から退院を視野に入れた多職種による支援を行いながら早期の退院を図るとともに、デイケアプログラムや訪問看護の充実など地域生活支援に向けた取組を積極的に進め、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供しました。また、一志病院では、三重大学と密接に連携を図りながら積極的に研修医や医学生を受け入れ、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、健康教室や糖尿病教室の開催等を通じて当該地域住民の予防医療に対する意識の向上や住民健診等の提供、また、通院が困難な患者に対する訪問診療、訪問看護等の在宅療養支援に取り組みました。志摩病院では、定期的に指定管理者と病院運営に関する具体的な協議を行い、運営状況の詳細を把握するとともに、指定管理者に医師配置の充実を要請しながら、病院事業庁としても三重大学への派遣要請を行うなど、指定管理者と十分な連携を図り、地域の中核病院としての役割を果たせるよう、診療機能の充実強化に取り組みました。 2 取組の成果 平成 29 年度における各病院の取組について、こころの医療センターでは、多職種による支援を行いながら早期の退院を図ったことにより、入院後 3 ヶ月未満の退院率が昨年度より向上するとともに、デイケアのプログラムの充実を図ることにより、デイケア等延べ患者数が昨年度より増加(H28:12,858 人→H29:14,446 人)し、地域生活支援のより一層の充実を図ることができました。 一志病院では、総合診療医の育成拠点施設として、初期研修医や医学生を延べ 630 人受け入れるとともに、看護実習生等を延べ 348 人受け入れるなど、地域医療を担う人材の育成に積極的に取り組みました。また、訪問診療・訪問看護等の在宅療養支援や、住民健診・人間ドック・がん検診などの予防医療を積極的に推進し、地域に最適な医療サービスを安定的に提供することができました。 志摩病院では、平成 29 年 11 月から地域医療支援病院の承認を受け、地域の開業医との連携強化を図るなど、地域の中核病院としての役割を果たすよう努めているところであり、これまでの診療機能の段階的な回復により、平成 29 年度の一日平均入院患者数(一般)は、昨年度より増加しています(H28:131.6 人/日→H29:138.8 人/日)。 このように県立病院として求められる医療を着実に進めることにより、概ね目標に沿った病院運営を実施することができました。 なお、平成 29 年度決算については、こころの医療センターは入院患者数の減等により経常赤字となる見込みですが、一志病院は前年度に引き続き経常黒字を確保できる見込みです。
<u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u> 平成 30 年度以降の病院運営は、引き続き中期経営計画に基づき、それぞれの県立病院が県民の皆さんの求める医療を着実に推進するとともに、成果目標の達成に向け取り組んでいきます。 また、経営の改善に向けて、引き続き収益確保、費用削減に取り組んでいきます。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 28 年度末現在 76,829,798 円あった。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院) ② 督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日を経過した日にしていないものがあった。 (一志病院) イ 収入事務 ① 現金で受け入れた情報公開文書複写料の調定日に誤りがあった。 (県立病院課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 収入未済 ① 過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止対策と回収対策の両面から対策を進めました。 (1) 発生防止対策 入院病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（面談、公費負担制度の説明及び申請のサポート、早期支払の働きかけ等）を行うよう努めました。 (2) 回収対策 「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づき、文書、電話及び臨戸訪問等による督促・催告を継続的に行い、債権回収に努めました。 また、回収困難な債権への対策として、従来から弁護士への回収業務委託を行っていましたが、本年度から新たな委託先に変更したことに合わせて、より積極的に弁護士からの働きかけを活用し早期回収につなげられるよう、委託債権の選定基準を見直しました。 さらに、悪質と判断した債務者に対しては法的措置（支払督促）及び強制執行を実施しました。 これらの取組により、平成 28 年度末における収入未済額 76,829,798 円について、平成 30 年 3 月末までに 7,707,749 円を回収しました。 ② 督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日を経過した日にするよう、職員への周知を徹底しました。 イ 収入事務 ① 銀行の窓口営業時間外に現金で収入を受け入れた場合の調定において、調定日を銀行へ入金した日ではなく収入を受け入れた日とするよう、職員への周知を徹底しました。 2 今後の方針（取組予定等） ア 収入未済 ① 今後も未収金の発生を可能な限り抑制していくとともに、「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づいた対応を継続し、県立病院課と各病院で定期的に情報共有を図りながら必要な対策を実施することにより債権回収に努めていきます。 ② 督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日を経過した日にするよう、徹底していきます。 イ 収入事務 ① 銀行の窓口営業時間外に現金で収入を受け入れた場合の調定について、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【昇降機設備保守点検業務委託】 ・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。 (一志病院) イ 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が1件あった。 (こころの医療センター) ウ その他の支出事務 ① 口座への支払い額の振込みを行うに当たり、同一の支払い分に対して2回の振込みを行っていた。 (こころの医療センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 業務委託 ① 契約関係書類において、暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務を記入するよう職員に周知徹底するとともに、記入されているかを複数の職員で確認しました。 イ 工事、物件等における入札中止状況 ① 仕様の確認、添付書類、システム操作を複数でチェックするなどの体制強化を図りました。 ウ その他の支出事務 ① ミス判明後、速やかに対象事業者等へ連絡、謝罪し、返納手続きを行いました。 また、事案発生後、インターネットバンキング（出納取扱金融機関が実施しているインターネットを通して振込み等が行えるサービス）による処理を確認するため、新たに、確定済みの処理を表示する画面を印刷し、複数職員による確認を行うなど、確認作業の徹底を図りました。 2 今後の方針（取組予定等） ア 業務委託 ① 今後も、契約関係書類において、暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務を記入するよう職員に周知徹底していくとともに、記入されているかを複数の職員で確認していきます。 イ 工事、物件等における入札中止状況 ① 今後も、契約や支出に関する諸規定に留意し、職員相互による確実な確認作業を徹底すること等により、適正な事務処理に努めていきます。 ウ その他の支出事務 ① 今後も、契約や支出に関する諸規定に留意し、職員相互による確実な確認作業を徹底すること等により、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 人身事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 269,330 円、相手 437,400 円) (治療費等：県 0 円、相手 1,455,961 円) (こころの医療センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 院内の各部門長が集まる会議等において、交通事故の防止にかかる啓発を図るとともに、各部門の職員への周知を徹底し、職員の安全意識の向上を図りました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、院内の各部門長が集まる会議など様々な機会を通して、交通事故の未然防止、意識向上の啓発を行っていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (政務活動費の適正な執行) (1) 平成 28 年度分の政務活動費について、政務活動費の交付に関する条例、同条例施行規程、政務活動費ガイドラインに基づき適切に執行されているかどうかについて確認したところ、自動車の使用に係る旅費の計上誤りにより返還を要する事案のほか、収支報告書に添付された書類に不十分なものがあつた。 このため、議会事務局においては、政務活動費の一層適正な執行の確認に努められたい。(総務課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 指摘された旅費の計上誤りにより返還を要する事案及び収支報告書に添付された書類に不十分なものがあつた件については、内容の確認を行い、旅費については修正届に基づき必要な金額の返還を受け、収支報告書の添付書類については修正された資料の提出を受けました。 2 取組の成果 旅費の計上方法及び収支報告書に添付すべき証拠書類について、改めて確認し修正を行ったことで、政務活動費の適切な執行が図られました。
<u>平成 30 年度以降 (取組予定等)</u> 政務活動費にかかる収支報告書及び添付書類等について、提出前の再確認の徹底を会派や議員に周知するとともに、議会事務局が行う確認作業において一層のチェック体制の強化を図っていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ①【平成 28 年度議会電波広報（番組制作、電波購入、放送等委託）事業委託】 ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。 ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がなされていなかった。（企画法務課）
講じた措置
1 実施した取組内容 委託者・受託者双方で契約書を見直し、必要な書類について再点検を行いました。 2 今後の方針（取組予定等） 必要書類の再点検を行ったことにより、今年度の契約については、必要書類は全て提出を受けました。今後も、契約書に記載の提出書類について十分な確認を行い、適切な事務処理に努めます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (県立学校施設における非構造部材の耐震対策の推進) (1) 県立学校施設における非構造部材について、現在、耐震対策を進めており、このうち、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 31 年度までに対策を完了することとしているが、28 年度末時点で 82 棟 (63.6%) が対策未完了となっていることから、引き続き、非構造部材の耐震対策について、計画的に推進されたい。 また、地震発生時に吊り天井や照明器具等が落下する危険性を残したまま施設を使用せざるを得ない状況にあることから、生徒、教職員等への周知や注意喚起、発災時の対応方法等について、施設の利用状況や危険度等に応じた対策を講じるとともに、県教育委員会としてそれらの状況を把握し、学校に対して適切に指導・助言されたい。 (教育総務課、学校経理・施設課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 (非構造部材の耐震対策の計画的推進) 県立学校の非構造部材の耐震対策については、平成 24 年度に行った点検結果及び平成 26 年度に行った屋内運動場等の天井等落下防止のための点検結果に基づく耐震対策を計画的に進めています。(学校経理・施設課) (未対策施設における注意喚起や発災時の対応方法等の指導・助言) 学校における防災教育及び防災対策の充実を図るため、各県立学校に「学校における防災の手引(平成 28 年 1 月)」を作成・配付し、非構造部材の点検や地震発生時には「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所への避難指示等による、児童生徒の安全・安心の確保を依頼してきました。 また、防災ノートについては、学校の中で危険なこと及びその回避方法を学習する項目～「学校で大地震が起こったら」に、天井材や照明器具などが落下した写真を掲載して作成し、毎年度新入生に配付するとともに、活用について学校に依頼してきました。 (教育総務課) 屋内運動場等の天井落下防止対策が今後予定されている学校における職員、生徒等への周知や注意喚起の状況、発災時の対応等について把握し、その結果をふまえて、耐震対策が完了するまでの間における安全対策について助言を行いました。 (教育総務課、学校経理・施設課) 2 取組の成果 (非構造部材の耐震化の計画的推進) 屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成 29 年度は改修工事を 10 校 17 棟、実施設計を 17 校 32 棟実施しました。 (学校経理・施設課) (未対策施設における注意喚起や発災時の対応方法等の指導・助言) 耐震対策が完了していない屋内運動場等について、防災訓練や掲示などを通じて職員・生徒等への注意喚起が行われるとともに、発災時の適切な対応について防災マニュアルに記載がなされるなど、発災時の適切な行動を促す取組が進みました。 (教育総務課、学校経理・施設課)
<u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u> (非構造部材の耐震化の計画的推進) 県立学校の非構造部材の耐震対策を計画的に進めていきます。特に、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 31 年度までに対策を完了するよう取組を進めます。 (学校経理・施設課) (未対策施設における注意喚起や発災時の対応方法等の指導助言) 耐震対策が完了するまでの間における安全対策が講じられるよう、継続的に助言を行います。 (教育総務課、学校経理・施設課)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底) (2) 平成 28 年度の懲戒処分については、前年度の 8 人から 3 人減少し 5 人の教職員が、診断書の偽造による休暇の不正取得やわいせつ行為等により処分されており、そのうち 3 人が免職処分となっている。 これらの事案は、公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。(教職員課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 ① 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し(7月、11月)、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。なお、本年度は、衆議院議員選挙における教職員の服務規律の確保についても通知しました。(10月) ② 懲戒処分を行った際に、県立学校長、市町等教育委員会及び事務局所属長にその概要を示し、所属長は、法令遵守、服務規律の確保を徹底し、職員の意識を引き締め、自らの行動が公務への信頼に与える影響を自覚するよう強く指導するとともに、信頼回復に向けてなお一層努力するよう通知しています。なお、本年度は、知事部局において、失職又は懲戒処分に至った事案が続けて発生したことから、職員の綱紀粛正について、事務局所属長に通知しました。(10月) ③ 近年の懲戒処分の状況や社会情勢の変化等をふまえ、三重県教育委員会の「懲戒処分の指針」を一部改正しました。改正内容について、県立学校長、市町等教育委員会及び事務局所属長に通知するとともに、改めて服務規律の確保等、教職員の指導監督を徹底するよう依頼しました。(11月) ④ 県立学校については、管理職を中心に学校の実情に応じたコンプライアンス・ミーティングを実施するよう依頼しました。(4月) ⑤ 県立学校長会議(7月、12月)や市町等教育長会議(4月、7月)等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。 ⑥ 初任者研修(4月)、常勤講師研修会(6月)、教職6年次研修(5月)、教職経験11年次研修(8月、10月)の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。また、初任の管理職(校長、准校長及び教頭)を対象とした研修会(5月)において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行いました。 ⑦ 県教育委員会事務局の新任者研修(4月)において、服務規律の確保について講義を行いました。 2 取組の成果 ① 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。 ② 初任者研修等において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。 ③ 一定の教職経験者(6年次、11年次)の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。 ④ 初任の管理職を対象とした研修会において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行うことにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。
<u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u> ① 文書等による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議、各種研修会等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底するとともに、コンプライアンス・ミーティングの開催を働きかけるなど、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。 ② 体罰については、引き続き実態を的確に把握し、事案の発生防止に努めます。 ③ 飲酒運転の根絶に向け、年末、年度当初に改めて注意喚起を行い、再発防止に努めます。

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (学力の向上) (3) 平成 29 年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の結果は、小中学校合わせた 8 教科中 7 教科で全国平均正答率を下回った一方、無解答率で改善傾向が見られるとともに、自尊感情に関わる質問項目で肯定的に回答している児童生徒の割合が増加している。 平成 28 年度からは、県内 3 か所に教育支援事務所を新設するなど、小規模市町教育委員会の学力向上の取組への支援を強化したところであり、引き続き、当該調査結果で得られた課題等を分析・整理したうえで、市町等教育委員会と連携し、学校の状況に応じたきめ細かな支援により授業力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、生活習慣の改善や学習習慣の定着を進めることなどにより、学力の向上に取り組まれない。 (小中学校教育課、学力向上推進プロジェクトチーム) 講じた措置 平成 29 年度 1 実施した取組内容 ①授業改善に向けた取組 ・学校訪問における校長との懇談等を通して、授業者が意欲的に取り組むことができるよう、「校長の授業の見回り」の効果的な実施に取り組みました。 ・国の調査官を招へいし、子どもたちの実態に応じた習熟度別や T T (ティーム・ティーチング) など、効果的な少人数指導についての授業公開を伴う実践的な研修会を実施しました。 ②各学校の課題に応じた学-V i v a !! セットとワークシートの活用 ・本県の課題に対応したワークシート集「三重の学-V i v a !! (まなびば) セット」やワークシートを県内小中学校に提供し、各学校における計画的な活用を促進しました。 ③みえスタディ・チェックの活用による検証と改善 ・設問ごとに対応したワークシートを支援ネットで提供し、それを活用した、子どもたちのつまずきに応じた課題の克服の取組を促進しました。 ④経年的な課題を克服するための取組 ・子どもたちに見られる経年的な課題として、国語では「引用したり要約したりして書くこと」「根拠に基づいて自分の考えを書くこと」、算数・数学では「割合」「図形」につまずきがあります。子どもたちがこれらのつまずきを克服できるよう、学習内容における各学年の系統性や子どものつまずきに対応した指導のポイントを示した資料を配付しました。 ⑤家庭学習の支援 (宿題用学-V i v a !! セットの配付) ・子どもたちの家庭学習の時間が短いという課題を踏まえ、家庭学習に自主的に取り組めるよう、ワークシート (宿題用学-V i v a !! セット) を全小中学校に配付しました。 ⑥家庭・地域への情報発信 ・みえの学力向上県民運動として、チラシの配布を通じて家庭・地域への周知・啓発を行いました。 2 取組の成果 ①経年的に課題を抱える小学校を中心に継続的な学校訪問を行い授業改善の具体的な支援や組織的な取組等の支援を行いました。(訪問学校数 253 校) 県内 9 か所で国の調査官を招へいした研修会 (小国、小算、小理、小英、中国、中数、中英 参加者のべ 1,000 人) を開催し、効果的な少人数指導および子どものつまずきに応じた授業改善を促進しました。 ②「三重の学-V i v a !! (まなびば) セット」を年 3 回、新規作成ワークシートを年 3 回提供し、授業や家庭学習での年間を通した計画的な活用を促進しました。 ③みえスタディ・チェックの結果を支援ネットを通して、リアルタイムに配信するとともに、設問ごとの結果分析及び授業改善例、子どもたちのつまずきに対応したワークシートを提供し、子どもたちのつまずきに対応した授業改善を促進しました。 ④「平成 29 年度全国学力・学習状況調査分析報告書」において、経年的な課題に対する指導のポイントを示し各小中学校に配付し、各学校での系統的な学習の積み上げを促進しました。 ⑤自分の力で解けるヒントを掲載したワークシート集「宿題用三重の学-V i v a !! (まなびば) セット」を 11 月に小中学校に配付し、家庭学習等での活用を促進しました。 ⑥わくわくフェスタ (11/23) への参加や、店舗へのチラシ配付を行いました。 平成 30 年度以降 (取組予定等) ・県 P T A 連合会と連携し、生活習慣・読書習慣チェックシートを県内一斉に実施し、改善を図るとともに家庭地域と一体となった取組を進めます。 ・実践推進校を中心にこれまでの取組の成果を踏まえて、より効果的な少人数指導の実践的な研究及び検証を進め、その取組の成果を県内小中学校に普及します。 ・小学校 1 年生から各学年の学習内容を子どもたちが確実に習得できるよう、教員一人ひとりが指導のポイントを押さえた授業を展開するための「育成カリキュラム」を作成し、小学校全教員及び中学校に配付します。 ・低学年から数学的思考力の育成につなげることができるよう、民間企業と連携し、数学的思考力を育成する W E B 教材の研究・開発を行います。
--

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県が発行する印刷物の状況)

(4) 県が発行する印刷物について監査した結果は、次のとおりであった。

①【教育公報】

- ・予備として保存している在庫約4千部が毎年廃棄処分となっているとともに、ホームページにおいて電子データを提供していることから、配付計画、作成部数等の見直しについて検討されたい。(教育総務課)

②【平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験案内】

- ・大学生に対する説明会を平成28年10月から開始していたが、印刷物の配布時期が29年3月であったため、印刷物配布の効果が最大となるよう、作成・配布時期の見直しについて検討されたい。(教職員課)

③【パーソナルカルテ(支援情報引継ぎファイル)】

- ・印刷の発注にあたり、仕様書を作成していなかったため、今後、適切な事務処理に努められたい。(特別支援教育課)

④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】

- ・生徒自身が主体的に課題解決に取り組んだ状況や成果を周知し、他の学校での同様の取組を促進することを目的としているが、紙媒体での配布のみであったため、ホームページへの掲載等、多様な広報手段について検討されたい。(生徒指導課)

⑤【「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」レシピ集】

- ・レシピ集にコンクール受賞作品の写真を掲載していたが、画質が悪く、作品のすばらしさが十分に伝わらないため、画像の品質向上について検討されたい。(保健体育課)

講じた措置

平成29年度

1 実施した取組内容

①【教育公報】

紙ベースでの配付部数等の見直しを検討し、平成30年度以降については、県公報と同様、紙ベースでの配付部数を最小限にすることとして関係する規程の整備を行うとともに、平成30年度当初予算に反映させました。(教育総務課)

②【平成30年度三重県公立学校 教員採用選考試験案内】

大学生に対する説明会の時期、資料について工夫に努めるとともに、募集・採用の広報にかかる民間の状況も十分留意し、適切な時期の作成、利用に努めました。(教職員課)

③【パーソナルカルテ(支援情報引継ぎファイル)】

本事案発生以降の印刷物の発注については、定められた様式で仕様書を作成することを職員に周知徹底するとともに、複数職員で確認を行いました。(特別支援教育課)

④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】

本年度、当該事業で実施した高校生意見交流会において、高校生がとりまとめた「行動宣言」等については、各県立学校に報告するなどして周知を図りました。また、国からの委託事業で作成している、いじめ防止のための教材にも掲載し、30年4月にホームページで公開することとしています。(生徒指導課)

⑤【「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」レシピ集】

印刷用紙を、再生P P C用紙から上質紙(厚口)に変更しました。(保健体育課)

2 取組の成果

①【教育公報】

平成30年度以降の発行方法については、紙ベースでの配付を最小限(約20部)として、公表方法をホームページへの掲載を主とすることとし、経費の削減も図ることとしました。(教育総務課)

②【平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験案内】

より多くの学生が本リーフレットを目にすることで、三重県の教員採用に対して関心を持つと考えています。(教職員課)

③【パーソナルカルテ(支援情報引継ぎファイル)】

本事案発生以降の印刷物の発注については定められた様式による仕様書を作成しており、同様の事案は発生していません。(特別支援教育課)

④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】

高校生意見交流会では積極的で有意義な討論が行われ、当日、参加の高校生がとりまとめた「行動宣言」等は、各県立学校に報告するなどして高い評価を得ています。また、参加の高校生からは、本県が制定に向けて取り組んでいる「三重県いじめ防止条例」への意見も募集し、それらの意見も踏まえて取り組んでいます。(生徒指導課)

⑤【「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」レシピ集】

画像の品質が向上し、作品のすばらしさが十分に伝わるレシピ集となりました。(保健体育課)

平成 30 年度以降（取組予定等）

①【教育公報】

紙ベースでの配付を最小限（約 20 部）とし、公表方法をホームページへの掲載を主とすることとします。

（教育総務課）

②【平成 30 年度三重県公立学校教員採用選考試験案内】

大学生に対する説明会の時期、資料について引き続き工夫に努めるとともに、毎年募集・採用の広報にかかる民間の状況も十分留意し、今後も適切な時期の作成、利用に努めます。

（教職員課）

③【パーソナルカルテ（支援情報引継ぎファイル）】

引き続き、印刷物の発注については、定められた様式による仕様書の作成、複数職員での確認を徹底し、再発防止に努めます。

（特別支援教育課）

④【「すべての子どもが輝く学校づくり支援事業」広報啓発資料】

平成 30 年度には、小中学校で推進校を指定し、ソーシャルスキル・トレーニングを通じた、児童生徒の社会性を育成する取組を予定しており、多様な広報手段により、一層効果的な啓発が図れるよう検討していきます。

（生徒指導課）

⑤【「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」レシピ集】

本年度と同様に、印刷用紙には上質紙（厚口）を使用する予定です。

（保健体育課）

監査の結果 2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。 (1) 公立学校教員採用選考試験の問題及び正答表に誤りがあった。(教職員課) (2) 診断書を偽造するなどして休暇の虚偽請求を繰り返し、合計 238 日の休暇を不正に取得していた。(教職員課、社会教育・文化財保護課) (3) 県立高等学校の一部生徒の保護者が県内に居住していない「三重県立高等学校通学区域に関する規則」違反が慣例的に継続していた。(高校教育課) (4) 学習状況連絡票を同姓の他の生徒の保護者に誤送付したことにより、個人情報を漏えいさせた。(朝明高等学校) (5) 採択教科書の発行者から副教材用練習ドリルの無償提供を受け、生徒に配布していた。(飯野高等学校) (6) 就学支援金に係る通知を誤配付したことにより、個人情報に漏えいさせた。(亀山高等学校) (7) 就学支援金に係る通知を誤送付したことにより、個人情報に漏えいさせた。(津西高等学校) (8) 採択教科書の発行者から歌唱教材集(音楽CD1枚)の無償提供を受けていた。(みえ夢学園高等学校) (9) 採択教科書の発行者から副教材用練習ドリルの無償提供を受け、生徒に配布していた。(飯南高等学校) (10) 生徒2名分の「個人記録カード」を紛失していた。(伊勢まなび高等学校) (11) 個人情報の入ったUSBメモリーを許可なく校外へ持ち出し、紛失していた。(特別支援学校北勢きらら学園) 講じた措置 1 実施した取組内容 (1) 問題作成手順及び点検方法を整理改善し、誤り防止に向けた作成・点検体制の強化、ガイダンスの充実、出題形式の変更等を行いました。(教職員課) (2) 当該職員について、平成28年11月2日付けで懲戒処分(免職)を行うとともに、再発防止のため、同日、事務局各所属長に対して、「職員の綱紀粛正について」「病気休暇及び特別休暇(忌引)の適切な運用について」を通知しました。(教職員課) 課内会議において、平成28年11月2日付け教職員課長通知「病気休暇及び特別休暇(忌引)の適切な運用について(通知)」に基づき、あらためて職員全員に注意喚起を行いました。(社会教育・文化財保護課) (3) 再発防止に向けて、県外から入学志願する際の申請に係る書類は申請手続までに原則郵送により提出するものとし、応募資格を事務局が事前に確認するとともに、志願先高等学校へ志願者から提出された書類の写しを送付し、志願者及び保護者の情報を高等学校も確認できるようにしました。 また、保護者の県内転住による出願者については、入学時に保護者の住民票の提出を求めるとともに、入学後に、高等学校が家庭訪問により県内に居住していることを確認することとしました。(高校教育課) (4) 再発防止に向けて、宛名書きをする際、保護者名のみを記入するのではなく、必ず生徒名を併記すること、また、封入時に複数人の目で名前の照合をすることを徹底するなど、個人情報管理のあり方について、見直し、改善を図りました。(朝明高等学校) 県立学校長会議で毎年度当初に周知している個人情報管理に関する改善策について、朝明高等学校に対し、再度確認するよう促すとともに、再発防止に努めるよう要請しました。(高校教育課) (5) 副教材を購入した際、書店から練習ドリルがセットになるとの申し出により、ドリルを受け取り自習用として生徒に配付しましたが、無償提供であることが判明した段階で回収し、同書店へ返却しました。また、全校集会で生徒に説明・謝罪するとともに、保護者にお詫び文書を配付しました。 県教育委員会主催の教科書関係事務担当者連絡会議に教頭と教務担当者が参加し、「教科書採択における公正確保」についての説明を受けた内容を、職員会議で全教職員に伝えました。(飯野高等学校) 飯野高等学校に対し、当課から通知している「教科書採択における公正確保の徹底等について」を厳正に遵守し再発防止に努めることを要請しました。(高校教育課) (6) 高等学校等就学支援金事務において個人情報の漏えいが続いたことから、県教育委員会事務局に再発防止等を目的としたワーキンググループを立ち上げました。ワーキンググループでは、事務の進め方を類型化し、類型ごとにチェックリストを作成するとともに、特に注意を要するものは複数人での作業にすることなど、チェック体制の強化に取り組みしました。 亀山高等学校では、ワーキンググループの検討結果などを踏まえ、以下の取組を行いました。 ・申請書類等を基に作成した通知文書を、複数の職員で確認することとしました。 ・通知の名前・住所と封筒の宛名・宛先のチェックが不要となるよう、郵送用の封筒を窓付き封筒に変更しました。(亀山高等学校、教育財務課) (7) 高等学校等就学支援金事務において個人情報の漏えいが続いたことから、県教育委員会事務局に再発防止等

を目的としたワーキンググループを立ち上げました。ワーキンググループでは、事務の進め方を類型化し、類型ごとにチェックリストを作成するとともに、特に注意を要するものは複数人での作業にすることなど、チェック体制の強化に取り組みました。

津西高等学校では、ワーキンググループの検討結果などを踏まえ、以下の取組を行いました。

- ・申請書類等を基に入力した電子データを紙出力し、申請書類等と紙出力したデータを複数の職員で確認するとともに、記録に残すこととしました。
- ・宛名シールに印字された情報が提出された申請書類等に記入されたものと同じであることを、複数の職員で確認するとともに、記録に残すこととしました。
- ・平成29年度からは住所と宛先のチェックが不要となるよう、郵送による通知から、窓付き封筒に変更し、担当が氏名等を確認して生徒へ手交することとしました。
(津西高等学校、教育財務課)

- (8) 年度当初、非常勤講師を含む全職員に教科書採択について注意喚起し、再発防止に努めました。また、教科書、副教材等の受け取りは、事務室のみで行い、教頭を経由して教務から教科主任への順で確認することを徹底しました。
(みえ夢学園高等学校)

みえ夢学園高等学校に対し、当課から通知している「教科書採択における公正確保の徹底等について」を厳正に遵守し再発防止に努めることを要請しました。
(高校教育課)

- (9) 生徒や保護者に疑念や不審を抱かせることとなったため、生徒に直接説明を行い謝罪するとともに、保護者には生徒を通じて謝罪文を送付しました。
(飯南高等学校)

飯南高等学校に対し、当課から通知している「教科書採択における公正確保の徹底等について」を厳正に遵守し再発防止に努めることを要請しました。
(高校教育課)

- (10) 施設管理面においては、紛失のあった生徒指導室をはじめとして、生徒の個人情報を保管している校長室、職員室、進路指導室、保健室、事務室の錠前を交換しました。また、職員室を除き、当該部屋を執務室としている教員に対しては、個人別に利用できるダイヤル式の保管庫を事務室内に設置して、各教員が出勤時に鍵を取り出し、帰宅時に保管する方法を採用して、各部屋の鍵の管理の徹底を図りました。

職員に対しては、管理職員から職員会議の都度注意喚起を図るとともに、平成29年3月には校長による危機管理に関する研修会も実施しました。
(伊勢まなび高等学校)

- (11) 本事案の発生後、USBメモリーに入っている個人情報に該当する児童の保護者へは、校長と当該教諭が状況の説明と謝罪を行いました。また、全保護者に対して状況説明を行いました。

USBメモリーの紛失は、教職員の個人情報の取扱いや危機管理に対する意識の不足が要因と考えられることから、個人情報の管理に関する規定の遵守と情報セキュリティに対する意識向上に係る研修を実施するとともに、個人情報の取扱いに係るルールを、以下のように周知徹底しました。

- ・校内での私物のUSBメモリー使用を禁止すること。
- ・個人情報を含む電子ファイルには、パスワードをかけること。
- ・「個人情報を含む文書類の管理に関するセルフチェックシート」の提出を年1回から2回に増やすこと。
(特別支援学校北勢きらら学園)

本事案の報告を受け、当該校への再発防止の徹底を指示するとともに、特別支援学校長会において、他校でも同様の事案が起こることのないよう周知徹底を図りました。
(特別支援教育課)

2 今後の方針（取組予定等）

- (1) 今後も引き続き、作成・点検体制の見直しを図り、誤りの再発防止に努めます。
(教職員課)

- (2) 綱紀粛正及び服務規律の確保について、懲戒事案発生時を含めて定期的に事務局各所属あてに通知し、所属長を通じて事務局職員に周知徹底を図るとともに、4月の事務局新任者研修会で服務規律の確保に関する講義を行うなど、再発防止に努めます。
(教職員課)

今後も引き続き課内職員全員に注意喚起を行っていきます。
(社会教育・文化財保護課)

- (3) 引き続き、県外から入学志願する際の申請に係る書類の確認を徹底し、「三重県立高等学校通学区域に関する規則」に基づき業務を執行することで、再発防止を図ります。
(高校教育課)

- (4) 引き続き、宛名書き及び封入時に複数人の目で名前の照合をすることを徹底するなど個人情報管理を徹底し、誤送付などが発生しないよう努めてまいります。
(朝明高等学校)

引き続き、個人情報の管理を徹底し再発防止に努めるよう、当該高等学校に対して指導してまいります。
(高校教育課)

- (5) 毎年、県教育委員会からの通知である「教科書採択における公正確保の徹底について」を教職員に徹底するとともに、セルフチェックシートにより教職員の意識向上を図ってまいります。
(飯野高等学校)

引き続き、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」を遵守するよう、当該高等学校に対し指導してまいります。
(高校教育課)

- (6) 今後も引き続き複数の職員による確認体制をとるとともに、窓付き封筒を使用するなどして、適正な事務の

実施に取り組んでいきます。

(亀山高等学校)

- (7) 今後も引き続き複数の職員による確認体制をとるとともに、窓付き封筒を使用し、担任から生徒へ手交するなどして、適正な事務の実施に取り組んでいきます。
(津西高等学校)

- (8) 年度当初に、非常勤講師を含む全職員に教科書採択について注意喚起するとともに、教科書、副教材等の受け取りは、事務室のみで行い、教頭を経由して教務から教科主任への順で確認することをさらに徹底していきます。
(みえ夢学園高等学校)
- 引き続き、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」を遵守するよう、当該高等学校に対し指導していきます。
(高校教育課)

- (9) 学校教育に対する県民信頼を著しく損なうこととなった今回の事案を重く受け止め、教科書選定が適正に行われるよう職員会議等で注意喚起し、今後はより一層公平・中立な立場での教育の実践と信頼確保、再発防止に努めます。
(飯南高等学校)
- 引き続き、「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」を遵守するよう、当該高等学校に対し指導していきます。
(高校教育課)

- (10) 引き続き職員会議や研修会を通して、管理職員による校内への注意喚起を徹底していきます。
(伊勢まなび高等学校)

- (11) 引き続き、個人情報の取扱いについて、同様の事案が発生しないよう、教職員に対し「個人情報保護のために」の遵守について周知していきます。
(特別支援学校北勢きらら学園)
- 引き続き、当該校における取組が徹底されるよう指示するとともに、所管する全ての特別支援学校に対し、個人情報の取り扱いに万全を期すよう指導していきます。
(特別支援教育課)

監査の結果 3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 28 年度末現在 102,188,735 円あり、前年度と比べて 8,637,993 円増加していた。 (教育財務課、福利・給与課、高校教育課、人権教育課、県立高校 14 校) ② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (教育財務課、学校経理・施設課、高校教育課、人権教育課) ③ 督促状の発付が遅延しているものがあった。 (高校教育課) ④ 督促状で指定する納期限を、発付日から 10 日を経過した日にしていないものがあった。 (高校教育課) 講じた措置 1 実施した取組内容 ①【三重県高等学校等修学奨学金返還金】 電話、文書による催告を毎月実施したほか、居宅訪問を 5 月、11 月に実施しました。また、債権回収会社に対して、6 月に 33 件、11 月に 20 件を新たに委託し、前年度から引き続き委託しているものと合わせて、委託件数は合計で 205 件となりました。 上記により回収に至らなかったものについて、催告の弁護士への委任を 31 件行い、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを 6 件行いました。 (教育財務課) ①【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る遅延損害金等）】 電話、文書による催告を毎月実施したほか、居宅訪問を 5 月、11 月に実施しました。また、催告の弁護士への委任を 4 件行い、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを 3 件行いました。 (教育財務課) ①【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】 教職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことにより発生しました。教育委員会では、平成 20 年 9 月 17 日から恩給の支払い時に「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしています。 刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、債務者本人と訪問及び文書にて連絡を取り、定期的な自主納付を行うよう求め、また、返済金を増額するよう交渉しています。 もう 1 件については、債務者本人が死亡しているため、相続財産管理人の選任の有無について家庭裁判所に調査を実施しています。 (福利・給与課) ①②③④【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】 当該未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が、修学を継続できず退学に至ったため、返還義務が発生したものです。滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき電話による督促や督促状の送付により、未収金の回収に努めています。督促状については、リストを作成することで、適切に発付を行えるよう改善しました。 (高校教育課) ①②【高等学校等進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】 ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組み、収納促進に努めました。 ・納期限までに納付しない債務者に対して、督促状により返還を促しました。(毎月 20 日頃) ・督促状に応じない債務者に対して、電話により督促しました。(随時) ・督促状及び電話による督促に応じない債務者に対して催告状により返還を督促しました。(6 月) ・徴収強化月間と定めた 12 月以外にも、1 年以上未納かつ電話連絡の取れない債務者に対し、警告文書(4 月)、夜間電話(5 月、6 月、9 月、12 月、2 月、3 月)で督促し、居宅訪問を複数回(9 月、11 月、12 月、2 月、3 月)行い、徴収強化に努めました。 (人権教育課) ①②【高等学校授業料】 電話、文書などによる催告のほか、学校における面談、居宅訪問、民事訴訟法に基づく支払督促申立て、民事執行法に基づく預貯金の差押えにより回収を図りました。 (教育財務課、桑名北高等学校、四日市南高等学校、四日市工業高等学校、菰野高等学校、朝明高等学校、石薬師高等学校、みえ夢学園高等学校、白山高等学校、飯南高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、鳥羽高等学校、伊賀白鳳高等学校) ①【自動販売機等光熱水費負担金】 三重県教育財産規則に基づき自動販売機設置場所の賃貸借契約を締結した事業者が負担する電気料金の納付について、今後は出納閉鎖までに収納できるよう早期納付を依頼しました。 (学校経理・施設課、亀山高等学校)
--

①②【違約金（印刷機賃貸借契約）】

平成 25 年度に発生した印刷機賃貸借契約先事業者が事実上倒産し契約継続が不可能となったことによる契約解除に伴う違約金については、情報の共有を図り、催告及び精算手続きの状況把握を行いました。

（学校経理・施設課、相可高等学校）

2 今後の方針（取組予定等）**①【三重県高等学校等修学奨学金返還金】**

滞納者に対しては、電話・文書による催告を実施し、滞納期間が長期化している債権については、債権管理回収業者への委託、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。

（教育財務課）

①【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る遅延損害金等）】

遅延損害金等の滞納者には元金にも多額の滞納がある場合がほとんどであることから、債務者の滞納状況を考慮しながら、元金の納付に支障がないよう回収を進めます。元金、遅延損害金等双方の納付がない滞納者については、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。

（教育財務課）

①【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】

刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、引き続き定期的に自主納付の継続及び返済金の増額を粘り強く交渉していきます。

もう 1 件については、相続財産管理人の選任の有無を定期的に確認し、選任後に債権届け出を行い回収を行う予定でしたが、結局選任されなかったため、死亡から 5 年経過した平成 29 年 4 月 1 日に地方自治法第 236 条第 1 項の規定により、消滅時効が完成したため、不納欠損処分を行いました。

なお、今後とも「住民基本台帳ネットワーク」による生存確認を行い、過払いが発生しないよう努めます。

（福利・給与課）

①②③④【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

今後も「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校と連携しながら滞納者の現状把握を行うなど債権管理に努めるとともに、返還金の回収に努めます。

（高校教育課）

①②【高等学校等進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】

引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、債権管理を行うとともに、文書、電話、居宅訪問による督促・催告を行い、収納促進に努めます。

（人権教育課）

①②【高等学校授業料】

滞納がある在学生については、電話・文書などによる催告のほか、学校における面談により、早期の回収に努めます。

長期の滞納者については、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。

（教育財務課、県立高校 13 校）

①【自動販売機等光熱水費負担金】

今後は電気料金の早期納付を依頼し、出納閉鎖までに収納されるよう契約事業者依頼するとともに、同様な事例が発生しないよう各学校へ注意喚起を行います。

（学校経理・施設課、亀山高等学校）

①②【違約金（印刷機賃貸借契約）】

引き続き情報共有を図り、催告の継続と債務者の清算状況の把握に努めます。

（学校経理・施設課、相可高等学校）

監査の結果 3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 ① 現金収納された寄附金の金融機関への収納処理が遅延していた。(学校経理・施設課) ② 調定誤りによる授業料の過徴収があった。(四日市工業高等学校) ③ 現金納付された日本スポーツ振興センター共済掛金の金融機関への収納処理が遅延していた。(津工業高等学校) ④ 現金納付された高等学校生産品売払収入について、金融機関への収納処理が遅延していた。(久居農林高等学校) ⑤ 現金納付された高等学校生産品売払収入について、金融機関への収納処理が遅延していた。(明野高等学校) ⑥ 現金納付された授業料等の受入日の入力誤りが2件あった。(伊賀白鳳高等学校) ⑦ 現金納付された日本スポーツ振興センター共済掛金の金融機関への収納処理の遅延が複数件あった。(伊賀白鳳高等学校) ⑧ 現金納付された日本スポーツ振興センター共済掛金等の金融機関への収納処理が遅延していた。(名張高等学校) 講じた措置 1 実施した取組内容 ① 寄附申し出があった場合の手続き等について各学校に周知し、学校との連携強化を図りました。(学校経理・施設課) ② 過徴収した額は該当者に返金又は現年度の授業料に充当しました。それ以降、誤りの要因であった既卒者や中退者の授業料については、単位数を確認し、適正に算定を行っています。(四日市工業高等学校) ③ 三重県会計規則について確認を行い、納付後速やかに金融機関への収納処理を行うように努めました。(津工業高等学校) ④ 金融機関への収納処理が遅延することのないよう、担当職員が注意深く収納管理を行うとともに、職員間でも遅延が発生するおそれがないかチェックを行う体制を強化しました。また、担当職員が休暇あるいは出張の日は引継ぎを行い、副務者が代わって確実に事務を行う体制を強化しました。(久居農林高等学校) ⑤ 納付後、速やかに金融機関への収納処理を行うように職員間で周知徹底(複数によるチェック)を行いました。(明野高等学校) ⑥ 授業料等の受入処理に際して、受入日、金額等の入力につき、必ず複数職員で確認するなどチェック体制を強化しました。取り組みを実施して以降、同様の事例は発生していません。(伊賀白鳳高等学校) ⑦ 三重県会計規則について確認を行い、日本スポーツ振興センター共済掛金等が現金納付された後、金融機関への収納処理を速やかにするようにしました。取り組みを実施した結果、金融機関への収納処理の遅延は、発生していません。(伊賀白鳳高等学校) ⑧ 現金で歳入を収納したときは、速やかに指定金融機関に払い込むよう、三重県会計規則第21条第2項の徹底を図りました。(名張高等学校) 2 今後の方針(取組予定等) ① 同様の事案が発生しないよう、学校との連携を図り収納処理の遅延防止に努めます。(学校経理・施設課) ② 引き続き授業料の適正な算定を行うとともに、正しい算定方法を引き継いでいきます。(四日市工業高等学校) ③ 所属内において、改めて三重県会計規則を周知徹底するとともに、複数人によるチェック体制を実施し、速やかかつ適正な収納事務処理に努めます。(津工業高等学校) ④ 今後も引き続き、職員間のチェック等によりミス削減に努めます。また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めます。(久居農林高等学校) ⑤ 収納処理忘れを防止するため、当番札の整備を行う等「見える化」することにより職員間で周知徹底(複数によるチェック)を行い、適正な収納事務処理に努めます。(明野高等学校)
--

- ⑥ 所属内において、改めて三重県会計規則を周知徹底するとともに、引き続き複数人によるチェック体制を継続して実施し、速やかかつ適正な収納事務処理に努めます。
(伊賀白鳳高等学校)
- ⑦ 所属内において、改めて三重県会計規則を周知徹底するとともに、引き続き複数人によるチェック体制を継続して実施し、適正な事務処理に努めます。
(伊賀白鳳高等学校)
- ⑧ 1万円を超える現金は翌開庁日までに払い込むとともに、1万円未満の現金についても速やかに払い込むよう、対応の徹底を図ります。
(名張高等学校)

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

① 【学力向上のためのWEBシステム導入及び運用保守業務委託】

- ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。
(学力向上推進プロジェクトチーム)

② 【県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託】

- ・再委託承諾願に添付された「再委託先の個人情報の責任体制等報告書」に必要な事項が記載されていなかった。
- ・調査結果資料の作成部数について、仕様書で定めた部数を、変更契約の手続きを行わずに変更していた。
(保健体育課)

③ 【「関連機関と連携した就職支援実践研究」業務委託】

- ・出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていなかった。
(北星高等学校)

④ 【エレベーター保守点検業務委託】

- ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。
(菰野高等学校)

⑤ 【平成28年度津西高等学校廃棄物収集運搬及び処分業務委託】

- ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。
(津西高等学校)

⑥ 【平成28年度成績処理ソフトウェア及び校内情報機器メンテナンスに係る業務委託】

- ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。
- ・契約準備行為における見積依頼通知に「落札決定の効果は、予算発効時において生じる」旨の記載がなかった。
(津西高等学校)

⑦ 【エレベーター保守点検業務委託】

- ・予定価格の記載に誤りがあった。
(津東高等学校)

⑧ 【樹木剪定業務委託】

- ・業務完了報告書が提出されていなかった。
(伊勢まなび高等学校)

⑨ 【修学旅行企画】

- ・執行伺いが作成されていなかった。
- ・出納局事前検査を受けていなかった。
(伊勢まなび高等学校)

⑩ 【伊賀つばさ学園機械室暖房用機器保守点検業務委託】

- ・暴力団等による不当介入を受けたときの受注者の義務に関する記載が契約関係書類になかった。
(特別支援学校伊賀つばさ学園)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 再発防止のため、課内で情報共有を行い、必要な報告書類等について不備がないよう複数職員によるチェックを徹底しました。
(学力向上推進プロジェクトチーム)
- ② 契約関係書類を受理した際は、提出書類の確認に加えて、記載内容の確認を複数の職員で行うとともに、仕様書の変更など契約内容を変更する際には、会計規則に基づいた変更手続きを行うように課内で徹底を図ることで再発防止に努めました。
(保健体育課)
- ③ 三重県出納局検査要領により具体的な事務処理について再確認するとともに、出納局に早めに相談し、複数職員によるチェックを行い、再発防止に努めました。また、契約書に定めた「個人情報取扱特記事項」に従い、必要書類の提出を書面で求めるよう周知徹底を図りました。
(北星高等学校)
- ④ エレベーター保守点検業務について、過去の実績をもとに予定価格を積算していましたが、積算の参考とするため、保守点検業者から参考見積りの提出を受けて積算することとしました。
(菰野高等学校)
- ⑤ 予定価格算定に係る積算根拠の不明確については、書類の作成時の確認不足が原因でした。複数の事業者からの参考見積の徴取、市場価格調査などを行ったうえで、適切な積算根拠算定を行い、その根拠を資料として執行伺いに添付するとともに、所属内でも決裁の過程でチェックすることで、再発防止に努めました。
(津西高等学校)
- ⑥ 契約準備行為における見積依頼通知内の記載文の漏れについては、上記⑤と同様、書類の確認不足が原因でした。契約準備行為について通常の契約事務との違いを改めて確認、定着させることで、作成時と所属内の決裁でのチェックで再発防止に努めました。
(津西高等学校)

- ⑦ 原因は起案者の単純な記載誤りでしたが、他の職員がチェックの際に確認できるよう、当該案件の一連の起案文書を付けて、チェックを行うように徹底しました。
(津東高等学校)
- ⑧ 以後の契約においては、「業務完了報告書」の受領を徹底しました。
(伊勢まなび高等学校)
- ⑨ 以後の契約においては、執行伺を作成し、事前検査を受検しました。
(伊勢まなび高等学校)
- ⑩ 業務委託契約に際しての記載事項を職員に周知するとともに、事務に当たっては職員同士の相互確認に努めました。
(特別支援学校伊賀つばさ学園)
- ２ 今後の方針（取組予定等）
- ① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き、適正な事務処理に努めます。
(学力向上推進プロジェクトチーム)
- ② 今後も引き続き、契約書で定めた提出書類の受領・確認を徹底するとともに、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどして、適正な契約事務手続きの遂行に努めます。
(保健体育課)
- ③ 今後も、出納に事前に相談を行うなど契約事務の適正な事務処理に努めます。
(北星高等学校)
- ④ エレベーター保守点検業務に限らず、市況価格や業者から提出された参考見積書など予定価格積算の根拠を明示するよう、契約、支出書類に根拠資料を添付するようにします。
(菰野高等学校)
- ⑤ 今後も引き続き、決裁過程での職員間の相互チェック等によりミス削減に努めます。また、各職員が会計事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めます。
(津西高等学校)
- ⑥ 上記⑤と同様、相互チェック等の強化や、年度をまたぐものと通常業務との違いを意識的な段階から明確にさせることで、ミスの軽減に努めます。
(津西高等学校)
- ⑦ 引き続き、複数の職員により十分なチェックを行い、再発防止に努めます。
(津東高等学校)
- ⑧ 契約書の記載内容を満たす必要書類の確認・受領を徹底し、適正な事務処理に努めます。
(伊勢まなび高等学校)
- ⑨ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。
(伊勢まなび高等学校)
- ⑩ 引き続き職員同士の相互確認を行い適切な契約書類の作成に努めるとともに、会計事務の研修に職員が参加するなど適正な会計事務が行われるよう努めます。
(特別支援学校伊賀つばさ学園)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 旅費 ①【三重県・パラオ共和国友好提携 20 周年記念事業】 ・公務出張に使用する自家用車届出書が整理保管されていなかった。 (高校教育課) ②【各教科等指導主事等連絡協議会 (小学校道徳)】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (北勢教育支援事務所) ③【東北大学教育フォーラム、学校訪問、全校長総会協議会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (津東高等学校) ④【第 22 回福祉担当教員等研究協議会新潟大会】 ・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。 (飯南高等学校) ⑤【全国特別支援学校知的障害教育校長会研究大会】 ・復命書が作成されていなかった。 (特別支援学校伊賀つばさ学園) ⑥【全国知的教育特別支援学校校長研究大会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (くわな特別支援学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 所属で管理する「公務出張に使用する自家用車届出書」の簿冊の整理保管の徹底を図りました。 (高校教育課) ② 所内の情報共有を図るとともに、復命書の件名等の総合文書管理システムへの登録を行いました。 (北勢教育支援事務所) ③ 教職員が作成する文書については、学校における文書件名の登録は年 1 回一括登録するというスケジュールに従ってすべて処理していましたが、総合文書管理システムの利用環境にある職員については、都度登録することになっている旨周知しました。 (津東高等学校) ④ 監査結果を職員会議等で周知し、出張後は速やかに復命をしなければならないことを確認しました。現在、復命は、出張後速やかにされています。 (飯南高等学校) ⑤ 県外出張等については、速やかに復命書を作成するよう職員に周知しました。 (特別支援学校伊賀つばさ学園) ⑥ 総合文書管理システム利用環境下にある教職員の復命書については一括登録によらず、随時登録することとしました。 (くわな特別支援学校) 2 今後の方針 (取組予定等) ① 所属で管理する「公務出張に使用する自家用車届出書」の簿冊の整理保管の徹底に努めます。 (高校教育課) ② 本意見について情報共有を行い、遺漏のないよう留意していきます。 (北勢教育支援事務所) ③ 今後も出張後の復命は速やかに行うよう適時職員に周知するなど適正な事務処理に努めます。 (津東高等学校、飯南高等学校、特別支援学校伊賀つばさ学園、くわな特別支援学校)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が 44 件あった。このうち、開札後に中止したものが 2 件あった。(教職員課、研修推進課、桑名高等学校、川越高等学校、朝明高等学校、四日市四郷高等学校、四日市工業高等学校、四日市商業高等学校、北星高等学校、稲生高等学校、飯野高等学校、亀山高等学校、津東高等学校、久居農林高等学校、相可高等学校、宇治山田商業高等学校、明野高等学校、鳥羽高等学校、水産高等学校、伊賀白鳳高等学校、名張青峰高等学校、木本高等学校、盲学校、城山特別支援学校、かがやき特別支援学校、稲葉特別支援学校、特別支援学校伊賀つばさ学園、くわな特別支援学校、度会特別支援学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 各職員がシステムの操作方法等、関係する手続きについて再度確認するとともに、登録操作の最終段階で添付ファイルを含めた案件登録内容のコピーを複数職員で確認し、入力ミスを防ぐためのチェック体制を強化しました。この結果、各職員のチェック意識の向上や、入札事務に対する意識の向上が図られたことにより、平成 29 年度において、事務処理誤りによる入札中止は発生していません。(教職員課) ② 仕様書作成にあたって、必要となる関係法令については、関係部署に確認するようにしました。(研修推進課) ③ 仕様書の作成において、特に専門性のある分野のものについては慎重を期するよう職員に対し注意喚起するとともに、複数人によるチェックの徹底を確認しました。(桑名高等学校) ④ 入札案件を重複掲載してしまったために中止したものであり、システムの操作方法について再度確認しました。(川越高等学校) ⑤ 電子調達システムへの入力ミスが入札中止の原因であったため、入力内容についても職員間で相互チェックを行うとともにチェックリストの活用によりミスの再発防止に努めました。また、会計・契約事務の研修に参加し、関係する事務手続きに精通するよう努めました。(朝明高等学校) ⑥ 公告の際に複数の職員でチェックを行うこととしました。また、仕様書の型番誤り等に対応するため、事前にメーカー等に再確認のうえ、公告することとしました。(四日市四郷高等学校) ⑦ 事業者等から取り寄せた参考見積書等に誤りがあったことが要因であったため、参考見積書等を受領する際は、寸法や品番に誤りなどがないかについて事業者等にも確認することとしました。(四日市工業高等学校) ⑧ 仕様書の内容等については、事業担当者とともに複数で確認を行うように徹底しました。また、出納局作成の電子調達チェックリストを活用し、登録前の事前確認も行うようにしました。(四日市商業高等学校) ⑨ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書、積算書に誤りがないか公開前に職員間でチェックするなど、体制の強化に努めました。(北星高等学校) ⑩ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書、積算書に誤りがないか等公開前に職員間でチェックするなど体制の強化に努めました。また、仕様書の作成にあたっては、専門的な知識が必要とされる事項について、事業者からの情報提供や出納局への支援を求めるなど関係機関に確認するようにしました。(稲生高等学校) ⑪ 中止した事案 2 件はいずれも開札前であり、原因は 1 件が仕様書の記載ミス、もう 1 件は地域要件の誤りでした。各職員が関係する事務手続きについて、再度、確認するとともに、仕様書などに誤りがないか職員間でチェックする体制の強化に努めました。(飯野高等学校) ⑫ 電子入札に掲載した設計書の一部に単価が残っていたことにより入札を中止したものです。以後、電子入札に掲載する前に、当該書類を出力し、複数の職員で確認し、同様なことが発生しないようにしています。(亀山高等学校) ⑬ 担当職員の認識誤り等により、公告後出納駐在や業者の指摘により中止・再掲した案件がありました。地域要件等については基本に立ち帰って確認し、基準品については製造中止等がないか十分確認するようにしました。(津東高等学校) ⑭ 入札中止は、調達説明書の地域要件に誤りがあったことが原因でした。担当職員が再度確認するとともに、調達説明書の内容に誤りがないか、職員間及び決裁過程でチェックする体制を強化しました。(久居農林高等学校) ⑮ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書等に誤りがないか掲載前に複数職員でチェックする等の体制に努めました。(相可高等学校) ⑯ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書、積算書に誤りがないか公開前に職員間でチェックすることにより再発防止を図りました。(宇治山田商業高等学校) ⑰ 仕様書の作成にあたり、資格要件等専門的な知識が必要とされる事項については、複数業者や出納局等関係部署に相談し、誤りがないか確認することとしました。(明野高等学校) ⑱ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書、仕様書等に誤りがないかを掲載前に職員間でチェックする体制に努

- めました。(鳥羽高等学校)
- ⑲ 起案文書に電子調達システム入力画面を印刷したものを添付し、誤字や日付、地域要件等各項目のチェックを強化しました。また、公告直前にも直接の担当職員以外の者が電子調達システム入力状況のチェックを実施することになりました。(水産高等学校)
- ⑳ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書等に誤りがないか公開前に職員間でチェックするなど、体制の強化に努めました。平成 29 年度において、事務処理誤りによる入札中止は発生していません。(伊賀白鳳高等学校)
- ㉑ 調達説明書や仕様書等の内容に誤りが無いか、公開前に複数の職員で確認を行い、チェック体制の強化に努めました。(名張青峰高等学校)
- ㉒ 入札案件を三重県電子調達システムへ掲載するにあたり、職員が書類作成に留意するとともに、公開前の内容について、職員間でのチェック体制の強化に努めました。(木本高等学校)
- ㉓ 複数の職員でチェックする体制の強化に努めた結果、平成 29 年度は事務処理誤りによる入札中止の事案は発生していません。(盲学校)
- ㉔ 各職員が書類作成に留意し、調達説明書や仕様書、積算書に誤りがないか公開前に職員間でチェックするなど、体制の強化に努めました。(城山特別支援学校)
- ㉕ 日時や条件等案件ごとに変更がある箇所を重点的に、職員間での相互チェックをより慎重に行うこととしました。(かがやき特別支援学校)
- ㉖ 仕様書の作成にあたっては、基準品の型番に誤りがないか最新版のカタログ等により確認することを徹底するとともに、必要に応じて事業者情報提供を依頼して納期などを確認することとしました。(稲葉特別支援学校)
- ㉗ 修繕として発注する電子入札の地域要件は三重県内であることを職員に周知するとともに、調達説明書や仕様書、積算書について職員間の相互チェックで確認するようにしました。(特別支援学校伊賀つばさ学園)
- ㉘ 仕様書、添付図面に誤りがないか公開前に複数の職員が確認するようにしチェック体制を強化しました。(くわな特別支援学校)
- ㉙ システム入力において、内訳書の「要」「否」選択で入力誤りがあったため入札を中止したものです。システム入力の際に容易にチェックができるよう、入力順に沿ったチェックシートを独自に作成して入札が中止することのないように努めています。(度会特別支援学校)
- 2 今後の方針(取組予定等)
- ① 出納局が作成した電子調達チェックリストなどを活用し、決裁過程やシステム入力時に職員間で相互チェックを行うことなどによりミス削減に努めます。
- ② 仕様書作成の際は、必要に応じて複数業者や出納局等関係部署に相談することなどにより、仕様書の精度向上を図っていきます。
- ③ 各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなど、知識・技能のレベルアップを図り、その内容を職員間で共有することで、関係する事務手続きに精通するようにします。

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ その他の支出事務 ① 郵券証紙類について、平成 28 年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。(研修企画・支援課) ② 備品購入費の支払い相手方誤りにより歳出戻入を行っていた。(桑名北高等学校) ③ 消耗品費の支払い相手方誤りにより歳出戻入を行っていた。(北星高等学校) ④ 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(飯野高等学校) ⑤ 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(津東高等学校) ⑥ 郵券証紙類について、平成 28 年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。(紀南高等学校) ⑦ 郵券証紙類について、平成 28 年度年間使用枚数の見込みを誤ったことにより、在庫枚数が年度使用枚数に比べ多いものがあった。(特別支援学校東紀州くろしお学園)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 郵券証紙類については、購入時に在庫枚数と必要枚数を精査して購入することとしました。(研修企画・支援課) ② 備品購入費の支払いで、支出負担行為兼支出命令書の債権者名を誤って入力したことに気付いたため、正しい債権者名での支払処理を行いました。本来であれば、誤って入力した支払処理を取り消すところ、取消処理を失念していたものです。この事例以降は、誤りに気付いた場合は速やかに取消処理の確認を行うようにしています。(桑名北高等学校) ③ 担当職員が誤った相手方コードを入力して支出してしまったことが原因であったので、支出審査を行う出納員と支出経理担当者との役割分担を明確にわけよう改めるとともに、職員間での再チェック体制の強化に努めました。(北星高等学校) ④ 二重払いの原因は、業者からの請求書の二重提出に、当方の確認が不十分で気が付かなかったことでした。各職員が、関係する事務手続きについて再度確認するとともに、特に同一債権者・同一金額の請求書については、処理に誤りがないか職員間でチェックする体制の強化に努めました。(飯野高等学校) ⑤ 会議参加の有無により 2 枚の請求書のいずれかを選択して支払うよう発行されたものを 2 枚とも支払ったことによる二重払いであったので、より慎重に請求内容を確認するようにしました。(津東高等学校) ⑥ 在庫枚数が過剰にならないよう、適切な使用見込数量の把握に努めています。(紀南高等学校) ⑦ 郵券証紙類について、使送等により購入時の見込みよりも使用枚数が少なくなり、結果として在庫となったものであり、29 年度は購入時に必要枚数を精査して購入しています。(特別支援学校東紀州くろしお学園) 2 今後の方針（取組予定等） ① 購入時には、必要枚数を精査して購入し、必要以上の在庫を持たないように努めます。(研修企画・支援課) ② この事例以降、同様の事例は発生していませんが、決裁過程における職員間の相互チェックによりミスの発生防止に努めていきます。(桑名北高等学校) ③ 上記の取り組みを引き続き行うとともに、出納局の研修等に参加し事務遂行力を高めていきます。(北星高等学校) ④ 今後も引き続き、決裁過程での職員間の相互チェック等により二重払いが発生しないように努めます。また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めていきます。(飯野高等学校) ⑤ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き十分なチェックを行うように努めます。(津東高等学校) ⑥ 特に、年度末に在庫枚数が過剰にならないよう、使用数量を精査したうえで購入します。(紀南高等学校) ⑦ 今後は、各月・各行事ごとに前年度の実績等も参考にして適正に必要な枚数を算出し、必要以上の在庫を持たないように努めます。(特別支援学校東紀州くろしお学園)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 教育業務連絡指導手当について、支給対象とならない日に支給していたものがあった。 (四日市商業高等学校) ② 教育業務連絡指導手当について、誤った適用区分で支給していたものがあった。 (特別支援学校伊賀つばさ学園)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 教職員に対して制度説明を行い、申請の際に支給対象とならない日に該当しないか確認するよう周知しました。また、決裁過程でのチェックに努めました。 (四日市商業高等学校) ② 速やかに更正処理を行い、正しい適用区分での支給を行うとともに、教員特殊業務手当の適用区分について職員に周知しました。 (特別支援学校伊賀つばさ学園) 2 今後の方針（取組予定等） ① 今後も引き続き、教職員への制度周知の徹底と決裁過程での確認に努めます。 (四日市商業高等学校) ② 給与制度について引き続き職員への周知に努めるとともに、給与事務を行うに当たっては関係法規集で確認を行うなどし、誤りのない事務を行うよう努めます。 (特別支援学校伊賀つばさ学園)

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 管理換えて取得した財産に係る台帳整理、異動報告が行われておらず、また、この分の財産が含まれない状態で定期報告が行われていた。 (学校経理・施設課) ② 公有財産の異動報告が遅延していた。 (社会教育・文化財保護課) ③ 教育財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。 (伊勢まなび高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 管理換えて財産を取得した場合は、管理換えの承認後、速やかに公有財産台帳の整理・異動報告を行うよう努めています。また、公有財産異動報告・定期報告は、管財課と、管理換えにおいては管財課だけでなく管理元所属と調整すること多いため、密に連絡をとり遅滞なく業務を進めるよう努めています。 (学校経理・施設課) ② 平成29年度の定期報告前に気が付き、速やかに異動報告を行うとともに、監査後には、異動があった場合は、すぐに報告するよう改めて担当者に周知を行いました。 (社会教育・文化財保護課) ③ 使用(貸付)料の納入状況欄について、直近の納付済金額の記入が漏れていたため、これを記入しました。 (伊勢まなび高等学校) 2 今後の方針(取組予定等) ① 引き続き、関係課と連携をとりながら、管理換え手続きを行うことで、再発防止に努めます。 (学校経理・施設課) ② 異動が行われた場合、三重県公有財産規則に基づき、速やかに異動報告を行います。 (社会教育・文化財保護課) ③ 会計事務の自己検査時等の機会に職員間で確認する等、チェック体制を強化します。 (伊勢まなび高等学校)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 物品の管理 ① 所在不明となっている備品があった。 (北星高等学校) ② 一式管理できる要件を満たしていない物品を「一式」として物品登録していた。 (伊勢まなび高等学校) ③ 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (名張青峰高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 所在不明となっている備品について調査したところ廃棄済であったので、物品の処分手続きを行いました。 (北星高等学校) ② 以後の新規購入時には、セット単位で購入した備品について、単品ごとに備品登録を行いました。 (伊勢まなび高等学校) ③ 対象物品に物品標示票を貼付しました。また、すべての備品を対象に現品照合を実施し、物品標示票の確認ができなかったものについて順次貼付を行っています。 (名張青峰高等学校) 2 今後の方針（取組予定等） ① 廃棄した物品について適正に財務処理を行い、手続き漏れが無いよう適正に事務を行っていきます。 (北星高等学校) ② 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。 (伊勢まなび高等学校) ③ 新たに備品を取得した際には、速やかに物品標示票を貼付することを徹底するとともに、管理状況について定期的に確認を行い、引き続き適正な物品管理に努めます。 (名張青峰高等学校)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 金品亡失（損傷） ① クラリネットの損傷（修理代 265,200 円） (相可高等学校) ② 小型無人飛行機（ドローン）の損傷（損害額 118,318 円） (名張西高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 改めて、職員会議等において物品の適正な管理、取り扱いに細心の注意を払うよう、注意喚起を行いました。 (相可高等学校) ② 改めて、職員に物品の管理・取扱いについて注意喚起を行いました。 (名張西高等学校) 2 今後の方針（取組予定等） ① 物品の適正な管理、取り扱いに細心の注意を払うよう、引き続き周知徹底を図ります。 (相可高等学校) ② 引き続き、物品の管理・取扱いについて注意喚起を行っていきます。 また、今後使用する場合は、今まで以上に事前に操作講習を受講するなど操作方法を十分理解したうえで、細心の注意を払って使用するよう周知徹底します。 (名張西高等学校)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 442,597 円) (人権教育課) ② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 433,890 円) (くわな特別支援学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 課内会議を始め機会を捉えて、課員に対して安全運転と交通事故防止について注意喚起を行いました。(人権教育課) ② 職員会議において全職員に対し安全運転に努めることを管理職から周知しました。 夕暮れ時や交差点付近など事故が発生しやすい時間帯、場所では安全な速度、車間距離を保って運転するよう注意喚起を行いました。(くわな特別支援学校) 2 今後の方針(取組予定等) ① 今後も、課員に対し機会を捉えて、交通事故防止や安全運転について注意喚起し、交通事故の未然防止に努めます。(人権教育課) ② 今後も職員に対し機会あるごとに交通事故防止の意識啓発をし、職員が常に安全運転を心がけるよう努めます。(くわな特別支援学校)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (6) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。（福利・給与課） ② 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。（明野高等学校）
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 金品亡失（損傷）が発生した場合には、速やかに状態を把握し、速報を提出するよう周知徹底しました。（福利・給与課） ② 報告書提出の遅延については、損傷した物品が借上物品であったため、その修理費用発生の有無及び報告書作成の有無の確認をしていたことが原因でした。 所属物品・借上物品、修理費用発生の有無等に関わらず、事実発生の時点で速報を速やかに報告することを周知徹底しました。（明野高等学校） 2 今後の方針（取組予定等） ① 以降、同様の事案は発生していませんが、引き続き金品亡失（損傷）が発生しないよう周知徹底を図り、万が一にも発生した場合には、遅滞なく速報を提出するよう適正な事務処理に努めます。（福利・給与課） ② 今後とも金品亡失（損傷）が発生しないよう努めるとともに、発生した場合は遅滞なく報告を行う等、適正な事務処理に取り組んでいきます。（明野高等学校）

部局名 労働委員会事務局

監査の結果
1 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 旅費 ① 【28年度全国労働委員会事務局審査・調整主管課長会議】 ・旅行完了後、速やかに文書をもって復命されていなかった。 (調整審査課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 県外への旅行等、文書による復命が必要な旅行を完了した後は、速やかに文書をもって復命するよう、全職員に周知徹底しました。 (調整審査課) 2 今後の方針（取組予定等） ① 今後も、課内ミーティング等で、速やかな文書復命を周知し、適正な事務処理に努めます。 (調整審査課)

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底) (1) 平成 28 年度の懲戒処分については、守秘義務違反等により 4 人(前年度 0 人)の警察職員が処分されている。 これらの事案は、警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。 (警務部監察課)
講じた措置
<u>平成 29 年度</u> 1 実施した取組内容 懲戒処分を実施した非違事案については、その要因の一つとして職員の身上把握・指導が十分ではないことが認められることから、これらの要因を分析し、非違事案の起こりにくい環境の構築と身上把握・指導の徹底のため、下記のとおり非違事案の再発・未然防止対策に取り組みました。 (1) 総合・随時監察の実施 適正な業務推進と身上把握・指導の徹底に向け、全警察署に対する総合監察を実施したほか、警察本部を含めた全ての所属と交番・駐在所に対して随時監察を実施しました。 (2) 三重県警察業務指導部会の開催 監察課と業務主管部門との緊密な連携を図り、非違事案の原因を分析するとともに、非違事案の発生するリスクが高い業務領域について協議・検討を行い、その結果を業務指導に反映させるなど、予防監察の充実化を行いました。 (3) 巡回指導の実施 情報セキュリティに関しては、巡回指導を実施し、組織的な捜査管理の徹底等について全警察署に対する指導教養を実施しました。 (4) 自主点検の実施 非違事案の未然防止に向けて、個々の職員が日常の業務を通じて取り組む自主点検制度において、情報セキュリティを始めとする項目について自主点検を実施しました。 (5) 懲戒処分事例の情報共有 全国及び県内で発生した懲戒処分等の事例を全所属で情報共有し、危機意識の醸成や規範意識の高揚を図るための教養資料の提供に努めました。 (6) 身上把握・指導の徹底 身上把握・指導に関して、職員について組織的に把握するため、定期的な面接の実施等を行うとともに、幹部職員に対して効果的な面接を行うための技能等の教養を実施しました。 2 取組の成果 平成 29 年度の懲戒処分者は 5 人で、県民の信頼を損ねる業務上の非違事案が発生していることを真摯に受け止め、引き続き、非違事案の起こりにくい職場環境の構築に加えて、職責の自覚や倫理観の醸成に努めます。 <u>平成 30 年度以降(取組予定等)</u> 非違事案の絶無を図り、県民の期待と信頼に応える警察を確立するため、下記施策を重点的に推進します。 (1) 業務上の非違事案に対しては、事案の真相を解明して厳正な処分を行うとともに、その原因・背景を詳細に分析し、引き続き、非違事案につながりやすい仕組みの改善と部門横断的な情報共有に努めます。 (2) 警察職員が高い規律と士気を保持して積極的に「県民のため」の活動にまい進することができる職場環境の確立に努めます。 (3) 各級幹部による経年で実効ある職員の身上把握・指導の実現に向けて、引き続き体系化や面接技能等の向上に資する教養を推進するとともに、適時適切な賞揚を行うなどして、職員の士気の高揚に努めます。

部局名 警察本部

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上) (2) 平成28年の「刑法犯」の認知件数は14,112件(前年比-1,066件)となり、ピークであった14年の47,600件の3割以下(約29.6%)にまで減少し、平成に入ってから最少件数を前年に続き更新した。 しかし、特殊詐欺(前年比+38件)や自動車盗(前年比+82件)など、一部の罪種で認知件数が増加しており、特殊詐欺については、4年連続で被害件数が100件、被害額が5億円を超えている状況となっている。 このことから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課) 講じた措置 <u>平成29年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 犯罪の抑止 - 地域の犯罪情勢に加え、地域住民が不安を寄せる犯罪や事象を的確に把握し、これに即したきめ細かな犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、企業等による主体的な自主防犯活動の促進、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、地域社会が一体となった「安全安心まちづくり」に向けた取組を推進しました。 「街頭防犯カメラ設置モデル地区(四日市市諏訪地区)」の取組等を広報し、自治体や自治会、商店街等による自主的な街頭防犯カメラの設置を促進したほか、自治体に対する設置助成金制度の導入・拡充の働き掛けや、老朽化や故障が著しい街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切替を行い、街頭防犯カメラ等の犯罪抑止インフラの整備拡充を図りました。 (2) 検挙率の向上 重要犯罪、重要窃盗犯等の早期かつ徹底検挙を図るため、組織の総合力を発揮した迅速適確な初動捜査、綿密な現場鑑識活動の徹底、各種捜査支援システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠確保のための取組を強化しました。 (3) 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化 - 県民の特殊詐欺に対する警戒心・抵抗力の向上を図るため、毎月15日に設定した「特殊詐欺撲滅の日」を中心に防犯指導・広報啓発を強化したほか、敬老の日に合わせて、県内全小学生から高齢者等へのメッセージカードによる注意喚起や、コールセンターからの電話連絡を通じた県民等への注意喚起を実施しました。また、金融機関に対するATM振込制限導入の働き掛けや、コンビニエンスストアと連携した電子マネー被害防止封筒等による水際阻止など、金融機関等と連携した水際対策の強化を図りました。 - 現場設定型捜査の積極的な実施による実行犯の検挙、中枢被疑者の検挙に向けた突き上げ捜査、特殊詐欺助長犯罪の取締りなどの取組を推進しました。 2 取組の成果 - 平成29年中の刑法犯認知件数は、13,346件で前年比766件(-5.4%)と大幅に減少したものの、特殊詐欺認知件数については、205件で前年比41件(25.0%)の増加となりました。 - 刑法犯の検挙率は、42.8%で前年比+10.5ポイント、重要窃盗犯の検挙率は、84.0%で前年比+29.1ポイントと、それぞれ大幅に上昇しましたが、重要犯罪の検挙率は94.1%で前年比-2.8ポイントの微減となりました。 特殊詐欺は、検挙件数が29件で前年比+11件の増加となりましたが、検挙人員は、14人で前年比-3件の減少となりました。特殊詐欺助長犯罪については、口座開設詐欺等で135件・51人検挙し、いずれも、前年比+40件・+11人と増加しました。 <u>平成30年度以降(取組予定等)</u> 1 犯罪の抑止 - 絶えず変動する地域の犯罪情勢に柔軟に対応し、真に効果的な犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、地域社会が一体となって犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを一層推進します。 - 引き続き、自治体や自治会、商店街等による自主的な街頭防犯カメラの設置促進を図るほか、自治体による設置助成金制度の導入・拡充の働き掛けや、老朽化や故障が著しい街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切替を行い、街頭防犯カメラ等の犯罪抑止インフラの整備拡充に努めます。 2 検挙率の向上 重要犯罪をはじめ、県民に不安を与える種々の犯罪の早期かつ徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査の徹底、各種捜査支援システムの活用や科学捜査を一層推進するなど、取組を一層強化します。 3 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化 - 特殊詐欺の被害を減少させるため、引き続き、県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発、被害に遭わないための環境整備、金融機関等と連携した水際対策を、予防対策の3本柱に据え、各種対策を推進します。 - 依然として大きな被害が生じている特殊詐欺の被害を減少させるため、実行犯の検挙、突き上げ捜査、特殊詐欺助長犯罪の取締り等、特殊詐欺撲滅に向けた取組を一層強化します。

部局名 警察本部

監査の結果 1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止) (3) 平成28年の交通事故死者数は、前年を13人上回る100人に増加するとともに、高齢者交通事故死者数は、前年と同数の52人となった。 また、交通事故死者数のうち、交通弱者(歩行中、自転車乗用中)の占める割合は、約5割となっている。 このため、関係機関と連携を図り、高齢者、交通弱者に重点を置いた交通事故防止対策を推進するとともに、交通安全施設の適切な更新を行うことなどにより、交通事故の発生抑止に取り組まれない。 (交通部交通企画課、交通部交通規制課) 講じた措置 平成29年度 1 実施した取組内容 (1) 重点4Sプラスワン対策の推進 平成28年中の交通死亡事故の特徴をみると、死者数において高齢者が約5割以上、歩行中・自転車乗用中の交通弱者が約5割を占めるほか、四輪乗車中死者の約4割がシートベルト非着用であり、また、飲酒運転による死亡事故も根絶に至ってない特徴から、高齢者の交通事故防止(シルバー)、シートベルト着用促進(シートベルト)、飲酒運転の根絶(サケ)、速度抑制(スピード)の4つのSに、歩行者の交通事故防止を加え(プラスワン)、「重点4Sプラスワン対策」を柱として、総合的な交通死亡事故等抑止対策を推進しました。 特に、高齢者の交通事故防止と歩行者の交通事故防止を最重点に掲げ、交通指導取締りを始めとする街頭活動のほか、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。 (2) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 飲酒運転、最高速度違反等の悪質性・危険性の高い違反や横断歩行者等妨害、信号無視等の交差点関連違反など交通事故に直結する違反に対する取締りのほか、シートベルト着用義務違反や運転者の遵法意識に起因する携帯電話使用の違反についても取締りを強化しました。また、交通事故多発時間帯及び路線における指導取締り、交通事故発生現場及びその周辺における事故情報の広報を兼ねた取締りなど、交通事故の発生実態に応じた取締りを推進しました。 (3) 街頭における広報啓発活動の強化 ア 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの推進 平成28年中の夜間における歩行者の交通事故死者20人中19人が夜光反射材を着用していなかったことから、あらゆる機会を通じて、「自動車の前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え」、「夕暮れ時等における早めのライト点灯」「歩行者・自転車利用者の夜光反射材の着用促進」を重点とする「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」を推進しました。また、10月1日から三重県交通安全対策協議会が主唱し、展開している「夕暮れ時、ちょっとお早めのライト・オン運動」についても、併せて普及啓発活動を推進しました。 イ 歩行者にやさしい三重づくり作戦の推進 歩行者等の交通事故を防止するため、「歩道・横断歩道では、人優先」であることを広報し、ドライバーに対しては、歩行者等への保護意識の高揚を図ったほか、歩行者等に対しては、自ら進んで交通ルールを遵守し、交通マナーを実践できるよう、交通安全教育・広報啓発活動を推進しました。 (4) 安全・安心な交通環境の整備 子どもや高齢者の交通事故防止に重点指向し、ゾーン30や学校周辺の通学路における交通安全施設の整備を図りました。また、老朽化した信号制御機・信号柱や摩耗した横断歩道等の道路標示について、更新・塗り替えを推進しました。 (5) 飲酒運転ゼロを目指す条例に基づく取組の推進 飲酒運転根絶に向けた県民の規範意識を確立するため、飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故実態等の広報啓発・交通安全教育を推進するとともに、関係機関・団体等と連携し、ハンドルキーパー運動の普及啓発を推進しました。また、飲酒運転取締りを強化しました。 2 取組の成果 平成29年中の交通事故発生状況については、死亡事故件数83件(前年比-15件)、死者数86人(前年比-14人)、人身事故件数5,441件(前年比-597件)、負傷者数7,113件(前年比-1,045件)となり、死者数は、統計が残る昭和29年以降、最少を記録するとともに、人身事故件数は13年連続、死傷者数は12年連続で減少しました。 交通死亡事故の特徴は、①全死者数に占める高齢者が4割以上を占める。(37人・構成率43.0%) ②全死者数に占める交通弱者(歩行中・自転車乗用中)が約5割を占める。(41人・構成率47.7%) ③シートベルト非着用者が約6割を占める。(四輪乗車中の死者35人中、シートベルト非着用者は20人・構成率57.1%) ④飲酒運転の増加(5件・前年比+4件)などが挙げられます。 平成30年度以降(取組予定等) ○ 交通死亡事故等抑止対策の一層の推進 第10次三重県交通安全計画が掲げる目標の達成に向け、「重点4Sプラスワン対策」を柱として、交通指導取締りをはじめとする街頭活動、関係機関・団体との連携による交通安全教育・広報啓発活動、交通安全施設の整備等総合的な交通死亡事故等抑止対策の一層の推進に努めます。 - 交通安全教育・広報啓発活動の推進 - 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 - 高齢運転者、悪質・危険運転者対策の推進 - 安全で快適な交通環境の整備

部局名 警察本部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が平成 28 年度末現在 23,728,046 円あった。 (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課) ② 債権処理計画の目標が達成されていないものがあった。 (警務部会計課、交通部交通規制課) イ 収入事務 ① 不在者投票経費に係る調定事務が遅延しているものがあった。 (伊勢警察署)
講じた措置
1 実施した取組内容 【放置違反金】 (1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。 (2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終催促状を発出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、放置違反金の納付の催促を行いました。 (3) 最終催促後の未納者に対しても、引き続き粘り強い催促を実施するとともに、滞納処分を念頭に放置違反金の早期徴収に努めました。 (4) 放置違反金サポート員を雇用し、未収となっている放置違反金の早期徴収に努めました。 (5) 平成 28 年度末現在の放置違反金の未済額は、9,501,327 円でありましたが、上記取組等により、過年度分の未収金について、2,680,354 円（3 月末：見込み）を回収するなど成果を上げました。 【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】 (1) 交通信号機については、債務者に対して定期的に電話催告、訪問を行い、分割納付等の現状にあった納付指導を行うなど、回収に努めました。 (2) 交番については、債務者は、現在、刑務所に収監中ですが、定期的に訪問を行い、損害賠償金返済に関する納付指導を行いました。 【収入事務】 定例的な収入でなかったこともあり、調定日の考え方について認識の不足があったことから生じたものです。このような事案が再発しないよう、会計事務研修会への積極的な参加や各種会計事務資料による実務知識の向上を図り、複数の職員でチェックを行うなど事務体制を強化しました。 2 今後の方針（取組予定等） 【放置違反金】 文書、電話及び訪問等による催促を推進し、併せて滞納処分による放置違反金の早期徴収を行い、収入未済額の減少と発生の防止に努めます。 【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】 電話、訪問による催促等の納付指導を行い、債権の回収に努め、また、債権処理計画の目標達成に努めます。 【収入事務】 引き続き、会計事務に関する指導教養を積極的かつ継続的に実施するとともに、三重県出納局等が実施する各種研修に積極的に出席させ、担当者による自己確認及び複数職員によるチェック機能の強化に努め、適正な事務処理を推進します。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【自家用電気工作物保安管理業務委託】 ・ 予定価格が記録されていなかった。 (大台警察署) ② 【伊勢警察署空調設備等保守点検業務委託】 ・ 執行伺いに随意契約の根拠が記載されていなかった。 (伊勢警察署) ③ 【伊勢警察署合併汚水処理施設維持管理業務委託】 ・ 執行伺いに随意契約の根拠が記載されていなかった。 (伊勢警察署) イ 工事、物件等における入札中止状況 ① 事務処理誤りにより入札を中止した事案が4件あった。 (警務部会計課、地域部通信指令課、交通部交通規制課、交通部運転免許センター) ウ その他の支出事務 ① 自賠責保険料の過払いにより歳出戻入を行っていた。 (警務部会計課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア、ウは、担当者の認識不足、単純な記載ミス等が起因したもので、同種事案が発生しないように、会計事務研修会への積極的な参加や各種会計事務資料による事務能力の向上を図るとともに、複数の職員でチェックを行う等の事務体制を強化して、再発防止に努めました。 イは、公告後の仕様変更・追加等の事務処理誤りによるもので、入札事務の執行に関し、主管課との事前協議や調整を密接に図るとともに、仕様書等の内容の十分な確認、複数人による点検の徹底等、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。 2 今後の方針（取組予定等） ア、ウは、引き続き、出納局等が実施する各種研修に積極的に参加して実務能力の向上を図るとともに、複数職員によるチェック機能の強化に努めていくことで、適正な事務処理を推進します。 イは、引き続き、主管課との事前協議や調整を密接に図るとともに、担当者の知識技能のレベルアップ及び複数の職員によるチェック機能の強化を図り、適正な事務手続を推進します。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 高速道路認定者に対し、その利用を常例としているかの確認がされていなかった。 (大台警察署) ② 高速道路認定において、支給基準を満たさない職員に、有料道路料金が加算支給されていた。 (尾鷲警察署)
講じた措置
1 実施した取組内容 ①については、同種事案が発生しないように、給与事務担当者に対し給与事務研修会等への積極的な参加や各種給与事務教養資料による実務能力の向上を図るとともに、複数の職員で確認作業を行う等の事務体制の強化を図りました。 ②については、当該職員に、有料道路利用回数を確認できる利用明細書の写しの提出を求め、手当支給基準を満たさない期間の是正（手当額の戻入）を行いました。 ①、②ともに、警務係と会計係の間で手当の支給状況について情報共有を徹底するとともに、警務係が実施する事後確認を会計係が更に確認し相互牽制作用を働かせることにしました。 また、認定事務担当者に対し幹部職員から手当の仕組みと事後確認の重要性について教養を実施しました。 2 今後の方針（取組予定等） ①については、各種給与事務研修等に積極的に参加して給与事務担当者の実務能力の向上を図るとともに、複数職員によるチェック機能の強化を引き続き実施し、適正な事務処理に努めます。 ②については、認定事務担当者に対する給与関係規定等の習得を推進するため、幹部職員による指導を継続します。また、手当認定時、各段階で関係規定に基づく確実な点検を実施し、認定後の確認においても規定どおり厳正な事後確認を実施するなど、適正な事務処理に努めます。

部局名 警察本部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 行政財産の目的外使用について、事情の変更等を考慮することなく、従来の協定に基づき公益性を判断し使用許可を行っていた。(警務部会計課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 「社団法人」から「一般社団法人」となった法人との協定に基づく事業につき、行政財産の目的外使用許可の要否や協定書の見直しを含めて検討を進めました。 (2) これまでの事業運営実態につき、関係団体や所属に対して確認を行いました。 (3) 関係所属により、各県における事業の実施状況や運営形態、委託方法などを調査し、当県での事業の実施方法の見直しを進めました。 (4) 使用を許可する一般社団法人と今後の事業運営方法につき協議を実施しました。 (5) 委託契約の是非などにつき出納局等と協議を実施しました。 (6) 同事業につき委託契約を担える団体等を調査しました。 (7) 関係各課による協議を進め、平成 30 年度以降の実施方法につき、委託契約による実施を含め、方向性を検討しました。 (8) 他の事業との統合などを検討しました。 2 今後の方針（取組予定等） 行政財産の目的外使用による使用許可を見直します。 委託契約等による事業の存続の可能性を含めて総合的に検討を続けます。

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (5) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 人身事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 193,706 円、相手 191,191 円) (治療費等：県 0 円、相手：656,085 円) (刑事部捜査第三課) ② 人身事故 (負担割合：県 70%、相手 30%) (物損額：県 190,348 円、相手 215,989 円) (治療費等：示談中) (四日市南警察署) ③ 物損事故 (物損額：県 746,280 円) (津警察署) ④ 物損事故 (物損額：県 264,600 円) (名張警察署)
講じた措置
1 実施した取組内容 交通事故の防止対策として、下記のとおり、交通事故の発生実態を踏まえた指導教養、訓練を徹底するなど、継続的に各種取組を推進した結果、公用車の交通事故発生件数は前年比で減少しました。 (1) 再発防止教養等の実施 交通事故を起こした職員やその同乗者を召致して、運転適性検査、運転技能訓練、交通事故をテーマとした小集団討議を実施し、職員の運転技能及び交通事故防止意識の向上を図りました。 また、各所属において、各種会議など機会あるごとに、所属長等幹部が、交通事故防止について指示、指導を行いました。 (2) 運転技能の検証 交通部運転免許センターの職員が、交通事故を起こした職員の運転技能を検証し、運転技能に応じて具体的な助言・指導を実施しました。 また、運転技能の検証結果については、今後の指導教養に活用するため、対象職員の所属に通知し、所属においても検証結果に基づく指導教養を実施しました。 (3) 運転技能訓練等の実施 各所属において、若手警察官等を対象とした運転技能訓練や同乗者を想定した安全誘導訓練等、交通事故の発生実態に応じた指導教養を実施し、交通事故の防止に努めました。 (4) 車両運転技能認定制度の運用 車両技能認定制度では、運転技能検査に合格し、運転資格を取得した職員でなければ公用車を運転することができません。 緊急走行を行う場合など、警察では高度な運転技術を要求されることから、職員の運転技能の向上と交通事故の防止のため、車両運転技能認定制度を厳格に運用しました。 (5) 教養担当者に対する指示等 各警察署の指導教養担当者を召致して、幹部から事故防止対策の強化について指示したほか、各所属の事故防止に係る取組事例を改めて共有しました。 (6) ドライブレコーダー等を活用した技能指導 新たに通達を発出してドライブレコーダーの活用や車両に同乗しての技能指導を指示し、事故防止対策を強化しました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導教養を推進するなど交通事故防止対策を徹底し、公用車の交通事故の更なる減少に努めます。

部局名 警察本部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (6) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。（四日市南警察署） ② 金品亡失（損傷）報告書について、提出が遅延していたものが2件あった。（伊勢警察署）
講じた措置
1 実施した取組内容 ①、②ともに、担当者の認識不足から起因したもので、同種事案が発生しないように、会計課事務研修会等への積極的な参加や各種会計事務資料による実務能力の向上を図るとともに、金品亡失（損傷）事案発生時の連絡体制、チェック機能を強化しました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、あらゆる機会を捉えて職員の実務能力の向上を図るとともに、関係各課との連携による連絡体制の確立に留意し、複数職員によるチェック機能を強化するなど遅延を生じさせないシステムを構築し、適正な事務手続を推進します。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
